

写 平成 30 年第 2 回定例会

(6 月 12 日招集)

町議会会議録

益城町議会

平成30年第2回益城町議会定例会目次

○6月12日（第1日）

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	2
説明のため出席した者の職・氏名	2
開会・開議	2
・諸般の報告（議席配付）	
日程第1 会議録署名議員の指名について	2
日程第2 会期の決定について	2
日程第3 所信表明	3
日程第4 報告第1号 平成29年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	7
日程第5 報告第2号 平成29年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	9
日程第6 報告第3号 平成29年度益城町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	12
日程第7 報告第4号 平成29年度益城町公共下水道特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について	12
日程第8 報告第5号 平成29年度益城町水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について	13
日程第9 報告第6号 益城町土地開発公社の経営状況の報告について	13
日程第10 議案第51号 平成30年度益城町一般会計補正予算（第1号）	15
日程第11 議案第52号 平成30年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第1号）	15
日程第12 議案第53号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	15
日程第13 議案第54号 益城町町民表彰等条例の制定について	15
散会	43

○6月13日（第2日）

出席議員	44
欠席議員	44
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	44
説明のため出席した者の職・氏名	44
開議	45

日程第1 一般質問	45
-----------	----

7番 吉村建文議員	45
-----------	----

1 スズメバチの巣の駆除について

昨年12月議会でとりあげさせていただいた件ですが、その駆除についての補助は要件等も考慮したうえで前向きに検討していきたいと報告を受けたが、現状をお伝えいただきたい。

2 介護予防について

本年4月1日から介護保険料が標準月額で5,500円から6,600円に改定されました。町の施策として元気な高齢者を増やしていくことが、今後重要になってきますが、現在どのような対策を講じているのかお伺いします。

3 益城版コミュニティスクールの導入についてと来年度から始まる小学校の部活動の社会体育化について

町長は益城版コミュニティスクールの導入を公約の1つとしてあげられましたが、その具体的内容をお伺いします。また、来年度から小学校においては部活動がなくなり、「部活動指導員」を導入して、その任にあたらせるとの事ですが現状を知らせてほしい。

4 市電の延伸化について

市電の延伸化についての取り組みと現状をお伺いします。

5 広報ましきについて

広報「ましき」についてもっと紙面を工夫すべきではないか。お伺いします。

6 防災・減災について

現在、公明党で100万人訪問アンケートを実施していますが、その中で町民の方より防災ファイルを支給できないかとの声をいただいた。

検討することを考えてみてはどうか。

15番 竹上公也議員	57
------------	----

広報ましき4月号「文化会館第2駐車場と木山交差点との土地交換に関する疑問へのお答え」を掲載した「町長の政治姿勢」について

広報ましき4月号に掲載された文化会館第2駐車場と木山交差点との土地交換に関する疑問へのお答えを題に調査特別委員会（百条委員会）の委員9名でまとめた委員会報告

書の内容を完全に否定された文面として掲載された。この事については特別委員会として2年間に渡り実施して来た作業がまるで無駄な事であった事と町民はとらえるだろう。すでに報告は終わった事であるが、当時の百条委員会の委員としてお聞きしなければならない。

- 1 この文面は、そもそも町長自身で書かれたものなのか。
- 2 百条委員会が結成された事に対し、町長はどの様にお考えなのか。
- 3 書かれている3つの内容について土地交換で町に損害を与えたのではないか。
- 4 町の条例に違反していないか。
- 5 用途廃止は町長裁量権の逸脱ではないのか。

5番 榮 正敏議員 66

- 1 町長の所信表明について
西村町政“2期目”にあたり、今後4年間において重要な施策の中で町民主役のまちづくりと言っているが、具体的な施策は。町長の考えを伺いたい。
- 2 今後の復興に関する膨大な予算について
今後、復旧・復興に関連した工事について、町が発注する工事件数・工事額も相当なものになると思われるが、この工事の発注方法等について伺いたい。
- 3 震災遺構について
国天然記念物として指定された震災遺構の福田・谷川地区について、見学者等に対し、駐車場やアクセス方法など対応はどうするのか。対策等検討されているのであれば伺いたい。

散会 76

○6月18日（第3日）

出席議員 77

欠席議員 77

職務のため出席した事務局職員の職・氏名 77

説明のため出席した者の職・氏名 78

開議 78

日程第1 常任委員長報告 78

日程第2 議案第55号 工事請負契約の締結について 84

日程第3	議案第56号	工事請負契約の締結について	85
日程第4	議案第57号	工事請負契約の締結について	86
日程第5	議案第58号	工事請負契約の締結について	87
日程第6	議案第59号	工事請負契約の締結について	87
日程第7	議案第60号	工事請負契約の締結について	89
日程第8	議案第61号	工事請負契約の変更について	90
日程第9	議案第62号	工事請負契約の変更について	92
日程第10	議員提出第2号	町長の専決処分事項の指定に関する条例の制定について	96
日程第11	議員派遣の件		98
日程第12	閉会中の継続調査の件		98
閉会			98

平成30年第2回益城町議会定例会会議録

1. 平成30年6月12日午前10時00分招集
2. 平成30年6月12日午前10時00分開会
3. 平成30年6月12日午後2時58分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 所信表明
 - 日程第4 報告第1号 平成29年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 日程第5 報告第2号 平成29年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
 - 日程第6 報告第3号 平成29年度益城町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 日程第7 報告第4号 平成29年度益城町公共下水道特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について
 - 日程第8 報告第5号 平成29年度益城町水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について
 - 日程第9 報告第6号 益城町土地開発公社の経営状況の報告について
 - 日程第10 議案第51号 平成30年度益城町一般会計補正予算（第1号）
 - 日程第11 議案第52号 平成30年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第12 議案第53号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第13 議案第54号 益城町町民表彰等条例の制定について

7. 出席議員（17名）

1番 上村幸輝君	2番 下田利久雄君	3番 富田徳弘君
4番 松本昭一君	5番 榮正敏君	6番 中川公則君
7番 吉村建文君	9番 宮崎金次君	10番 坂本貢君
11番 寺本英孝君	12番 坂田みはる君	13番 石田秀敏君
14番 中村健二君	15番 竹上公也君	16番 渡辺誠男君
17番 荒牧昭博君	18番 稲田忠則君	

8. 欠席議員（0名）

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 西 口 博 文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 村 博 則 君	副 町 長	向 井 康 彦 君
教 育 長	酒 井 博 範 君	政 策 審 議 監	永 田 清 道 君
土 木 審 議 監	持 田 浩 君	危 機 管 理 監	今 石 佳 太 君
会 計 管 理 者	高 森 修 自 君	総 務 課 長	中 桐 智 昭 君
総 務 課 審 議 員	塘 田 仁 君	総 務 課 審 議 員	富 永 清 徳 君
企 画 財 政 課 長	山 内 裕 文 君	生 活 再 建 支 援 課 長	姫 野 幸 徳 君
税 務 課 長	坂 本 祐 二 君	住 民 保 険 課 長	森 部 博 美 君
こ だ も 未 来 課 長	木 下 宗 徳 君	健 康 づ くり 推 進 課 長	後 藤 奈 保 子 君
福 祉 課 長	深 江 健 一 君	産 業 振 興 課 長	安 田 弘 人 君
都 市 建 設 課 長	荒 木 栄 一 君	公 営 住 宅 課 長	河 内 正 明 君
復 旧 事 業 課 長	増 田 充 浩 君	復 興 整 備 課 長	坂 本 忠 一 君
復 興 整 備 課 審 議 員	米 満 博 海 君	危 機 管 理 課 長	金 原 雅 紀 君
学 校 教 育 課 長	福 岡 廣 徳 君	生 涯 学 習 課 長	吉 川 博 文 君
水 道 課 長	森 本 光 博 君	下 水 道 課 長	水 上 眞 一 君

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第2回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席いただき、ありがとうございます。

議員定数18名、出席議員17名です。

これより、平成30年第2回益城町議会定例会を開会します。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは日程に従い、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、7番吉村建文議員、14番中村健二議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月18日までの7日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(稲田忠則君) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は7日間とすることに決定しました。

なお、日程について申し上げます。本日は、町長の所信表明、本定例会に提案されました議案の説明及び議案に対する総括質疑を行います。あす13日は一般質問、14日は各常任委員会、議案審査、15日は各常任委員会、現地視察、16、17日は休会、18日は常任委員長報告、質疑、討論、採決、その他ということでありたいと思います。

日程第3 所信表明

○議長(稲田忠則君) 日程第3、所信表明について、町長の発言を許します。

西村町長。

○町長(西村博則君) 皆さん、おはようございます。本日、平成30年第2回益城町議会定例会の開催に当たり、所信表明の機会をいただき、まことにありがとうございます。

また、日ごろから町政全般にわたりまして、多大なる尽力をいただいていることに對し、この場をおかりしまして、心から感謝を申し上げます。

このたび、私は4月22日に執行されました益城町長選挙におきまして、多くの町民の皆様から御支持をいただき、益城町長に就任させていただきました。改めてその責任の重さを痛感するとともに、町民の皆様のご期待にこたえられるよう、全力で取り組んでまいり所存でございます。

さて、復旧・復興に当たり、議員各位の並々ならぬ御尽力、そして、職員の全庁上げての取り組みに對し、心から敬意を表します。昨年12月には、震災対応の検証報告書を作成しました。検証結果を次の災害対応に生かし、今後の防災体制の充実を図るとともに、全国の自治体、関係機関等で活用され、防災力の向上に役立てていただくことが、支援していただいた皆様への恩返しという思いで、各業務別の対応状況、具体的な課題、改善の方向性など詳細にまとめ、作成した次第です。

それでは、任期中に取り組む「まちづくり」につきまして、所信の一端を述べさせていただきます。

1期目の2年間は、「町民が主役のまちづくり」を基本に、町民と行政が一体となった「共創によるまちづくり」を目指し、財政の立て直し、開かれた町政実現、行政情報の積極的な公開と町政への町民の参画、マニフェストの検証などに積極的に取り組んでおりました。

そのさなか、2年前の4月14日、16日と2度にわたり熊本地震が発生し、状況は一変し、町は壊滅的な被害を受けました。発災直後の亀裂が走った道路、倒壊した家屋、余震のたびに起こる子どもたちの悲鳴、その姿は余りにも悲惨で、町は絶望感に包まれていました。

そのような中、多くの町民の皆様のご立ち上がろうとする姿を見て、私自身、勇気を奮い立たせ、

必ずこの町を復興させると強く心に誓ったところです。以後、災害対応の現場の先頭に立ち、町民の命を守ることを最優先に、全身全霊をかけて災害対応に努めてまいりました。食料、避難所の確保、被災した道路、上下水道などの応急復旧、罹災証明の発行、仮設住宅の用地確保・建設など、復旧のステージは次々と変わっていきました。

そのような中、震災により新たに発生する課題や、未来を見据えたさらに魅力あるまちへ発展を遂げるため、住民の声や想いを反映した「益城町復興計画」を作成しました。「住み続けたいまち、次世代に継承したいまち」を復興の将来像として掲げ、復興計画の推進に全力で取り組んでいるところです。中でも、町民の皆様一人一人の復興ができないと、真の復興はできません。生活再建を第一に、心に寄り添いながら取り組んでいるところです。

ハード面におきましては、現在、県道熊本高森線の4車線化、木山地区の土地区画整理事業の熊本県と一体となった推進、役場庁舎、益城町総合体育館、益城中学校、第五保育所、益城町公民館など、被災した施設の建てかえ、道路、橋梁の改修など、事業が山積していますが、スピード感を持って取り組んでまいります。

特に、被災した各地区の復旧につきましては、まちづくり協議会の提案をいただきながら、避難地、避難路の整備など、地域の実情を考慮した安心・安全なまちづくりを、地域、行政が一緒になって考え、進めてまいります。

私は、今年の言葉として「心」を選びました。多くの国民の皆様助け合いの「心」に触れ、町民の皆様同士が心を合わせて、震災を乗り越えていただきました。今後は、ハード面の復旧とともに「心」の復興にも力を入れ、そして、行政が町民一人一人の「心」に寄り添った対応に取り組んでまいります。

10年後、20年後、そして、未来の益城町のまちづくりを考えたとき、この4年間は非常に大切な時期となります。

いつの時代におきましても、まちづくりの主役は町民の皆様であります。「ましきに住み続けて本当によかった」と心から実感していただけるまちを実現するため、町民、まちづくり協議会、行政などが一緒になって、徹底的に話し合い、議論し、試行錯誤するといったまちづくりのプロセスが大切になります。行政がすべきこと、地域で考えるべきこと、しっかりと思いを共有することにより、まちに活力が生まれ、地域を変革する力が生まれます。

益城町の未来を見据えたとき、その主役は人であり、地域の発展を支えていくのも人であり、今後も「町民が主役のまちづくり」を町政運営の基本理念として取り組んでまいります。

以上、「まちづくり」について考えを述べさせていただきましたが、次に、私が公約でお示ししております任期中に取り組む六つの約束と各種事業の一端を御説明申し上げます。

まず一つ目は、「被災者の住まい再建、さらに加速」についてであります。

本町は平成28年熊本地震により、一瞬にしてとうとい生命、築き上げてきた財産、そして、美しい自然を失いました。いまだ約6,000人の方が仮設住宅やみなし仮設住宅で不自由な生活を余儀なくされております。

私は、被災された方々の生活再建こそ、2期目を迎えた私の最大の使命と考え、まず、災害公

営住宅の建設にスピード感を持って取り組み、早期の完成を目指します。

あわせて、復興基金を活用した町独自の施策である被災賃貸住宅復旧事業補助金制度を推進し、民間賃貸住宅の再建支援を行うことで、被災者の方々の住まい確保を図ります。

また、自立再建をされる方々には、住まい再建に係る各種支援制度の情報発信を積極的に行うとともに、個別の事情に応じた住まい再建の相談など、被災者の皆様に寄り添った支援を実施します。

さらには、仮設住宅やみなし仮設住宅から災害公営住宅などに移られた方々に対して、見守り体制の構築を図り、孤立化を防ぐとともに、既存集落との調和、融合を図り、地域コミュニティの醸成につなげます。

二つ目は、「一刻も早い復興整備 近い将来への賑わいへ」についてであります。

まずは、益城町復興計画に基づき、着実に復旧・復興事業を進めてまいります。その中でも、今回の震災で大きな被害を受けた木山地区の再生のため、事業主体である熊本県と連携し、益城町の復興のシンボルとなる木山地区の土地区画整理事業を強力に推し進め、魅力あるまちに生まれ変わるよう取り組んでまいります。

また、新しいまちづくりとして、民間資本を活用し、グランメッセ木山線沿いや新たな都市計画道路として整備を予定している東西線沿いに、地区計画をもとに新住宅エリアを創出し、県道熊本高森線の拡幅などに伴う移転の受け皿としての要請に応えるとともに、居住人口の増加を図ります。

さらには、県道熊本高森線沿線や新住宅エリア内に新たな街並み、商店街をつくり、賑わいを創出するとともに、集落部につきましては、各地域の特性を生かした拠点整備を行います。

さらに、「新しいまちづくりは道路づくりから」として、県道熊本高森線の4車線化を熊本県と連携して進め、それにあわせた広い歩道がある通学路の整備を行うことにより、安心・安全で災害や火災発生時にも機能するインフラ整備を進めます。

また、県道拡幅に伴い、広がる歩道を活用し、オープンカフェや各種イベントを開催することにより、道路づくりを通して地域の賑わいづくりにつなげます。

三つ目は、「震災から立ち上がる 町民主役のまちづくり」です。

現在、多くの地域で立ち上がっているまちづくり協議会から提案が上がっています避難地・避難路の整備を着実に進めてまいります。整備の手法としましては、厳しい町の財政状況を踏まえながら、事業の優先順位をつけて実施する予定です。事業を実施するに当たっては、地域の方々の協力が不可欠です。地域の皆様には、「自分の地域は自分で創り上げる」との理念のもと、御理解と御協力をお願いします。

また、今回の震災で、自助・共助の重要性が再認識されました。公助による支援が行き届くまで、どうしても時間がかかり、限度もありますことから、各地域における自主防災組織の設立を促進するとともに、町としましてもその活動に積極的に支援を行います。

また、私自身、今回の震災を経験して、横のつながりとして災害時応援協定の必要性を強く感じております。今後も、他自治体、各種団体や民間企業との災害時の応援協定を積極的に締結し、

災害時の備えを強化していきます。

さらには、今回の震災時に、町民の皆様が十分に行き届かなかったことを踏まえ、SNS等による情報発信を活用するなど、新しい防災情報発信手段を整備します。

また、今回の震災を後世に残し生かすため、震災の検証を踏まえて、熊本県や他の震災自治体との連携を図り、回廊型の震災遺構や震災記念公園の整備を図ることにより、語り部の育成や防災教育の推進につなげてまいります。

次に、町民の皆様の意見を反映する仕組みづくりとして、まちづくり協議会などの支援を継続的に行うことにより、地域住民による主体的なまちづくり活動をバックアップするとともに、現在、若者が中心となって積極的に活動しています「未来トーク」を支援し、まちづくりに若者の視点を取り入れます。

あわせて、町においても、職員の地区担当制の体制を整備し、地域と行政の見える化を図ります。

四つ目として、「地域みんなで育てる 子どもは町の宝物」であります。

まずは、今回の震災を経験した子どもたちの心のケアに取り組みます。ケアが必要な子どもを学校と連携し、早期発見・早期対応に努めるとともに、運動・音楽などの環境整備を推進することにより、子どもたちの傷ついた心を癒やす取り組みを積極的に推進します。

また、被災し使用できなくなった学校給食センターの早期建設を図り、来年4月からの町内小中学校への完全給食を実現するとともに、地産地消と防災機能を強化した食育と防災教育が学べる拠点としてつなげてまいります。

さらには、地域の方やまちづくり協議会と連携し、災害時に一時避難場所としても活用できるふれあい公園の整備を推進します。

子育ての分野では、待機児童問題も喫緊の課題です。現在でも本町には40人余りの待機児童がいる状況です。その解消を図るため、将来の児童数を考慮しながら、認可保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所の整備を進めます。

あわせて、慢性的な保育士不足解消のため、保育士の待遇改善等環境整備の改善などによる保育士確保に努めます。

さらに、学校教育におきましては、学校、地域が一緒になって知恵を出し合うことによる特色ある学校づくりを図るとともに、地域・学校・警察・各種団体と連携して、子どもを見守る仕組みづくりを構築することを目的としました益城版コミュニティ・スクールの導入を図ります。

五つ目として、「農業・商工業・観光業を連携 益城ブランドづくり」についてであります。

まずは、農業・商業・工業を連携させ、益城ブランドの確立を図ります。そして、物産や観光などのマネジメントとマーケティングを一体的に担う益城地域商社の設立とともに、長年の悲願でありました物産館、あるいは、復興道の駅の整備を目指します。

また、食育の分野では、子どもたちの農業体験を通じて、食の大切さを学ぶ機会を創出します。

さらには、農業の分野では、ICT、いわゆる情報通信技術を農業分野に導入することにより、生産性の向上を図るとともに、本町に農学部の一部移転が決定しました東海大学との連携を図る

ことにより、作物栽培の指導・助言、けもの被害の発生メカニズムやその対処方法などの指導・助言をいただくことで、益城町の生産者の皆様が一歩先を行くスマート農業の確立を目指します。

六つ目として、「地域みんなで見守る 福祉が充実したまちへ」についてであります。

震災により大きな被害を受けた本町におきましては、地域コミュニティの維持・育成が大きな課題です。町民の心の触れ合い・交流を生む地域福祉の充実を図る必要があり、年齢や障害の有無に関係なく、町民が笑顔で暮らせる環境づくりを図るため、公民館機能や子育ての機能などを持つ複合施設の整備や、地域サロンなどの充実による地域福祉を推進します。

また、町民の皆さんが健康でないと、笑顔で暮らすことはできません。そのためには、ふるさとの史跡や神社、自然などを生かしたウォーキングロードを整備することによる歩くプロジェクトを推奨します。

さらには、被災した益城町総合体育館などの運動施設を早期に復旧させ、定期的に健康づくりができる環境整備を図るとともに、買い物特典などもある健康ポイント制度を活用し、日ごろからの健康づくりを積極的に推進します。

以上、私の2期目に当たっての所信の一端を述べさせていただきました。

さて、平成28年熊本地震から2年の月日が過ぎました。ここに改めて、本町に御支援をいただいた皆様方に、益城町民を代表して深くお礼を申し上げます。御支援いただいた皆様方のお気持ちにも応えるためにも、益城町は以前にも増して、暮らしやすい、住み続けたいと思えるようなまちにするため、そして、まちの一層の発展につながるような創造的復興を成し遂げなければなりません。

その意味で本年度は、益城町の将来を決める大事な1年となります。復興が停滞すれば、まちづくりが遅れるだけでなく、町民の皆様の幸せが遠のくことにもなりかねません。町の復興を少しでも早くなし遂げ、被災された方々にも笑顔が戻るまちを実現するためには、町民の皆様が心一つにして同じ方向を向いて進んでいくことこそ、初めてこの難局を乗り越え、完全復興をなし遂げられるものと確信をしております。

そのためには今後とも、町民の皆様のご生活再建を第一に、そして、町民の皆様にご寄り添いながら、議会と執行部が両輪となって、さまざまな施策に取り組んでいかなければなりません。皆様の深い御理解と絶大なるお力添えを賜うことを心からお願い申し上げます、私の2期目に当たっての所信表明といたします。

平成30年6月12日、益城町長、西村博則。

○議長（稲田忠則君） 町長の所信表明が終わりました。

日程第4 報告第1号 平成29年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第4、報告第1号「平成29年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とし、報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第1号、平成29年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告に

ついて、御説明申し上げます。繰越計算書をごらんください。

3 款民生費 2 項児童福祉費、放課後児童クラブ建設事業、翌年度繰越額643万円。

3 項災害救助費、住宅応急修理事業、翌年度繰越額2,573万2,564円。

4 款衛生費 2 項清掃費、災害等廃棄物処理事業、翌年度繰越額 4 億10万円。

6 款農林水産業費 1 項農業費、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業、翌年度繰越額 4 億1,610万円。台風被害復旧支援事業、翌年度繰越額133万円。農業農村整備推進交付金事業、翌年度繰越額3,236万5,000円。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、町道等整備事業、翌年度繰越額166万9,680円。町道等改良事業、翌年度繰越額481万6,800円。

4 項都市計画費、がけ地近接等危険住宅移転事業、翌年度繰越額536万2,000円。都市防災総合推進事業、翌年度繰越額10億6,488万200円。街路交通量調査事業、翌年度繰越額142万2,000円。土地区画整理事業、翌年度繰越額 1 億3,106万2,023円。小規模住宅地区改良事業、翌年度繰越額 9 億214万4,000円。雨水総合管理計画策定事業、翌年度繰越額3,037万4,000円。

5 項住宅費、災害公営住宅整備事業、翌年度繰越額19億6,531万2,624円。

10 款教育費 2 項小学校費、小学校施設整備事業、翌年度繰越額902万3,160円。

3 項中学校費、中学校施設整備事業、翌年度繰越額7,399万600円。

6 項社会教育費、地域コミュニティ施設等再建支援事業、翌年度繰越額1,257万円。自治公民館再建支援事業、翌年度繰越額2,240万4,200円。四賢婦人記念館上水道整備事業、翌年度繰越額 244万3,600円。

11 款災害復旧費 1 項農林水産施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業、翌年度繰越額17億 922万5,452円。

2 項土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業、翌年度繰越額 3 億4,190万9,729円。河川災害復旧事業、翌年度繰越額2,588万6,000円。公園災害復旧事業、翌年度繰越額42億2,608万6,963円。がけ地災害復旧事業、翌年度繰越額 1 億5,399万2,000円。被災宅地災害復旧事業、翌年度繰越額33億1,593万6,769円。

3 項厚生労働施設災害復旧費、第五保育所災害復旧事業、翌年度繰越額6,097万9,514円。

4 項文教施設災害復旧費、小中学校災害復旧事業、翌年度繰越額34億2,251万6,051円。学校給食センター災害復旧事業、翌年度繰越額10億2,539万4,040円。社会教育施設災害復旧事業、翌年度繰越額513万円。社会体育施設災害復旧事業、翌年度繰越額 6 億2,309万9,200円。

5 項その他公共施設災害復旧費、役場庁舎等解体事業、翌年度繰越額 1 億7,963万6,400円。

全部で32事業の繰り越しをしており、主な繰り越しの理由としましては、復旧・復興事業の集中による施工業者不足、工事入札の不調・不落や、国の補正予算への対応などによる適正工期の確保、地権者や他の復旧事業との調整に不測の日数を要したことなどによるものです。

また、国、県支出金、地方債等の財源内訳につきましては、掲載しているとおりでございます。以上が報告第 1 号となります。

○議長（稲田忠則君） これより報告第 1 号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。報告第1号「平成29年度益城町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を終わります。

日程第5 報告第2号 平成29年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第5、報告第2号「平成29年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を議題とし、報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第2号、平成29年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。繰越計算書をごらんください。

3款民生費2項児童福祉費、放課後児童クラブ建設事業、翌年度繰越額3,539万2,124円。

3項災害救助費、住宅応急修理事業、翌年度繰越額3,445万874円。

6款農林水産業費1項農業費、被災農業者向け経営体育成支援事業、翌年度繰越額3億4,825万円。

10款教育費2項小学校費、小学校施設整備事業、翌年度繰越額1億210万1,800円。

6項社会教育総務費、四賢婦人記念館整備事業、翌年度繰越額6,466万6,800円。

11款災害復旧費1項農林水産施設、農業用施設災害復旧事業、翌年度繰越額3億6,602万3,755円。

2項土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業、翌年度繰越額2億7,694万6,303円、河川災害復旧事業、翌年度繰越額3億1,971万870円。公園災害復旧事業、翌年度繰越額7億1,758万8,963円。既設公営住宅災害復旧事業、翌年度繰越額4億2,940万2,607円。災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、翌年度繰越額5億4,213万1,811円。

4項文教施設災害復旧費、小中学校災害復旧事業、翌年度繰越額2億3,811万982円。学校給食センター災害復旧事業、翌年度繰越額6億6万8,000円。

以上、13の事業におきまして、熊本地震の影響による事業の集中による入札の不調、施工業者や資材不足などにより、平成29年度で事業が完了しないため、事故繰越しをするものです。

以上が報告第2号となります。

○議長（稲田忠則君） これより、報告第2号に対する質疑を許します。質疑はありますか。

9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） おはようございます。9番宮崎でございます。

報告2号について、1点御質問をさせていただきます。

この平成29年度益城町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告については、これは平成28年度から29年度に繰り越されたのが、さらに繰り越されたというふうに理解をしておりますが、これでよろしいのでしょうか。それが1点。

それから、もう1点はですね、要は、この総計で28年度から繰り越されたのがですね、29年度にまたがって、この金額、つまり407億円の事業がやられてないということなんです、それは

いろんな事情があったんでしょけど、これをやられてないがために、復旧・復興が非常に遅れ、特に復旧が遅れていると。こういう認識でよろしいんでしょうか。この2点、まず1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） おはようございます。企画財政課の山内です。宮崎議員の質問にお答えさせていただきます。

報告第2号の事故繰越の繰越計算書についてであります。繰り越しの分につきましては、平成28年度から繰り越しされたものが残っているのかというふうなお話だったかと思います。予算としては、平成28年度に予算計上しまして、29年度に明許繰越をしまして、明許繰越の中で、支出負担行為まで契約までしましたけれども、事業が事故等により、災害等によりできなかったというものが、今回、事故繰越しの計算書として報告しているものということでございます。

以上です。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 復旧事業課長の増田でございます。9番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

今回、407億という、失礼しました、40ですかね、繰り越しがあるということですけども、これにつきましては、今、企画財政課長の山内課長が申しあげましたように、入札を28年度予算で入札を行いましたけれども、不調が2回続いたとかですね。また、発注契約は済みましたが、その後の他事業との調整で工事のほうの進捗が遅れて、竣工に至っていないということで今回、事故繰越しという手続をとらせていただきました。全く現場のほうを手つけてないということではございませんので、どうぞ御承知よろしくお願いいたします。よろしいですかね。

（「最後のほうをもう一回」と呼ぶ者あり）

現場のほうにですね、一切、28年度予算のほうについて手をつけていないかということではございませんということです。そういう回答でよろしいでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 9番宮崎でございます。1回目の回答、ありがとうございました。

まず1問目の質問で、平成28年度の予算で、29年度に繰り越され、さらにそれが繰り越されたのが今回ここに上がっている事故繰越しと、こういう話でありました。

それから2点目は、現場はいろいろ多分努力をされておるんだろうけど、種々の事業でですね、どうしてもこの事業はやれなかったと、多分こういうことだろうと思います。その背景、事情、これはよく分かります。しかしながらですね、やっぱり復旧・復興が進まない。特に、復旧が進まない。今、町がなかなか復旧が進んでいない感じを受けるのは、やっぱりこういう予算がですね、きちっと執行されてないからだろうと思うんです。ですから、特にこの繰り越しがですね、やむを得ないとは言いながら、これを一生懸命頑張ってもらわないと町は復帰しない。まあ、こういう話になるわけです。

そこで、2回目の質問なんですが、この事故繰越しは、この30年度に使い終わらないと、あと

は国に返したり、また、この事業をやれないという認識でおるんですが、それでよろしいんでしょうか。もう1回繰り返します。この事故繰越しは、28年度の方は、この30年度でこの事業は終わりということでよろしいんでしょうか。以上、よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 9番宮崎議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

繰り越しの分で今年度事業が進展しない場合はどうなるかという御質問だったかというふうに思います。事故繰越しで繰り越した事業につきましては、これ以上、繰り越すことはできませんので、30年度で事業が終了しない場合には、その分の財源について、国から交付決定を受けているものについても受け取ることはできないという状況です。

またその事業をする場合には、改めて31年度あたりで国に対して、予算化をしてもらうような要望をしていかなければならぬという状況になります。以上です。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 9番宮崎です。今、答弁をしていただきましたように、事故繰越しの分は今年度でもうこれは使い終わらないと、その予算は返納してしまうと。まあ、こういう形になると思うんですが、そういう事情があるものですから、もしくは、今年の繰越額も非常に大きいです。29年度から30年度に繰り越されたやつは。大体中身はですね、復旧的なやつだろうと思うんです。

ですから、もちろん町のほうはですね、一生懸命おやりになっているんだろうけれども、やっぱりこの復旧という事業、これをですね、かなり重点的にやらないと、使える予算も使えなくなってしまうし、また、復旧事業そのものが、町の復旧が成り立っていない。こういうふうになると思うんです。

ですから、創造的復興云々でですね、将来に向けての復興的な事業、これももちろん大事だと思います。しかし、当面今は、もう今年度で終わりですから、復旧についてですね、やっぱりかなり重点的に力を入れていかないと町の復旧は成り立たないんじゃないかと思いますが、これについては執行部のほう、いかが考えられておられるんでしょうか。お答えをよろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 9番宮崎議員の3回目の御質問にお答えいたします。

議員、おっしゃられますように、事故繰越しということで、本来であれば、きちっと終わるべきということでございます。復旧事業におきましても、他事業とのですね、調整を図りながら、1日も早く竣工させていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いします。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

16番渡辺誠男議員。

○16番（渡辺誠男君） 16番渡辺でございます。

益城町の事故繰越し金、これが40億ということでございますが、これは28年度からの繰り越し

ということで、今お話をしたわけですが、この28年、29年度ですね、執行率、大体何%ぐらいか教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 16番渡辺議員の御質問にお答えいたします。

平成28から30年にかけての事故繰越しの執行率ということでございますが、現在、詳細の資料を持ち合わせておりませんので、後ほど報告させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 渡辺議員、今の答弁でよろしいですか。

○16番（渡辺誠男君） はい。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。ないようですので、これで質疑を終わります。報告第2号「平成29年度益城町一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告について」終わります。

日程第6 報告第3号 平成29年度益城町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第6、報告第3号「平成29年度益城町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とし、報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第3号、平成29年度益城町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。繰越計算書をごらんください。

1 款事業費 1 項公共下水道費、公共下水道事業、翌年度繰越額 1 億6,448万2,791円。

2 款災害復旧費 1 項その他公共施設災害復旧費、下水道施設災害復旧事業、翌年度繰越額 7 億5,631万5,557円。

繰り越し理由としましては、国の補正予算に対応したもの、ルート変更に伴う事業計画の見直し、入札の不調によるものなどにより、適正な事業期間を確保するため繰り越すものです。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） これより、報告第3号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。ないようですので、これで質疑を終わります。報告第3号「平成29年度益城町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を終わります。

日程第7 報告第4号 平成29年度益城町公共下水道特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第7、報告第4号「平成29年度益城町公共下水道特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を議題とし、報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第4号、平成29年度益城町公共下水道特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について。繰越計算書をごらんください。

2款災害復旧費1項その他公共施設災害復旧費、下水道施設災害復旧事業、翌年度繰越額1億6,594万2,600円。

熊本地震の影響による事業の集中による入札の不調などにより、平成29年度で事業が完了しないため、事故繰越をするものです。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） これより、報告第4号に対する質疑を許します。質疑はありますか。
(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。ないようですので、これで質疑を終わります。報告第4号「平成29年度益城町公共下水道特別会計事故繰越し繰越計算書の報告について」を終わります。

日程第8 報告第5号 平成29年度益城町水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第8、報告第5号「平成29年度益城町水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について」を議題とし、報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第5号、平成29年度益城町水道事業会計繰越計算書の報告について。繰越計算書をごらんください。

まず、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額、災害復旧事業、翌年度繰越額2億555万2,000円。

次に、地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額、災害復旧事業、翌年度繰越額2億4,890万円。

いずれの事業も、他事業等などとの調整による工期の延長のため繰り越すものです。財源内訳につきましては計算書のとおりですので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） これより、報告第5号に対する質疑を許します。質疑はありますか。
(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。報告第5号「平成29年度益城町水道事業会計予算建設改良費の繰越額の報告について」を終わります。

日程第9 報告第6号 益城町土地開発公社の経営状況の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第9、報告第6号「益城町土地開発公社の経営状況の報告について」を議題とし、報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第6号、益城町土地開発公社の経営状況の報告について、御説明申

し上げます。

まず、2ページをお開きください。

平成29年度決算で、収益的収入の決算額合計は5万8,567円で、預金利息でございます。

3ページをごらんください。

収益的支出も、2款販売費及び一般管理費のみの支出でございます。支出総額10万6,139円で、内訳につきましては4ページの明細書に記載しておりますので、ごらんください。

次に、5ページをお開きください。

資本的収入及び6ページの資本的支出でございますが、収入、支出ともにあっておりません。

8ページをお開きください。

ここでは、平成29年度の損益計算書を載せております。平成29年度の経常利益としまして、マイナス4万7,572円となり、平成29年度の純利益となっております。

9ページから10ページには、平成29年度の貸借対照表、10ページではキャッシュフロー計算書を載せておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

次に、12ページをお開きください。

4の財産目録といたしまして、平成30年3月31日現在の資産は、(1)の現金預金が1億686万7,412円、(3)の公有用地が413万8,414円、2の固定資産といたしまして、(3)の投資その他の資金が550万円、出資金でございます。資産の部の合計が1億1,650万5,826円となります。

続いて、13ページをごらんください。

負債の部でございますが、現在負債はございませんので0円でございます。差し引き正味財産は、1億1,650万5,826円となります。

14ページから19ページには、附属明細表及び監査意見書を添付しておりますので、ごらんください。

次に、30年度の予算でございます。予算書の2ページをお開きください。

平成30年度益城町土地開発公社予算。

第1条、平成30年度益城町土地開発公社の予算は次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の予算額は次のとおりと定める。

収入合計6万2,000円、支出合計136万3,000円となっております。

なお、収益的収入が収益的支出に不足する額130万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するとなっております。

第3条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入合計4,000円、支出合計3,500万4,000円となっております。

なお、資本的収入が資本的支出に不足する額3,500万円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するとなっております。

第4条では長期借入金の限度額について、第5条では予算の流用について、第6条では予算の弾力運用について定めております。詳細につきましては、3ページから7ページの予算に関する説明書に載せておりますので、ごらんください。

8 ページからは、平成30年度の予算の貸借対照表を載せております。

また、10ページからは、先ほどの平成29年度決算と内容が同じものを載せておりますので、説明を省かせていただきます。

以上で、益城町土地開発公社の経営状況の報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） これより、報告第6号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。
(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。報告第6号「益城町土地開発公社の経営状況の報告について」を終わります。

○議長（稲田忠則君） ここで、暫時休憩いたします。11時10分から再開いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、報告第2号に対し、渡辺議員の質疑に対しまして、増田復旧事業課長より説明する旨の申し出がっておりますので、増田復旧事業課長に説明をお願いいたします。

○復旧事業課長（増田充浩君） 16番渡辺議員から御質問がございました報告第2号についての御回答をさせていただきます。

執行率はどのくらいなのかということですが、28年度からの累計でお答えさせていただきます。こちらのほう、公共土木施設災害、道路、橋梁、河川、それから、地域防災がけ崩れ対策事業、それから、農地農業施設関係、それから、公園災害、こちらは陸上競技等です。それから、上水道、下水道、それから、町有道路、水路、里道、こちらのほうを含めまして、5月末時点でございますが、現在分かっている箇所数としまして、大体1,380カ所ぐらいございます。このうちの工事契約の件数ベースで行きますと、66.1%。完了率、これも件数ベースで行きますと、45.2%となっております。以上でございます。

日程第10 議案第51号 平成30年度益城町一般会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第52号 平成30年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第53号 益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第54号 益城町町民表彰等条例の制定について

○議長（稲田忠則君） お諮りいたします。日程第10、議案第51号「平成30年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から、日程第13、議案第54号「益城町町民表彰等条例の制定について」までの4議案を一括議題といたします。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、日程第10、議案第51号「平成30年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から、日程第13、議案第54号「益城町町民表彰等条例の制定に

ついて」までの4議案を一括議題といたします。

これより、提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第51号から議案第52号の2議案について御説明申し上げます。

一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

議案第51号、益城町一般会計補正予算（第1号）、一般会計当初予算が4月に町長選挙が執行されたため、新規事業や政策的経費を抑えた骨格予算での予算編成となっております。このため、今回の補正予算におきましては、新規事業や普通建設事業、マニフェストで掲げた事業などを追加計上しております。マニフェストで掲げた事業は、復旧・復興事業に多くの財源が必要となり、財政運営が厳しい状況にありますので、極力一般財源を抑えた事業となるようにしております。

マニフェスト事業の1、「被災者の住まい再建」では、復興基金を活用し住宅を再建する場合の地盤改良工事に対する補助を2億円計上、また、既に当初予算で計上しています民間賃貸住宅の再建支援補助金の受付を6月1日から開始をしております。

2番目として、「一刻も早い復興整備」では、区画整理事業での協議会の設立、また、庁内PTを発足させ、調整会議等を実施し、事業進捗のスピードアップを図っております。

三つ目としましては、「震災から立ち上がる 町民主役のまちづくり」では、震災語り部の募集を始めており、既に十数名の応募がっております。

四つ目として、「地域みんなで育てる 子どもは町の宝物」では、益城版コミュニティ・スクールにつかまして、全ての小中学校で協議会が設立され、事業内容の検討が行われており、今回の補正予算で補助金の計上をしております。

5番目としまして、「農業・商工業・観光業を連携 益城ブランドづくり」では、ICTの農業分野への導入に関する事など、農学部のキャンパスを益城町へ移すことになった東海大学との連携協定につかまして、検討を進めております。

6番目として、「地域のみんなで見守る 福祉が充実したまちへ」では、歩くことから健康をつくるで、震災遺構を活用したフットパス、町歩き、県道熊本高森線の4車線化を活用などと絡めた健康ポイント事業を庁内で検討を始めています。また、普通建設事業では、飯野小学校の放課後児童クラブ整備費、潮井自然公園整備に3,100万円、都市防災総合推進事業に1億6,400万円、小規模住宅地区改良事業に3億1,650万円、災害公営住宅整備に29億2,400万円、宅地耐震化復旧費に33億800万円、復興基金を活用しました地盤改良工事補助金2億円、雑種地等災害復旧支援事業補助金1億円などを計上し、歳入歳出予算の補正で、歳入、歳出それぞれ74億5,577万5,000円を追加し、歳入歳出総額326億8,522万1,000円としています。歳入歳出予算のほか、債務負担行為の補正、地方債の補正をしています。

次に、議案第52号です。公共下水道特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

議案第52号、益城町公共下水道特別会計補正予算（第1号）。歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ6,200万円を追加し、歳入歳出総額24億7,202万2,000円とするものです。

詳細につきましては、企画財政課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 企画財政課の山内です。議案第51号について説明をさせていただきます。補正予算書の1ページをあけていただきたいと思います。

議案第51号、平成30年度益城町一般会計補正予算（第1号）。歳入歳出予算の補正で、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ74億5,577万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ326億8,522万1,000円とするとしております。

次に、債務負担行為の補正につきましては、第2表のほうで説明をしたいというふうに思います。それと、第3表のほうが地方債の補正というふうになっております。

5ページを見ていただきたいと思います。

第2表、債務負担行為補正です。追加をしております。学校給食調理業務等委託事業ということで、期間が平成31年度から35年度までとしております。限度額につきましては、4億8,092万4,000円としているところです。

次に、6ページをお願いいたします。

第3表、地方債の補正です。1、追加が、放課後児童クラブ建設事業債1,590万円、潮井自然公園整備事業債が1,170万円、都市防災総合推進事業債が7,380万円、小規模住宅地区等改良事業債が1億4,240万円、益城中学校施設整備事業債、エレベーターの設置事業になりますが、2,340万円、旧中央小プール解体事業債が1,350万円、学校給食センター整備事業債750万円は備品関係の購入費となっています。自治公民館貸地等災害復旧事業債が270万円、がけ地災害復旧事業債が4,490万円での追加の分です。

7ページのほうが、地方債の変更になっております。

緊急防災・減災事業債が8,580万円から1億1,150万円の増額の補正。それから、災害公営住宅の建設事業債が7億940万円から18億1,840万円。益城西原消防署災害復旧事業債が800万円から1,550万円。農林水産業施設災害復旧事業債が7,640万から1億1,410万円。道路等災害復旧事業債が2億6,010万円が2億6,160万円。宅地耐震化推進事業債が9億200万円から25億6,600万円。大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の分となっております。

次に、10ページをあけていただきたいと思います。

歳入です。16款国庫支出金1項の国庫負担金1目の民生費国庫負担金です。障害者自立支援給付費国庫負担金32万4,000円で、システム改修費になっております。2分の1の補助です。

次が、2項国庫補助金1目の総務費国庫補助金、地方創生推進交付金が1,550万円で、震災公園のイメージパース作成、それから、復興支援業務委託関係の分で、2分の1の補助となっています。

次が、2目の民生費国庫補助金が保育所等整備交付金399万円で、私立保育園の整備に対する交付金の分で、国の制度改正に伴う増額分となっております。次が、子ども・子育て支援整備交付金は飯野小学校の児童クラブ整備費の分です。

7目土木費国庫補助金が1節の土木費補助金です。社会資本整備総合交付金で534万6,000円、橋梁点検、田中橋かけかえに伴う道路整備関係の交付金分です。2節が都市計画補助金で社会資

本整備総合交付金の都市公園、潮井自然公園分です。1,300万円。がけ地近接等危険住宅移転事業国庫補助金401万5,000円。都市防災総合推進事業補助金が8,200万円。小規模住宅地区等改良事業補助金が1億5,825万円。この2節については、全て2分の1の補助になっています。次に、3節の住宅費補助金です。社会資本整備総合交付金は災害公営住宅分の交付金で、18億1,500万円となっています。

9目教育費国庫補助金で、中学校費補助金ですが、益城中学校のエレベーター整備の分の補助金で、536万6,000円です。

次が11ページで、10目災害復旧費補助金、宅地耐震化推進事業の補助金で、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の補助金で16億5,400万円、2分の1の補助です。

次が、3項国庫委託金総務委託金で、地域防災力向上事業等委託金、自主防災組織のリーダー育成の分の補助金で200万円となっています。

2目が民生費委託金で、基礎年金事務費交付金90万7,000円、システム改修の分です。

17款県支出金1項県負担金1目の民生費県負担金です。障害者自立支援給付費県負担金については、システム改修費で16万2,000円。災害救助費負担金は、仮設延長に伴う郵送代78万2,000円です。

12ページをお願いいたします。

2項県補助金2目民生費県補助金で、放課後児童クラブ整備補助金、飯野小児童クラブの分の県の補助金です。442万7,000円です。

5目の農林水産業費県補助金、水田産地化総合推進事業費補助金24万3,000円は、転作関係の事業費分の補助金です。団体農村地域防災減災事業補助金、ため池のハザードマップ作成分で250万円。こちらは全額交付金でいただくということです。10分の10の補助になってます。経営体育成支援事業は、農業機械の購入関係の補助で552万円です。

7目土木費県補助金、がけ地近接等危険住宅移転事業県補助金で200万7,000円。

10が災害復旧費の県補助金で、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金で1億4,997万5,000円となっています。

次が、20の繰入金です。平成28年熊本地震復興基金繰入金ということで、3億3,255万1,000円で、28年度創意工夫分として、県のほうから交付していただいた分の繰入金という形になっております。

23款の町債1目の総務債です。緊急防災・減災事業債、以下、この町債につきましては、先ほどの3表で説明した内容と同じになっております。

続きまして、14ページです。

3の歳出で、議会費以降ですが、議会分については、2節、3節、4節について、職員の人件費が計上してあります。人件費につきましては、多くのところで計上してありまして、今年の当初予算で計上しましたときには、今年の12月のいる職員のところで計上してありまして、今回は退職、新規採用、それから人事異動等がっておりますので、それにあわせて予算の補正をしているという状況です。全体としましてはほとんどですね、変わっていないというふうな、総額と

しては、人件費の総額としては変わっていないというような状況です。

2款総務費1項の総務管理費1目の一般管理費、補正額がマイナスの496万2,000円の減額になっています。1の報酬で、新庁舎の設計業者選定委員の報酬が14万9,000円。

それから、次のページ、15ページで、8節の報償費、新庁舎等建設に伴う外部アドバイザーの謝礼が24万円。13節委託料で、人事評価構築支援業務委託料が58万7,000円と、例規整備等支援業務委託料が172万8,000円。こちらについては、臨時非常勤の制度改正によるもので、システムの見直しが必要だということで計上しております。

次に、16ページをお願いいたします。

2目の財産管理費、補正額が90万3,000円。電子制御システムの取り付け、保守代になっております。

3目電子計算機運用費360万円、システム開発と、そのシステムの利用料ということです。こちらについては、復興基金の事業として、ホームページ等自動連携改修事業として計上しております。

4の企画費、補正額が115万円。協働のまちづくり人材育成講座講師謝金が15万円と、震災記念公園整備イメージパス等の作成業務委託が100万円と計上しております。イメージパスの作成につきましては地方創生交付金を活用して、半分が補助、交付金でいただくという形になっています。

5目の交通安全対策費162万円の増額で、こちらについてはカーブミラー10基分を増額しております。

6目防災費2,380万円の増額です。

17ページのほうの13の委託料、Jアラート新型受信機の更新業務324万円。防災ハザードマップ作成業務委託料が400万円。防災訓練会場設営等の委託料が100万円。防災活動記録検証業務委託が50万円。防災行政無線デジタル化の委託料が1,200万円となっています。防災ハザードマップ分については、復興基金事業として実施するというようにしております。

次が、10目の男女共同参画の事業費29万5,000円につきましては、今年度解体を予定しております、中に入っている備品関係については職員で大体出しておりますが、大型の備品についての移動がまだ少し残っているということで、その分の移動に関する手数料を27万7,000円計上しております。

18ページ、2項の徴税费1目の税務総務費294万円。こちらについては、職員の人件費分です。それから、3項戸籍住民基本台帳費については、178万6,000円の減額、こちらも職員人件費の分です。

4項選挙費、こちらも職員人件費分。

6項監査委員費、こちらも職員人件費の分になります。

20ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費58万3,000円の増額です。職員人件費の減額、プラス委託料で、障害福祉サービスシステム改修委託料が64万8,000円。それから、重度心身障

害者医療助成システム改修費が13万円。23節で、地域支え合いセンター委託料の前年度の精算返還金が215万6,000円となっています。

3目国民年金事務費90万8,000円は、システム改修委託料分で、全額交付金でいただくという形になっています。

4目老人福祉費86万円の減額、こちらは職員の人件費です。

22ページをお願いいたします。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費5,010万7,000円の増額補正です。13の委託料、放課後児童クラブの設計監理業務委託料207万4,000円。それから、放課後児童クラブの開発許可申請業務委託料が97万2,000円。工事のほうで、放課後児童クラブの建設工事請負費が4,000万円。これは全部飯野小学校分の児童クラブの事業費になります。備品のほうが87万5,000円で、放課後児童クラブ環境整備費87万5,000円。民間保育所整備事業補助金が448万9,000円で、制度改正による上乗せ分です。23節が子ども・子育て支援事業の交付金の返還金で、前年度の精算による返還金で、349万8,000円となっています。

3目児童福祉施設費で、525万7,000円の減額につきましては、職員の人件費となっています。

24ページをお願いいたします。

3項災害救助費1目災害救助費の補正額が788万1,000円の増額です。仮設住宅用地の補償費が20万円、それから、災害援護資金の償還金が700万円となっています。

4款衛生費1項の保健衛生費1目保健衛生総務費659万5,000円の減額です。こちらは職員の人件費が減額になっています。

3目環境衛生費20万円については、スズメバチ駆除補助金としております。

6款農林水産業費1項の農業費2目の農業総務費3,113万5,000円で、こちらは職員の人件費になっております。

26ページをお願いいたします。

3目農業振興費589万7,000円の増額です。経営体育成支援事業、農業機械の購入の補助で、552万円を計上しております。

5目農地費250万円の増額。団体農村地域防災減災事業委託料で、250万円。ため池のハザードマップの作成費です。全額補助金でいただくということです。

7款商工費1項商工費1目商工総務費817万6,000円の減額については、職員の人件費になっています。

3目観光費120万円。観光マップ等の印刷代を予定しております。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費599万9,000円で、職員の人件費です。

2目地籍調査事業費778万3,000円。それについては、28ページをあけていただきたいと思えます。委託料で、実施測量業務委託料、基準点座標の補正等を予定をしております。復興基金事業として実施する予定です。

8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費1,250万円。それについては、道路維持関係の修繕料、工事代金等になっています。

2目道路新設改良費2,140万円は、工事請負費です。

3目橋梁維持費870万円。設計委託料で、25橋の橋の設計分。それから、橋の橋梁の設計委託の分で、870万円を予定しています。

5目の地域再生事業71万6,000円につきましては、農免道線の用地購入費です。

6目社会資本整備総合交付金事業913万7,000円は、設計委託料で、田中橋のかけかえに伴う道路整備の設計分ということです。

次が、4項都市計画費1目の都市計画総務費3億2,625万9,000円の減額です。

こちらは30ページのほうをあけていただきたいというふうに思います。

委託料で、用途地域見直し業務の委託料が458万円。木山地区の都市区画整理事業内を予定しております。都市計画マスタープランの策定業務委託については2,000万円で、20年ぶりの改定ということです。それから、19節で、がけ地近接等危険住宅移転事業の補助金が803万円。4分の3の補助がついております。その下の派遣職員人件費負担金2億7,380万円の減額ということで、3月の議会で説明をしておりますが、派遣人件費がダブリがありましたので、その分の減額分となっております。

31ページ、5目の公園費3,100万円の増額です。潮井自然公園の工事関係の予算計上ということです。

9目が都市防災総合推進事業1億6,400万円の増額です。測量設計、工事費、用地購入費等になっております。

それから、10目の小規模住宅地区改良事業費が3億1,650万円で、そちらのほうも測量等と用地購入関係で計上しているということです。

次が32ページをお願いいたします。

5項住宅費1目の住宅管理費72万4,000円については、職員の人件費となっております。

2目災害公営住宅費29億3,221万7,000円ということです。17の公有財産購入費で、災害公営住宅用地購入費5億400万円。それから、災害公営住宅の住宅購入費24億2,000万円。住宅の購入費につきましては、4分の3の補助があります。敷地提案型の買い取り分が80戸分、それから、UR、馬水、安永の2カ所の宅地整備関係の費用ということです。

9款消防費1項の消防費の1目非常備消防費145万7,000円で、8節の賞品代は優勝旗の購入分。それから、19節が退職報奨金等の負担金につきましては、条例定数を700から650のほうに定数の変更をしております、その650で予算計上を当初しておりましたけれども、29年10月1日現在の条例定数に基づき負担金を支払うということで、700名、50名が不足しますので、その50名を追加で計上しているというところです。

2目消防施設費1,480万2,000円。消防団積載車の設計費、格納庫の設計費、これは小峯地区の分です。45万円。工事請負費は消火栓設置工事費。益城、西原消防署の分の設置工事になります。486万円。それから、備品のほうで、消防団の小型動力ポンプの購入が2台分、388万8,000円。消防団ポンプの積載車の購入費、これは1台分で356万4,000円となっております。

次に34ページです。

10款教育費 1項の教育総務費 2目の事務局費369万3,000円です。報酬で、コーディネーターの報酬69万2,000円。これは一人分になっております。9カ月分のお一人分です。

それから、35ページのほうで、備品購入で、庁用器具費30万円、知能検査器具を2セット購入する予定にしております。

3目語学指導費252万円は、外国青年語学指導員の報酬で、9カ月分のお一人分ということです。

2項小学校費 1目の学校管理費4,363万円です。委託料で、小学校屋内運動場非構造部材耐震化点検調査委託料356万4,000円。小学校施設長寿命化計画策定業務委託料が1,260万円。

36ページをお願いいたします。

工事請負費で、工事請負費が800万円、これは津森小学校の下水道接続工事の分です。あと、広安小学校の施設整備費185万1,000円は、校門の整備費。仮設トイレ設置工事は1,190万円。飯野小学校、津森小学校が今年度、トイレの改修工事をする予定になっております。その改修工事に伴い、仮設トイレが必要だということで、2カ所分を上げております。備品関係の220万2,000円については、各小中学校の備品代。それから、負担金及び交付金の109万9,000円については、津森小学校の下水道の受益者負担金分となっています。

次が、3項中学校費 1目学校管理費5,209万7,000円の増額です。13の委託料、中学校施設整備設計・監理委託料127万5,000円。木山中学校の駐輪場分です。中学校屋内運動場非構造部材耐震化点検調査業務委託料が71万3,000円で、木山中学校分です。中学校施設長寿命化計画策定業務委託料も255万6,000円というのは木山中学校分となっています。工事請負費、木山中学校施設整備費990万4,000円は、駐輪場の設置分です。益城中学校施設整備費3,660万円は、エレベーターの整備費になっています。

2目教育振興費です。135万円。コミュニティ・スクール、小中学校分の135万円の補助金です。

5項幼稚園費 1目幼稚園費で、273万2,000円の増額補正です。

38ページをお願いいたします。

職員の人件費の減額、プラスの工事請負費で、給水管の更新工事費426万6,000円で、第二幼稚園の給水管の老朽化に伴う更新の事業費ということです。

6項社会教育費 1目社会教育総務費428万5,000円の減額です。社会教育指導員報酬が40万7,000円の増額。それから、人件費が減額というふうになっています。

3目の文化会館運営費1,183万9,000円。光熱費338万4,000円。それから、文化会館の自主事業運営業務委託料が845万5,000円です。文化会館は現在、指定管理で6月まで運営をしているところですが、7月から指定管理が切れますので、直接、光熱費等の支払いが発生になる。それから、自主事業についても、まだ文化会館の、使わなくてもできる分については自主事業もやっていくということで、その計上になっております。

6目文化財保護対策費111万3,000円。文化財移設業務委託料です。西原村から益城町のほうに移設する分ということです。

9目交流情報センター運営費7万4,000円については、人件費となっています。

40ページをお願いいたします。

7項保健体育費1目の保健体育総務費32万1,000円については、人件費です。

2目体育施設費2,108万3,000円。福田グラウンドの防球ネットのかさ上げ工事費が608万3,000円。旧中央小学校のプール解体が1,500万円ということです。

3目学校給食費648万2,000円の増額です。職員の人件費、それから委託料で、学校給食調理業務等民間委託費550万円。

第2表のほうで、債務負担行為の補正をしております。それとあわせて、3月分だけですね、この現年度予算の歳入歳出予算のほうで計上させていただいております。3月から、この業務委託のほうを開始したいというところです。

次が41ページで、11款災害復旧費1項の農林水産施設災害復旧費1目農業施設災害復旧費で、5,803万7,000円。農業用施設災害復旧業務委託料で8,206万3,000円を上げております。3カ所の堰の改修工事について、県に委託するというので、計上しているところです。

2項土木施設災害復旧費1目の道路橋梁災害復旧費1,045万2,000円です。

42ページのほうをお願いいたします。

17節の公有財産購入費で871万2,000円。田中橋のかけかえ、福富橋の改修に伴う用地購入になっています。

19の負担金が支障電気通信線移転工事費で150万円。15本分を予定しています。

5目がけ地災害復旧事業が2億96万7,000円です。がけ地災害復旧工事の分と支障電柱の移転等の事業費になっております。

宅地災害復旧費33億1,816万4,000円。これは大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の事業費になっております。2分の1が国庫補助でいただく。あとの残りの分についても、100%の起債というふうになっております。

8目地盤改良補助費、補正額が2億27万4,000円の増額です。19節で地盤改良工事補助金で、2億円を予定をしております。復興基金事業で、住宅の建てかえで地盤改良が必要になった場合に補助金を出すというのを復興基金事業で予定をしております。

9目雑種地等災害復旧費1億5万円。こちらのほうも、19節で雑種地等復旧支援事業補助金で、1億円を計上をしております。こちらのほうも、雑種地等の復旧に関して、復興基金事業を活用して補助金を出そうというものです。

44ページをお願いいたします。

4項文教施設災害復旧費1目公立学校施設災害復旧費、補正額が1,993万9,000円の増額です。13の委託料で、学校給食センター水道管布設設計委託料が200万円。15節で、水道管敷設工事費が750万円。それから、備品購入で、学校給食センターの事務備品等の購入費1,000万円を計上してあります。

5項その他公共施設・公用施設災害復旧費で、1目その他公共施設・公用施設災害復旧費2,074万9,000円です。自治公民館の貸地の修繕料が274万6,000円。惣領2町内の公民館を予定してあります。新庁舎オフィス環境整備事業委託料が500万円。複合施設建設基本計画策定業務委託が

550万円。15節に益城・西原消防署外構工事750万3,000円を計上しています。

最後に、予備費が7,780万8,000円を計上をしているところです。

以上が、議案第51号、平成30年度一般会計補正予算の第1号になります。

続きまして、議案第52号、益城町公共下水道特別会計補正予算（第1号）について、説明をさせていただきます。

予算書の1ページをあけていただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正で、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億7,202万2,000円とするというふうにしております。

そのから、地方債の補正を第2表のほうで補正をしております。

4ページをあけていただきたいというふうに思います。

第2表、地方債の補正で、1、変更です。公共下水道の事業3億2,620万円から3億5,870万円、3,250万円増額をしております。地方公営企業法の適用会計システム整備の分で500万円、それから、浸水対策の事業費に対する起債の分が2,750万円、あわせて3,250万円の増額となっております。

7ページをあけていただきたいと思います。

2の歳入です。3款国庫支出金、公共下水道の補助金で、浸水対策の補助金になっております。4,700万円の事業費に対して、2分の1、2,350万円の補助金です。

5款の繰入金です。一般会計の繰入金が600万円計上しています。

8款の町債。公共下水道債は、先ほど説明をしたとおりです。

8ページをお願いいたします。

3、歳出です。1款の事業費です。1目の公共下水道費、補正額が6,236万円。職員の人件費、それから、委託料のほうで、公共下水道法適用基本方針策定業務委託、会計システムの導入分ですが、500万円です。それと、浸水対策業務の委託料が600万円。測量設計費、工事請負費が、益城処理地区雨水管渠整備工事費が4,500万円を予定をしております。

2款の災害復旧費につきましては、15万1,000円の減額です。派遣職員さんの通勤手当の分になっております。

予備費が20万9,000円の減額をしております。

以上が議案第52号の説明になります。以上で終わります。

○議長（稲田忠則君） 次に、条例の説明をお願いいたします。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第53号、益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、平成30年度から熊本県が財政運営等の中心的な役割を果たすこととなりました。熊本県が町の標準保険料率を提示したため、当該保険料率を参考に、平成30年度以降の国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額のそれぞれの所得割額算定税率、

被保険者均等割額及び世帯平等割額を改めるものです。

また、熊本県国民健康保険運営方針におきまして、標準的な保険料算定方式が、所得割、均等割、平等割の3方式とされたことにより、資産割については廃止するものです。

なお、適用日を平成30年4月1日とするものです。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第54号、町民表彰等条例の制定について御説明申し上げます。

町民表彰につきましては、平成30年第1回益城町議会定例会におきまして、吉村議員から、今後の益城町の復興において、九州大会や全国大会において結果を残した個人・団体に、町民文化賞、町民スポーツ賞を創設してもよいのではないかと御質問があり、町として、早急に関連する法整備を行うなど、前向きに表彰制度の創設に取り組むとの答弁を行ったところです。

そのような状況を踏まえ、今回、益城町町民表彰等の制度化を図るため、益城町町民表彰等条例の制定についての議案を提出するものでございます。

本条例の概要ですが、まず表彰の種類につきましては、第2条にありますとおり、町民表彰、善行表彰、特別表彰の3種類で、その対象者は第3条から第5条に定めております。

また、選考に当たりましては、第9条にありますとおり、被表彰者の選考を公平かつ適正に行うため、益城町町民表彰等審査委員会を設置することとしております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 日程第10、議案第51号「平成30年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から日程第13、議案第54号「益城町町民表彰等条例の制定について」までの説明が終わりました。

午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時54分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第51号「平成30年度益城町一般会計補正予算（第1号）」及び議案第52号「平成30年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第1号）」、2議案に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。

2番下田利久雄議員。

○2番（下田利久雄君） 2番下田でございます。

議案第51号、平成30年度益城町一般会計補正予算書1号の5ページの第2表、債務負担行為補正の学校給食調理業務委託事業についてお伺いいたします。

調理の業務委託については議会としてはまだ決定されていないような気がしますが、私の認識不足かもしれません。委託する場合には、委託する場合ですね、委託の範囲、町としての財政負

担、災害時の給食センターの機能について検討されていないと思っております。保護者からの了解、現行給食センターの勤務員の処置、これらについてまだ結論が出てないような気がしますが、その辺のあれをお答え願いたいと思っております、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君） 学校教育課長の福岡でございます。2番下田議員の質問についてお答えさせていただきます。

まず、議会の決定というお話でございますが、先月の18日に災害復興特別委員会のほうで業務委託をしたいというようなことをお話しさせていただいたところでございます。決定につきましては、予算が通った時点での決定と考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、災害時等の対策につきましては、業者を募集する中での募集要項の中で、災害時での協力体制とか、そちらのほうを条件として入れる予定でございます。

あと、現在の職員の勤務につきましては、私の範囲ではないかもしれませんが、例えば保育所の調理員とか、その他の現在非常勤とかで対応している部分とか、そちらになるかと思いますが、またこれについては総務課の人事係のほうからあるのではないかと思います。済みません。

あと、保護者への説明、了解につきましては、今後、学校給食運営委員会とかで理解を得ていきたいと思っております。

済みません、何かありましたか。

（「いや、よかよ」と呼ぶ者あり）

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 総務課審議員の塘田審議員お願いします。

○総務課審議員（塘田 仁君） 総務課審議員の塘田でございます。2番下田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

学校給食センターが委託をされた場合の現在の職員のですね、配置はどうなるのかという御質問かと思っております。

学校給食センターにはですね、9名現在配置をされておまして、その中でも調理については7名となっております。これまでも、7名の調理員につきましては賃金等々によりまして、調理員、それから学校用務員への配置の経験がある職員がほとんどでございます。センター業務が委託となりますれば、そういった管理業務、それから調理業務等への、他の部署への異動で対応したいと考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 2番下田議員。

○2番（下田利久雄君） 1回目の答弁ありがとうございました。

もう一点ようございますか。4億8,000万の根拠ですね、はどういうところが、4億8,000万出されているのかと、同規模の、益城町と同じぐらいの給食センターもそれぐらいかかるとつとかという。今度せつかく20億ぐらいかけてつくるけんですね、調理委託までせないかんとかというのがちょっと疑問に思いましたもんだからですね。その辺をちょっと教えてもらいたいと思

ます。

○議長（稲田忠則君） 福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君） 学校教育課長の福岡です。下田議員の2回目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、4億8,090万4,000円の根拠でございますが、こちらはですね、業務委託を受けておりました業者3社から見積もりをとっております。その大体平均でございます。

済みません、もう一点何でしたか。

（「益城町と同じぐらいのところもそのぐらいかかるかっていう」と呼ぶ者あり）

失礼しました。ちょっと手元での資料でございますけれども、後で配付させていただきますが、熊本県内が3市町、それから九州管内全部で9市町ですね、こちらの平均が大体3,055食。調理員数が34名、委託料が8,440万程度。これを益城町は3,400食程度ですので、これに換算しますと、大体9,460万程度、年間です、になっております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかにありませんか。1番上村幸輝議員。

○1番（上村幸輝君） 1番の上村です。2点ほど質問させていただきます。

議案第51号、平成30年度益城町一般会計補正予算書（第1号）中ですね、まず歳入のほう、12ページ、20款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金として、説明欄に平成28年熊本地震復興基金繰入金として3億3,255万1,000円。これが、ちょっと私の聞き間違いかもしれませんが、九つの事業、これを創意工夫分から繰り入れるということで聞いたんですけど、九つの事業、どういったものなのか、ちょっと内容を説明をお願いします。

そして、それに関連しているものとは思いますが、歳出のほうからですね、43ページ、11款の災害復旧費2項土木施設災害復旧費8目地盤改良補助費、それと9目の雑種地等災害復旧費。雑種地って結構、調整区域とかの元宅地だったところを後々雑種地にしてある、そういったところが多いんですけど、この二つ、地盤改良補助費とですね、雑種地等災害復旧費、これについてですね、ちょっと内容のほうを説明をお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 山内企画財政課長。

○企画財政課長（山内裕文君） 1番上村議員の御質問にお答えさせていただきます。

議案第51号、平成30年度益城町一般会計補正予算（第1号）のページ12ページ、20款の基金繰入金の平成28年熊本地震復興基金繰入金3億3,255万1,000円の事業内容ということだったかと思えます。

事業内容につきましては、今回、補正予算として歳出予算に計上しているものが五つの事業あります。それから、当初予算で既に歳出予算は計上して、当初予算では一般財源で対応していたものが四つの事業がありますので、その四つの事業については財源組み替えというふうな形になっております。

順番に行きたいと思えます。

ページの16ページ、2款総務費1項総務管理費3目の電子計算機運用費360万円、これはホー

ムページの自動連携の改修事業360万円が一つです。

それから、17ページの6目の防災費13委託料、防災ハザードマップ作成業務委託料400万円、こちらが二つ目の事業ということです。

それから、ページが28ページ、28ページが地籍調査関係の実施測量業務委託料、28ページが一番上ですけど700万円、こちらのほうを復興基金事業としております。

それから、43ページが、事業内容の御質問がっております地盤改良の工事補助金2億円。それから、雑種地等の復旧事業の1億円。

この五つが今回の補正の歳出予算に計上しているものです。

あとの四つの事業につきましては、当初予算のほうに計上しておる事業になりますけれども、応急仮設団地の自治会コミュニティサポートの補助金1,392万円。それから、被災台帳システムのリース料が115万円、被災者支援の広報の事業として31万3,000円、合併浄化槽の補助、これは公共下水道の特別会計のほうで予算化をしているものです。256万8,000円。一般会計のほうから繰り出しをしていますので、繰出金に充当をさせるという形で九つの事業を今回計上して、繰入金としては3億3,255万1,000円を基金繰入を予定をしておるところです。以上です。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 復旧事業課長の増田でございます。1番上村議員の御質問にお答えいたします。

議案第51号、平成30年度益城町一般会計補正予算書、こちらの43ページになります。11款2項8目19節の負担金補助金及び交付金の地盤改良工事補助金2億円についてお答えいたします。

この補助金制度は、熊本地震復興基金のうち、町の創意工夫分でございます。対象となりますのは、熊本地震により被災し、所有しておられた住宅を解体し、同一敷地内に住宅を再建される場合、軟弱地盤と判定された際の地盤改良工事の費用の一部を補助するものでございます。金額は、工事費用が40万円以上かかった場合には一律20万円、40万円未満の場合にはその2分の1という形で今回計上させていただいております。既に工事をされた案件につきましても、遡及により補助を行います。ただし、賃貸住宅、社宅、寮等は対象外となっております。そのほか、宅地復旧補助金を受給されている方などは対象となりません。

こちらの地盤改良補助金につきましては以上でございます。

それから、同じく、今度は9目19節負担金補助及び交付金の1億円についてでございますけれども、こちらにつきましては、これは雑種地ですね。雑種地が現在まで基金で救う道がございませんでした。補助でも救う道がございませんでした。そういうことがございまして、熊本地震の復興基金の町のこちらにも創意工夫分でございます。

対象となりますのは、熊本地震により被災した雑種地等で、道路、水路等公共物に接する箇所へのり面、擁壁復旧の一部を補助するものでございます。金額は、工事費用が50万以上かかった場合にその費用の2分の1の補助。補助金上限は500万円としております。なお、50万円未満の場合は対象外としております。こちらにも、既に工事をされた案件につきましても、遡及により補助を行います。また、ほかのですね、熊本地震復興基金の事業の対象となったところにつきまし

ては、今回は対象から外させていただきたいと思っております。

今回の予算が可決されましたら、当課窓口において住民の方々に詳しい説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 1番上村議員。

○1番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございました。

内容についてはですね、当初予算で見てあった事業が四つ、それと新たな事業が五つということで、そのうちの二つについては先ほどの地盤改良補助と雑種地災害復旧費ということで分かりました。

もうちょっとですね、何というか、住民生活の再建、これにかかわるようなものに主に充てられるのかなとも思っていたんですけど、ちょっと意外に思いました。

あとですね、2回目になりますけど、地盤改良補助についてはさかのぼって適用される、雑種地等においても同じくということなんですけど、地盤改良においては、特に住宅の建てかえの場合、地盤調査というものをするんですけど、それによって要は軟弱地盤と示されたところが対象なんですかね。液状化してるとか、そこまでの判断は必要ない、そういうことなんでしょうか。ちょっと、これ2回目、ちょっと教えてください。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 上村議員2回目の御質問にお答えいたします。

ただいま御質問の内容としましては、地盤調査により軟弱という判断されたものが含まれるのかと、もう一つは液状化という話が今ございました。

今回、対象の要件としまして、皆様が家を再建される際に各ハウスメーカーで地盤調査をされるようです。その際に、もう軟弱という形で判断されれば、それは対象という形になります。専門的な、公的なものが必要ということではございません。そういうことでよろしいでしょうか。

（「はい、分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。5番榮議員。

○5番（榮 正敏君） 5番榮です。

議案第51号、33ページ、8款6項2目17節災害公営住宅用の用地購入費、それから、その下の災害公営住宅購入費、この用地購入費は平米当たりの単価、それとどこらあたりの場所では何戸分なのか。それと、公営住宅の購入費は、これ地区はたしか馬水、安永と聞きましたが、何世帯分ぐらいのところを考えているのか。

それから、39ページ、10款5項6目13節文化財移設業務委託料。西原村からの文化財を譲っていただいたちゅうことで、予算的にはいいんですが、これは何十年もかかって私たちの地元のことで、もう何十年の案件だったんですけど、やっとなり返還といいますか、返していただける。この中に謝礼金とかなんとかは何もなかったんでしょうか。ただ、委託料、何か移設業務委託料だけしか書いてないもので。その説明をお願いします。

それからもう一つ。44ページ、11款4項1目15節学校給食センター水道管敷設工事。これは大体どこからどこまで、大体何メートルぐらいあるのか。これをちょっと説明していただきたい

と思います。

1回で終わりますので詳しくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 河内公営住宅課長。

○公営住宅課長（河内正明君） 公営住宅課の河内です。5番榮議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議案第51号、平成30年度益城町一般会計補正予算（第1号）中、ページ33ページ、8款土木費5項住宅費2目災害公営住宅費の17節公有財産購入費29億2,400万についてのお尋ねでございますけれども、まず、災害公営住宅用地購入費5億400万。これにつきましては、地区としましては木山、広安地区、木山、広安地区をRCの建物で予定をしておりますけれども、それだけでは不足する分、それぞれ広安校区で約40戸、木山校区で約40戸。これを民間からの土地建物提案型という形で買い取りをさせていただこうかというところで、その分の用地代の計上でございます。

平米単価どれぐらいでみてるのかというお尋ねですけれども、今、計算しておりますのは、平米単価4万2,000円で一応計上させていただいているところでございます。分かりやすく坪に換算しますと13万8,600円ということになります。

それから、災害公営住宅購入費の24億2,000万、これについてのお尋ねですけれども、ここ説明欄がちょっと不足しておりますして申しわけなかったんですけども、この24億2,000万の内訳としましては、馬水、安永、馬水と安永に災害公営住宅それぞれおおむね100戸ずつ程度鉄筋コンクリートでつくる予定をしておりますけれども、その分の造成費用が5億円。その分にかかる造成費用が2カ所分で5億円。この5億円の内訳につきましては、造成ということで外構で周りを土どめ擁壁であったりとかL型擁壁とかももちろん使いますし、中の調整池までこの時点でつくろうかというところでの計上が5億円ございます。

それ以外の分の19億2,000万につきましては、先ほど申し上げました木山、広安地区での80戸分。土地建物提案型という買い取り分ですね。この80戸の上物の買い取り分ということで、1戸当たり2,400万の80戸で19億2,000万という形での計上をさせていただいております。

2,400万といいますのは、建物本体はもちろんですけれども、それにかかる場所の駐車場、それから外構、全てを含んだ金額、設計費まで含めてですね、戸当たり2,400万という形での80戸分の計上ということでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉川生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉川博文君） 生涯学習課長の吉川です。よろしく申し上げます。5番榮議員の御質問にお答えいたします。

議案第51号、平成30年度益城町一般会計補正予算書39ページ、10款6項6目13節文化財移設業務委託料についてのお尋ねにお答えいたします。

今回、移設する文化財は旧の福田村にありました福田寺跡にあった県下でも最大級の希少価値のある五輪塔です。鎌倉時代につくられたものです。現在は西原村の個人の方が所有されておりますが、西原村の協力などを得て、今回益城町への寄贈という形になっております。この費用は移設費だけの計上となっております。謝礼等は発生しておりません。以上です。

○議長（稲田忠則君） 福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君） 学校教育課長の福岡でございます。5番榮議員の御質問にお答えさせていただきます。

議案第51号、平成30年度益城町一般会計補正予算書（第1号）中、44ページ、11款4項1目の15節学校給食センター水道管敷設工事請負費の件でございますが、この工事箇所は、グランメッセ木山線と国道443号線の旧益城役場の庁舎からずっと北上しまして、先ほど言いましたグランメッセ木山線の交差点から北のほうへ約100メートルぐらいまでは既設の水道管がございます。その先から、新しい給食センターの建設地の井関農機の入り口がございますが、そのあたりまで敷設する予定でございます。総延長は250メートルでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 5番榮議員。

○5番（榮 正敏君） 済みません、1回で終わるつもりでしたが、そういう文化財に関してですが、五重塔ですが、どこに持ってきて、益城に持ってくるんですが、どこに移設するか、それはまだ考えてらっしゃらないと思いますが、そういう貴重な文化財だったら、今度の震災遺構とかそういうのと並べて、何か関連づけてやっていったほうがいいんじゃないかと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 9番宮崎でございます。

議案第51号、平成30年度益城町一般会計補正予算（1号）の中の、先ほどから話が出ております学校給食センターの調理を民間に委託するというこの件についてでございます。

従来、我が町は町で調理をして子どもたちに配付をしていた。それが、今回学校給食センターが完成をして、その運営をするときに、調理の部分を民間に委託をしようと、まあこういうことだろうと思うんですが、これでいろいろ予算書の中にはですね、補正予算書の中にはいろんなことが出てきておりますけれども、本当に我が町でですね、この従来あったやつを大きく方向を変えて民間に委託をする、この委託をするかどうかというのはですね、我々議員としてはなかなか議論がされてないような感じがします。ですから、もう少し執行部のほうにですね、このところを説明資料、説明をしていただければ非常にありがたいなと思うんです。

まず、町が直営するよりも民間へ委託する場合の利点、これは何なのか。それから、民間に委託した場合、どういう問題が予想されるのか。この問題点に対して、どういう対策がとられるのか。そして、この近郊でですね、当然こういう民間に委託された調理がなされてるところが諸所あると思うんです。例えば松橋付近とか玉名付近とかあると思うんですけども、そこらあたりで、今、民間に委託をされて、どういう運営をなされて、どういう問題点が起きてるのか。ここらあたりについて、我々議員にもですね、きちんと説明をしていただかないと。

一回民間にこれを委託し始めたらですね、もう多分後戻りはなかなかできない。だから、いろんな問題点が起きると思うんですが、起きては困るんですが、起きたとき、迅速に町として対応がとれない、こういうことも予想されるので、そこらあたりについて、要は民間委託をする場合についてどういう問題点、どういうあれがあるんだと。その大きいところをですね、まず我々に

説明をしていただきたい、こういうふうに思いますので、よろしくお願いをします。

1回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 福岡学校教育課長。

○学校教育課長（福岡廣徳君） 学校教育課長の福岡でございます。9番宮崎委員の質問に答えさせていただきます。

民間委託をした場合の利点、問題点、それから対策というような御質問だったかと思いますが、まず、利点につきましては、民間のノウハウ化した業務の合理化や効率化、それから経費の削減などが挙げられます。

次に、問題点でございますが、一番の問題点は、やはり責任の所在をどうするのかというのが一番の問題点ではないかと考えております。事故が起こった場合、どこまでその責任をどちらが負うのかとか、どちらが補償するものかとか。あと、町が給食センター建てるわけですけども、備品等も町が購入しますが、これが故障とかした場合、更新した場合の更新費用をどうするのかというようなのが問題になるかと思えます。

この辺はですね、請負業者を選定するときの募集要項のほうにきちんと細かく条件等を提示しまして、公募のほうに参加していただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 9番宮崎でございます。

1回目の答弁、まあ非常にざっくりとした答弁で、総務委員会の中でもう少し細かくですね、いろいろ教えてもらおうと思っておりますので、この総括質疑では、このところはこれで終わりたいと思います。

ただ、もう一点ですね、先ほど人事の審議員のほうからですね、ちょっと答弁があった中で気になりましたので。今回、従来の給食センターでの勤務員、調理員が7名、これは当然保育所なりいろんなところで仕事はするんですけども、町の定数、定数は当然、これ民間に委託をするとその業務がなくなりますから減ると思うんですよ、7人が。この減るのはどういうふうにお考えになっているのか。これについてちょっと答弁をお願いします。減らさないのか。私は当然減ると思うんですけど。それを何年かで徐々に解消していくと、こういう対応をとるのではないかなと思うんですけど、これについて答弁をお願いします。

○議長（稲田忠則君） 塘田総務課審議員。

○総務課審議員（塘田 仁君） 総務課審議員塘田でございます。9番宮崎議員の御質問にお答えをさせていただきます。

定数のお話でございます。現在の教育委員会の定数50でございます。その中で、実際はですね、今現在、実数としては49名となっております、おっしゃるように7名が他の部署へ異動となった場合に定数はどうするのかというお話でございますが、異動の部署もですね、教育委員会部局、例えば小学校、中学校の学校用務員、それから交流情報センターの管理等々がございまして、全てが定数から抜け落ちてしまうということはないかと思えます。

ただ、当然、町長部局への異動等が出てくればですね、教育委員会の定数の中から人員が落ち

るという形にはなりますが、現在のところですね、災害復旧業務で非常に人員が不足をしております、任期つき職員での採用等々も行っております。ですので、災害が落ちついた時点ですね、定数的な見直しは行っていくものと考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 9番宮崎でございます。

最後の質問になります。

今、災害で非常に業務が多忙だから、定数は今は見直さないと。だけど、状況が落ちついたら定数を見直すと。ちょっと私はよくそこらあたりは理解ができないんだけど、定数はあくまでも定数であってですね、ような気がします。

それから、教育長の、まあ教育委員会の定数と、それから町長部局の定数、いろいろ定数はあるかと思うんですけども、合わせると町の定数ですよ。その中で、従来仕事があって定数になっとなったのが、今度は仕事なくなったんだから、その人員は当然定数から削除されないと役太りになってしまいますよね。私はそう感じるんです。

ですから、何らかの業務を民間に委託するなり、どこかに委託をした場合は、仕事なくなるんだから、その定員は確かに減る。その減らし方はですね、生身の人間ですから、明日から首って、こういうわけにはいかないんでしょうけど、徐々にどこかで解消されるというふうに思うんですけども、これについてはいかがですか。もう一度。最後の質問です。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 塘田総務課審議員。

○総務課審議員（塘田 仁君） 総務課塘田でございます。

9番宮崎議員の定数についての御質問、2回目かと思いますが、おっしゃるようになりますね、教育委員会の中から給食の業務が委託をされるということで、実際そこに当たる職員が7名いるので、実質的には50の定数となっているので、7が落ちるべきではないかという御質問かと思えます。これについてはですね、先ほど申し上げましたように、今後のですね、復旧の業務を見ながら、実際、人が足りてないのは現実的なところでございますので、今後の動きを見ながらですね、検討していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。2点ほどちょっとお伺いします。

議案51号、平成30年度一般会計補正予算の中で、ページ数がですね、31ページの9目と10目についてちょっとお伺いします。

9目の都市防災総合推進事業、この中の避難路等整備費とこの全体ですね。これ、まちづくり協議会で上がってきた部分のだと思んですが、これどれぐらい、何箇所ぐらい見てるのか。その辺をちょっとお伺いしたいと思います。その後の小規模住宅区画整理事業というのは、これはちょっと私も内容がちょっと余り詳しく分かりませんので、この辺を、どういう事業なのか。道路用地購入費で2億8,706万4,000円組んであります。測量費も2,650万。上の防災推進事業の避難道路からすると、かなり金額も大きいし、上のほうの防災総合推進事業のうちの避難道路購入費というのは、もうこの事業はこれで終わりなのか。そうすると、余りにも本当少ないかなと

思うんですが、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 坂本復興整備課長。

○復興整備課長（坂本忠一君） 復興整備課長の坂本でございます。14番中村議員の御質問にお答えいたします。

議案第51号、平成30年度益城町一般会計補正予算中、31ページでございます。9目の都市防災総合推進事業、それから10目の小規模住宅地区改良事業、この2点、2目についてですね、2項目について予算を計上しているのは何箇所か、あと中味がどういうものなのか、それから事業費としてですね、これぐらいだったら少ないのではないかと、もっとちょっとあるのではないかとかということだったかと思えます。

実はですね、この2項目の事業に関しましては、3月の議会です、補正予算を国からいただきまして、まず補正をさせていただいています。都市防災総合推進事業、3月議会です、測量費、それから工事費に関して、まず9億3,180万円。それから、小規模住宅地区改良事業、これもですね、3月で9億1,704万円ほど補正をさせていただいております。

箇所数ということで、今回の分に関してはですね、平成30年度分の事業費ということでございます。まず、9目のですね、都市防災総合推進事業、これから説明いたしますと、節で行きますと三つの節に分かれておまして、まず委託料でございます。3,105万4,000円。その内訳が、測量設計費2,910万円ということでございまして、この両方の二つの事業は内容は、具体的な内容は、避難路、それから避難地ということでございまして、この二つのインフラの整備を行っていくということでございますが、まず、その測量におきましてですね、今回の30年度分の予算におきましては、この測量設計におきましては、まず道路が1カ所、公園が1カ所、合計2カ所。地区でいきますと、広安地区と木山地区でございます。

それに関しまして、不動産鑑定業務委託料ということで、道路に関しましては全部4メートル以上の道路につきましては買い取りをさせていただく関係で、不動産鑑定を入れます。その不動産鑑定委託料というのが195万4,000円ということで、6地区で大体9件ほどございます。これ、地区でいきますと、広安校区、津森校区、木山校区ということでございます。

次の15節の1億300万、避難路等の整備費ということで、これが道路が2カ所、避難地が1カ所、合計3カ所。場所で行きますと、広安校区、それから津森校区となっております。

同じようにですね、今度は公有財産購入費ということで、この敷地を町のほうで買い取るわけなんですけれども、17節、公園が2カ所、これは広安校区と木山校区ということでございます。

それから、小規模住宅地区改良事業ということでございますが、この事業はどのようなものかということですね、ちょっとですね、御紹介いたしますと、事業の目的というのが、不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れている地区において、住環境の整備、改善、または災害の防止のために、健康で文化的な生活を営むに耐え得る住宅の集団的建設、建築物等の敷地の整備等を実施。もって公共の福祉に寄与するということで、じゃあ、具体的に何をするのかというと、9目のですね、都市防とまあ同じような事業ではございますが、避難路、避難地について、この事業です、整備をするということでございます。

こちらの13節におきましては、まず測量設計業務が3地区分です。広安地区と木山地区ですね。道路1カ所、公園2カ所。

それから、15節がここ入ってませんが、15節においてはですね、29年度3月の補正においてですね、予算を計上いただいております。

それから、不動産鑑定料についてです。7地区の11件、広安校区、津森校区、飯野校区。

それから、公有財産購入費におきましては、道路が2カ所、公園が1カ所。地区でいきますと、この3カ所ありますが、これは全部広安校区ということでございます。

今後、この予算的にどうなっていくのかということですが、まちづくり協議会で上がってきたものを優先的に緊急度の高いものからさせていただくということですが、熊本地震とはいえ、いつまでもですね、予算のほうをつけていただくということはないと私も考えておまして、31、32年度ぐらいまでには事業を完成するよというところで協議がですね、なされております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 14番中村議員。

○14番（中村健二君） 2回目の質問に移りますが、大体事業内容については分かりました。もともとは9億3,000万と9億1,000万ぐらいかの金に来てるということで、本年度切ったんで、今年度中の事業が、その補正前の額が0になってるもんですから、全然、これだけ1億6,400万と3億1,650万円だけかなと思ったもんですからね。それで、これだったらちょっと足らんんじゃないかというような思いがあったもんですから。また、これ、いろいろなところから要望というか、まちづくりあたりで上がってくれば、まだまだこれは増えてくる可能性は十分あるし、まだこの事業は続けていくということですね、残りがまだあるからですね。

それで、この中で、1億6,400万の中でもそうですけど、3億、下のほうの小規模のそっちのほうもそうだけでも、国県支出金のほうで大体、ちょうど半分ですね、これ。残りは地方債ということになってるんで、この地方債については交付税措置がとられるのかな。その辺をちょっとお伺いしたいと思うんですけど。

また、この事業について、またどういう部分がまちづくりあたりから上がってくると優先的にやるということですが、その辺、これ、何年度までにといいはないんでしょう。その辺をちょっとお伺いしたいです。

○議長（稲田忠則君） 坂本復興整備課長。

○復興整備課長（坂本忠一君） 14番中村議員2回目の御質問にお答えいたします。

財源の内容について御質問だったかと思ます。いずれの事業もですね、国が半分で、起債が充当率は100%ですね。起債が90%、交付税措置が20%ということになっております。

それで、いつまで続くかということですが、お話があったんですけども、先ほども申し上げましたけども、最近自然災害が非常に全国的に多いということで、とにかく国のほうから指導を受けておりますのは、とにかく急いでやりなさいと、急いで現場に形を出しなさいというのが一つですね。

それと、やはり住民の皆さんのですね、生活再建を急ぎなさいということになるわけで、めど

としてはですね、平成32年度ということではございますが、予算を計上したにしても、それ以降におきましては、まあ非常に、事業としてはあるわけですが、つきぐあいといいますか、予算のですね、配分に関してはちょっと不透明なところがあるのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 7番吉村です。余り多くは質問いたしません。2点ほど。

議案第51号、平成30年度益城町一般会計補正予算書の中のページが24ページ、3款民生費3項災害救助費1目災害救助費の中の23節償還金利息及び割引料で、災害援護資金償還金が700万計上されております。これは多分、被災者のための貸付制度で償還金だと思うんですけども、この償還金というのはどのようなものなのか。また、この償還金は今後増え続けるのか、それをお聞きしたいと思います。

それから、ページ数43ページ、6目の宅地災害復旧費の中の19節の支障電柱等移転負担金ということで1,000万円計上されてますけども、これは多分電柱のことだと思うんですけども、これは1本当たり幾らを計上されてるのか、それとまた、負担金の割合というのはどうなってるのか、その点をお伺いします。

○議長（稲田忠則君） 姫野生活再建支援課長。

○生活再建支援課長（姫野幸徳君） 生活再建支援課の姫野です。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第51号、一般会計補正予算書のページ24ページ、3款3項1目の23償還金利息及び割引料、災害援護資金償還金はどのようなものかということですが、まず、この性質はですね、今回の地震によりまして被災者の生活再建に資するための貸付制度であります。今回計上しました700万については、貸し付けたうちですね、本来3年間の据え置き期間があるんですけど、みずから繰り上げ償還をされた方6名分です。合わせまして700万ということになります。

それから、今後増えるのかと御質問ですけど、これに対しては3年間の猶予期間が過ぎましたら、それから償還が始まりますので、それから徐々に増えてくるというようなことになると思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 復旧事業課長の増田でございます。7番吉村議員の御質問にお答えいたします。

御質問の内容は、平成30年度益城町一般会計補正予算書中の43ページになります。11款2項6目19節の負担金補助金及び交付金の支障電柱移転負担金1,000万円についての御質問だったかと思っております。

こちらにつきましては、宅地耐震化事業、いわゆる大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の工事に伴うものでございます。電柱につきましては、九州電力及びN T T所有がございまして、今回計上させていただきましたのは、N T T所有の電柱でございます。九州電力所有につきましては、従前より電柱の道路占有料をいただいていることから、移転申請については無償で行っていた

だいております。NTT所有の電柱につきましては、道路占有料をいただいておりますことから、移転費用が発生しております。実績ですけど、大体1件当たり約10万円という形になっております。費用負担の割合ですけども、こちらにつきましては100%となっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 7番吉村議員。

○7番（吉村建文君） 2回目の質問です。

24ページの償還金の件ですけども、これは町として幾ら貸し付けをしてるのか、そのまた人員は何名なのか、分かりましたらお教えてください。

○議長（稲田忠則君） 姫野生活再建支援課長。

○生活再建支援課長（姫野幸徳君） ただいまの御質問にお答えします。

町としましては、貸付総額1億9,150万。それから、現在高はですね、先ほど言いました繰り上げ償還があっている関係で、1億6,150万。貸出件数は80件ということになります。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。11番寺本英孝議員。

○11番（寺本英孝君） 寺本です。平成30年度一般会計からです。ページは42ページです。宅地災害復旧費ですね。工事請負費、15節の、33億800万か。これ、たしか大規模盛土造成地滑動工事だと思いますけど、これはですよ、この滑動地域に入っているところは、町民に知らせてあるのかないのか。

どうして私がそう言いますかという、復興基金とダブるわけですよ。復興基金で工事をする場合に、この大規模滑動地域に入れば無償でできるわけですよ。復興基金なら3分の1は個人負担が発生するわけですよ。ですからですね、周知徹底ですね。このあたり知らせることはできないのか。また知らせたがいいのか。そのあたりはしっかりしとかんと。中には復興基金で終わった人もおるですよ。あと、そういう地域指定されたらですよ、自分で3分の1払ったとなりゃあ、全額町がしてやる。そういうことも事実発生してるわけですよ。ですから、このあたりもですね、宅地耐震化復旧工事の知らせですか、啓発ですね、どのようにやっていくか、お願いしときます。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 11番寺本議員の御質問にお答えいたします。

今、御指摘がございました平成30年度益城町一般会計補正予算書中、42ページ、11款2項6目15節工事請負費33億800万円の内容と、あとは住民の方への周知というお話でございます。

まず、こちらのほうの大規模盛土造成地滑動崩落防止事業、こちらのほうが、平成29年に採択されております。29年の当初予算としまして5億1,460万円、これは事業費ベースです。それから、同じく29年2月に補正がございまして、こちらが30億円。今回、当初ではですね、町のほうとしては18億円の事業費ベースの予算としておりましたけども、国のほうからの内示、こちらが51億800万円の事業費の予算をつけていただきました。こちらについては、国のほうが一日も早く住民の方々の宅地再建をやってくださいということのあらわれだと思っております。

こちらの、周知のほうという話ですけど、まず、こちらのほうが基金事業が28年から始まっていると思っておりますけども、大規模滑動盛土崩落防止事業、こちらにつきましては、益城町に実際そ

んな大規模盛土造成地があるのかという話から始まっております。益城町におきましては、阿蘇の火山灰土、こちらが悪さをしていると。約10メートルぐらいのところに悪さをしている灰土があるということで、こちらのほうが熊本地震、これ2回、震度7を経験しておりますが、こちらの地震によりまして脆弱化したと。これが滑動の原因であるという、こちら国のほうですね、国土交通省、あとは国総研、こちらのほうと協議いたしまして、そういう位置づけでやっております。

対象としましては、盛土の面積が3,000平米。こちらにですね、10戸以上の住宅地があるということです。それから、盛土の高さが熊本地震によります制度拡充によりまして2メートル以上、家屋数が2戸以上のところも、まあこれ、拡充事業という取り扱いではございますけど、対象となっております。

現在、益城町におきましては、平成29年当初予算、こちらのほうで11区調査選考しております。その後、今年ですね、今年2月の補正によりまして、30億円の予算をつけていただきましたので、残り28カ所、全体で39カ所がその対象地区になり得るということで、現在事業を進めているような状況です。

こちらにつきましては、現在、測量7社、地質調査12社、擁壁調査及び詳細設計について8社委託しております。住民の方への説明ですけども、基本的に宅地復旧が既に基金事業によって終わっておられる方以外で、この対象地域となられる方に通知をお出ししまして、今、全地域説明会を行っているような状況でございます。

それから、復興整備課との兼ね合いですけども、こちらもお互いの対象事業地あたりを重ねて協議を進めてまいっている状況でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 11番、寺本議員。

○11番（寺本英孝君） あんまり課長の説明が、私が聞きとれなかったところがありますけどですね、周知徹底はその都度、文書等あたりでやっているということですね。ただ、何かそれよりもかえって逆に範囲あたりをですね、地図上あたりで示したほうが私は分かりやすいかと思えます。

それはそれとしてですね、これはですよ、この大規模滑動は、用地は個人さんの用地がかなり減る場合もあるでしょう、構造上。ですからですね、そのあたりは構造もですよ、きちんと普通の宅地造成の構造じゃなくて、まれですもん。大々的ですね。ですからそのあたりの構造上の問題もですね、やっぱ大規模滑動地域の人には、構造上ですね、恐らく用地が減るところがかなりあると思うんですよ。ですから、そのあたりの地権者の方にはですね、地域の方にはきちっとですね、説明しておかないと後のトラブル発生になりはしないかと思っています。そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 増田復旧事業課長。

○復旧事業課長（増田充浩君） 11番寺本議員の2回目の御質問にお答えいたします。

ただいま寺本議員の御指摘は、宅地造成の構造物ということで用地が減るんじゃないかというお話でございます。

地元説明はですね、まず、測量調査に入る前、一度行います。その後、地質調査等が終わりましたらば、今度は実際の皆さんの宅地をもう一度調査しますという説明会を開いております。その後、最終的に調査等を含めまして対象地になるところは宅地造成型の擁壁を構築するというところで説明しております。

この際、地権者の皆様方にも構造図等をですね、プロジェクターですけどもお見せしまして、また4メートルないところの道路につきましては、今回の事業におきまして4メートルになることを条件にお願いしますという説明をお願いしているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 11番寺本議員。

○11番（寺本英孝君） 今の課長の答弁でですね、確かに里道あたりとかですね、幅員が4メートルないところは確かに4メートル確保するというところでですね、確かにお言いなされることは分かります。しかし、普通の宅地造成じゃなくて、本当に建築物の構造物ですので、同じ基礎にいたしましても相当に広い基礎なんですよ。ですから、普通の4メートル引いて、構造物が4メートルいる。そのあたりのですね、説明もですね、きちんとしておかないと、実際そういうトラブルは実際あっておりますから、私、申し上げておるんです。ですから、説明の段階では、構造上でブロック積みならブロック積みがこのぐらい行きますよということですね、有効幅員は4メートルですけど、4メートル20になりますよ、そのあたりの説明もですね、しとかないと、大変なトラブル発生となります。以上、よろしくお申しときます。

（「答弁したがよかですか」と呼ぶ者あり）

よかよか。

（「いいですか」と呼ぶ者あり）

はい。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですから、これで議案第51号「平成30年度益城町一般会計補正予算（第1号）」及び議案第52号「平成30年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第1号）」、2議案に対する質疑を終わります。

続きまして、議案第53号「益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第54号「益城町町民表彰等条例の制定について」、2議案に対しての質疑を許します。質疑はありませんか。7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 議案第54号、益城町町民表彰等条例の制定についてお伺いいたします。

まず、町民表彰の第3条の4項、その他特に町長が認めた者とは具体的にどのような者かお知らせください。次に、町民表彰と特別表彰の違いはどこにあるのでしょうか。それから、第6条の選考基準はもう決めてあるのかどうかと、第7条の表彰及び記念品を贈るものとするとしてありますが、記念品とはどういうものなのか。

それから、第9条の益城町町民表彰等審査委員会と書いてありますけども、この審査委員会のメンバーとはどういった方でしょうか。それから、この委員会の開催時期はいつされるのか。年

1回なのか、それとも随時なのか。

それから、表彰の授与日は、これまた年1回なのか、それとも随時に行っていくのかお聞きいたします。

○議長（稲田忠則君） 中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君） 総務課長の中桐でございます。7番吉村議員の御質問の分にお答えさせていただきます。

御質問は議案54号、益城町町民表等条例の制定についての具体的内容ということで幾つか御質問をいただいております。一つずつ御回答させていただきたいというように思います。

まず、質問の一つ目ですね。町民表彰条例の第3条の第4号、その他特に町長が認めた者というのはどういう者が該当するのか、どういう方が該当するのかということでございます。これは、一応規則においてですね、ある程度の内容を詰めようかというふうに関心しておりますし、今、現在も規則のほうの検討を進めて、今入っております。町民表彰の事由ごとにですね、行為に携わった、何年携わったんだということが一つの大きな問題点になると思います。一過性では、これは表彰の対象にならないというふうに関心しておりますので、継続的に活動をなされる方、あるいは団体について表彰をしようというふうに関心しております。

一応、基準年数としてはですね、今考えておるのは個人で10年以上、団体で15年以上で、さまざまな形で行為に携わっている方々ということで考えておりますけれども、この第4号につきましては、特にその行為が顕著であって、基準年数を満たしてなくても表彰をする必要があるという方に対して行うというふうに関心しております。一つは、余りいい例ではございませんけれども、ずっと継続されてお亡くなりになられたとか、そういう方々に対してですね、特別的に表彰をするというふうな形の特別贈与ということで考えております。

次に、二つ目の御質問が、町民表彰と特別表彰の違いは何だろうかというような御質問でございました。第5条のですね、特別表彰につきましては、ここに条文が書いてありますけれども、教育、芸術、文化、芸能、スポーツ等の分野において、その功績が特に、特にですね、著しい者に対して行うというふうに関心しております。また、その中でもですね、その「特に」というのが本町の名を全国的に知らしめるとともに、広く町民に敬愛される、あるいは町民に明るい希望を与えられた、そういう活躍をされた方に対して、特別表彰というふうに関心しております。

町民表彰につきましては、これに該当するのが、恐らく第3号だと思います。芸術、文化、スポーツ等の振興に対する顕著な功績があった方ということでございますので、これは例えば全国大会等で優秀な成績を収められた方とか、そういう方々を一応該当ということで考えております。

次に、三つ目の御質問の第6条の、前3条、この町民表彰、善行表彰、特別表彰の選考の基準は定めているのかという御質問でございます。

一応、今、基準年数のほうはお伝えいたしました。個人で10年、団体だと15年以上が該当するだろうなというふうに関心しております。町民表彰の選考基準の主なものにつきましては、青少年の指導育成に功績があった方、あるいは環境美化の功績を長年されておられる方、あるいは社会福祉への貢献、あるいは先ほど申し上げた教育、文化等で顕著な成績、スポーツ振興がもたら

なった方、あるいはボランティア活動を長年されている方を一応町民表彰の、まだほかにもあると思うんですけど、今のところはそういう形で考えております。

あと、善行表彰につきましては、人命救助、あるいは防犯等で尽くされた方々等を考えております。第5条の特別表彰については、先ほど申し上げたとおりです。特に顕著な方々という形になります。

四つ目の御質問が、たしか記念品のことだったと思います。記念品とはどういうものか、どういうふうな考えで決めてるのかという御質問でございます。実はまだ現在のところ、どういう形にするか、まだ決めておりません。一番いいのは、恐らく益城町の特産物等をお渡しするのが一番いいのかなというふうに思っておりますけれども、これは他の自治体でもこういう表彰等がっておりますので、その辺をちょっと調査しながら今後検討させていただきたいというふうに思います。

次に、第9条の町民表彰等の審査委員会のメンバーとその開催時期はということでございます。今のところ、うちのほうで、こちらのほうで、執行部のほうで考えておりますのが、一応委員会は5人以内で組織しまして、副町長、教育長と町議会の議員の方での代表者と、あるいは学識経験者等を5人以内で組織しようというふうに考えております。

委員会の開催時期につきましては、今後、この議案が御承認いただいて、附則等で正式にこちらのほうで公布した後に、町民の皆様方のほうにお知らせしまして、推薦者等を出していただいて、それをちょっとまとめる形で委員会を開くという形になりますので、ちょっと時期というのは今のところまだ決めておりません。そういう形で、どれぐらい公募というか、募集かけるかという期間等もかかわってきますので、その辺で考えていきたいと思っております。

表彰の授与日は年1回なのか、それとも随時で行うのかという御質問だったと思います。

表彰は、今のところ年1回で考えております。時期についてはですね、最初になりますので、ちょっとまだいつというのは決めておりませんが、年度内に必ず行いたいというふうに考えておりますし、あと、特別表彰についてはですね、また随時ちょっと考える必要があるのかなと今のところは考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ようございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。

この表彰については、大変いいことだと思うんですが、吉村議員のほうからもちっと質問ありましたけれど、その他特に町長が認めた者というのが、これ非常が基準が曖昧になってくるんじゃないかなと思うんですがね。これ必要なのかなと。町長が選んだ、町長が選考をこうやった形で行った人たちが、町民表彰のこの審査委員会を置くわけですから、町長が置くわけですから、別に町長がまた、特に町長が認めた者というのもあれだし、この辺がどうなのかと思うんですが。もう一度、どういう者が対象なのか、その辺を特別に認めないかんことがあるのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思っております。

それと、この後、規則、細則は設けていかれるものと思うんですが、でないと、貢献が顕著である者とか、功績が特に著しい者に対してとか、これだけじゃあ。その基準をはっきりしとかないとなかなか。何かの大会で優勝したとかですね、そういう基準がないと。この辺は、今から規則、細則等で設けられていかれるのかなと思いますが、その辺はいかがなんでしょうか。

この2点について伺います。

○議長（稲田忠則君） 中桐総務課長。

○総務課長（中桐智昭君） 総務課長の中桐でございます。14番中村議員の御質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。

第3条の町民表彰のその他特に町長が認めた者ということで、非常に曖昧になりやしないかというふうなお話でございました。先ほど申し上げましたとおりですね、基準年数というのを定めておりますので、10年、15年、例えば、それ以前、それに満たなくても、それに該当するような方々がもしかしておられるんじゃないか、先ほどは余りいい例じゃありませんけれども、ずっと長年されてて突然亡くなられた方とか、そういう方に対しても当然表彰に該当すれば当然すべきだというふうに考えておりますので、そういうことで、その他町長が認めた者ということで推薦して、そこで選考委員会にかけるといふ形になると思います。

あと、基準については、確かに今後煮詰めていかせていただいて、どういう方が該当するかというのは、当然、審査委員会のほうに諮りますので、その中で審議がちゃんとできるような形で作りに上げておきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですから、これで議案第53号「益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第54号「益城町町民表彰等条例の制定について」、2議案に対する質疑を終わります。

なお、詳細につきましては、各常任委員会において十分審査をしていただきたいと思います。

議案第51号「平成30年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から議案第54号「益城町町民表彰等条例の制定について」までの4議案及び「ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書の提出を求める請願書」につきましては、皆さんのお手元に配付しております常任委員会各区分表のとおり各常任委員会に付託いたします。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号「平成30年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から議案第54号「益城町町民表彰条例等の制定について」までの4議案及び「ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書の提出を求める請願」につきましては、お手元に配付の付託区分表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。

これにて散会いたします。

散会 午後2時58分

平成30年第2回益城町議会定例会会議録

1. 平成30年6月12日午前10時00分招集
2. 平成30年6月13日午前10時00分開議
3. 平成30年6月13日午後2時22分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 7番 吉村建文議員
- 15番 竹上公也議員
- 5番 榮 正敏議員

7. 出席議員（16名）

- | | | |
|-----------|------------|-----------|
| 1番 上村幸輝君 | 2番 下田利久雄君 | 3番 富田徳弘君 |
| 4番 松本昭一君 | 5番 榮正敏君 | 6番 中川公則君 |
| 7番 吉村建文君 | 9番 宮崎金次君 | 10番 坂本貢君 |
| 11番 寺本英孝君 | 12番 坂田みはる君 | 14番 中村健二君 |
| 15番 竹上公也君 | 16番 渡辺誠男君 | 17番 荒牧昭博君 |
| 18番 稲田忠則君 | | |

8. 欠席議員（1名）

- 13番 石田秀敏君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 西口博文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | | | |
|---------|-------|-----------|--------|
| 町長 | 西村博則君 | 副町長 | 向井康彦君 |
| 教育長 | 酒井博範君 | 政策審議監 | 永田清道君 |
| 土木審議監 | 持田浩君 | 危機管理監 | 今石佳太君 |
| 会計管理者 | 高森修自君 | 総務課長 | 中桐智昭君 |
| 総務課審議員 | 塘田仁君 | 総務課審議員 | 富永清徳君 |
| 企画財政課長 | 山内裕文君 | 生活再建支援課長 | 姫野幸徳君 |
| 税務課長 | 坂本祐二君 | 住民保険課長 | 森部博美君 |
| こども未来課長 | 木下宗徳君 | 健康づくり推進課長 | 後藤奈保子君 |

福祉課長	深江健一君	産業振興課長	安田弘人君
都市建設課長	荒木栄一君	公営住宅課長	河内正明君
復旧事業課長	増田充浩君	復興整備課長	坂本忠一君
復興整備課審議員	米満博海君	危機管理課長	金原雅紀君
学校教育課長	福岡廣徳君	生涯学習課長	吉川博文君
水道課長	森本光博君	下水道課長	水上眞一君

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

なお、13番石田議員から欠席する旨の届け出がっております。

本日の日程は、一般質問となっております。

なお、本定例会の一般質問通告者は3名です。本日の質問の順番を申し上げます。

1番目に吉村建文議員、2番目に竹上公也議員、3番目に榮正敏議員、以上の順番で進めてまいります。

日程第1 一般質問

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、吉村建文議員の質問を許します。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） おはようございます。7番、公明党の吉村建文でございます。

本日も朝から傍聴に来ておられます町民の方々に感謝を申し上げます。震災から2年2カ月がたち、今月の6日には、町で最初の田原地区の災害公営住宅の起工式も行われ、町の様相も変わりつつあります。益城町の復興に貢献できる町議会議員を目指して、本日も6点にわたって質問させていただきます。

1点目、スズメバチの巣の駆除について。

2点目、介護予防について。

3点目、益城版コミュニティスクールの導入についてと来年度から始まる小学校の部活動の社会体育化について。

4点目、市電の延伸化について。

5点目、広報ましきについて。

6点目、防災・減災について。

以上6点について質問させていただきます。

それでは、質問席に移させていただきます。

改めて質問席からお伺いいたします。

初めに、スズメバチの巣の駆除についてお伺いいたします。

昨年12月議会で取り上げさせていただいた件ですが、その駆除についての補助は、要件等も考慮した上で、前向きに検討していきたいとの答弁でしたが、現状をお知らせいただきたいと思えます。

昨年度の益城町での駆除の実績は14件で、金額は15万4,400円ということで、今年はどうなるのかはつきりわかりませんが、年金生活者等にとっては、1万円から2万円の駆除代金もそれなりの負担となってしまうと思えます。

本町の今後の取り組みをお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。平成30年第2回益城町議会定例会も2日目を迎えております。今回は一般質問ということで、3名の議員の皆様のご質問をいただいております。一生懸命答弁させていただきますので、どうぞよろしく申し上げます。また、傍聴席におきましては、早朝からわざわざお越しいただきましてありがとうございます。心から感謝申し上げます。

それでは、7番吉村議員の一つ目の質問、スズメバチの巣の駆除についての質問にお答えをさせていただきます。

12月議会での議員の質問に対し、スズメバチの巣の駆除についての補助は要件なども考慮した上で、前向きに検討していきたいと答弁させていただきました。その後におきまして、他の市町村の取り組み状況及び本町での昨年度のスズメバチの巣の駆除に関する問い合わせが20件ほどあること、今年度も数件の問い合わせがあつていること。また、スズメバチの被害は人命にかかわるような重大な事故を起こす恐れがあることなどを勘案し、本町におきましても補助制度の導入が必要と考え、町内におきまして、駆除業者に委託して、スズメバチの巣を駆除した場合の要する経費に対し、補助金を交付することとし、今回の補正予算に計上をさせていただきました。

補助額は、駆除費用の2分の1とし、1万円を上限としております。議会の承認をいただければ要綱を制定し、広報誌、ホームページなどにより、町民の皆様にご周知を図ってまいりたいと考えております。よろしくお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） ありがとうございます。私の知るところでは、こういった補助をする自治体は上益城郡内では益城町が最初の自治体になると思います。駆除費の半分であっても、補助があることは町民にとってありがたいことでもありますし、町内どこにでもスズメバチの巣はつくられると思いますので、安心感が町民の皆さんに広がると思います。

続いて、介護予防について質問させていただきます。

本年4月1日から介護保険料が標準月額で5,500円から6,600円に改定されました。町の施策として、元気な高齢者を増やしていくことが今後重要になっていきますが、現在どのような対策を講じているのかお伺いいたします。

75歳以上の高齢者の急激な増加で、介護保険給付費が大きく膨らむ中、介護予防は介護保険制度の大きな焦点となっております。よろしくお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の二つ目の町の施策として元気な高齢者を増やしていくことが今後重要になってきますが、現在どのような対策を講じているかについての御質問にお答えをさせていただきます。

今後、町の施策として、高齢者ができる限り、要介護状態に陥ることなく健康で生き生きとした生活を送れるように支援していくことが重要だと考えております。

現在、地域での介護予防普及を図るために46カ所の地域サロンにおきまして、介護予防教室を開催しています。運動、口腔、栄養、認知症予防をテーマに年6回の支援、体力測定を実施しています。今年は地震で実施できていなかった地域サロンサポーター養成講座を再開し、地域サロンが介護予防や交流の仲介となるよう、運営の担い手を養成してまいります。

また、いきいき100歳体操の普及などにも取り組みます。いきいき100歳体操は、おもりを使用し、DVDを見ながら簡単にできる体操で、運動のメインは筋力運動ですが、日常生活に必要とされる動作、それらに必要な筋力アップを目指します。効果は立証されており、現在全国各地、熊本県内でも広がりを見せています。昨年度は、福富地区にモデル地区として協力を依頼し、実施を支援したところ、参加者からは「気持ち明るくなった」「歩くのが楽になった」「膝・腰の痛みが楽になった」などの感想をいただき、現在も継続をされています。これまでに、いきいき100歳体操体験会の開催や民生委員、地域サロン関係者などに説明会を実施してきました。今年は週に1回、いきいき100歳体操を実施する五つのグループに対して、立ち上げ支援を行ってまいります。これらの取り組みは介護が必要になる前の状態、いわゆるフレイル、虚弱の予防にもつながり、元気な高齢者を増やしていくものと考えております。

○町長（西村博則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 本町では、46カ所の地域サロンが介護予防や向上の機会となるよう、地域サロンの活用、活性化に力を入れていきたいということはわかりました。

フレイルとは、加齢に伴い、筋力や気力、認知機能など心身の活力が低下した状態で、健康と要介護状態の中間的な段階を示す、指すということで、早目に対処することで、筋力などの機能を取り戻すことができると言われております。

町が普及を目指しているいきいき100歳体操もこのフレイルの予防にもつながっていくと思われれます。この介護予防については、各自治体でさまざまな取り組みがなされています。介護保険料のアップの背景には、急速な高齢化による介護サービスの利用増加があります。

実際、公明党が進めている100万人訪問調査運動でも、「保険料がもう少し安ければ」といった声があるように、既に、高齢者の負担感は強いのが現実であり、保険料の上昇を抑えるための手だてが不可欠であります。

この点で注目したいのは、大半の自治体が保険料を引き上げる中、保険料を引き下げた自治体が90に上っていることです。前期の27自治体に比べ、大幅に増加している。なぜ保険料引き下げが実現できたのか。主な要因として挙げられるのが、介護予防事業による要介護認定率の低下であります。

例えば、長崎県の佐々町では、2008年に介護予防ボランティアの養成を開始。終了者らによる体操や手芸の介護予防活動などが効果を上げ、当初20%を超えていた要介護認定率が13%に低下した。その結果、今年4月から保険料が344円引き下げられたということでもあります。

益城町とは事情は異なると思いますが、こうした成功事例も幅広く共有すべきであると思います。地震で実施できていなかった地域サロンサポーター養成講座を再開し、運営の担い手を養成していきますとの回答がありましたが、いつから何人ぐらいを目標にしているのか。また、いきいき100歳体操もDVDを見ながら簡単にできると言われていましたが、そのDVDは貸し出しができるのか。また、五つのグループに対して立ち上げ支援を行っていくと言われましたが、具体的にどうなっているのかをお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

地域サロンサポーターの養成講座につきましては、平成30年度は6月から開始します。前期・後期の2期で、全4回実施します。目標人数は、前期30人、後期30人、合計60人としております。また、いきいき100歳体操につきましては、立ち上げ支援をさせていただくに当たって、おおむね60歳以上の方を中心とした5人以上のグループで週1回以上の実施を要件としております。要件を満たしたグループにつきましては、DVDの無償提供やパイプ椅子の貸し出し、また、リハビリ専門職が現地へ出向き、体操の実施方法の指導や体力測定を行うなど2回程度の支援を考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） よくわかりました。実施に当たっては、広報を上手に利用させていただいて、町民の方々が利用しやすいよう工夫をしていただきたいと思います。

次に、町長は町長選の選挙公報の中で、子どもは町の宝物、地域で慈しみ育てますの中で、益城版コミュニティスクールの導入を挙げられていましたが、その具体的な内容をお伺いいたします。

また、来年度から、小学校においては部活動がなくなり、部活動指導員を導入して、指導の任に当たらせるとのことですが、現状を教育長のほうからお聞かせいただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の益城版コミュニティスクール導入の具体的内容についての御質問にお答えします。

その前に、先ほど100歳体操をですね、5人以上のグループ、60歳と申しましたが、これは65歳の誤りですので、よろしく申し上げます。

まず、コミュニティスクールの制度は、平成16年に文部科学省により、地域の教育力を学校現場に生かすことを目的として導入をされております。本町におきましては、平成26年度から益城中央小学校が文部科学省のコミュニティスクールの指定を受け、その研究実践に取り組んでおります。具体的な取り組み内容としましては、地域の方々に依頼して、授業中や放課後に丸つけボランティア、習字指導の支援、裁縫指導の支援、朗読の傾聴、花壇の整備活動など、児童の教育

活動の支援をしていただいております。

この益城中央小でのコミュニティスクールへの取り組みは、文部科学省からも高い評価を得ており、今年1月には、丹羽文部科学副大臣の視察を受けているところです。そこで、今年度、本町では、町内の全ての小中学校に益城版コミュニティスクールの制度を取り入れ、町及び学校の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。また、今回の熊本地震を通して、私たちは普段から学校と地域コミュニティとの連携を図っておくことの大切さを痛感しました。そこで、学校を地域コミュニティの拠点として、地域との協働を図り、自助、共助、公助の精神を育んでいくことが重要であると考えます。具体的には、これまでありました益城町学校運営協議会規則を改定するとともに、益城町コミュニティスクール推進連絡協議会を設置し、益城中央小の実践を共有しながら、学校や地域の活性化を推進してまいります。

このことにつきましては、私の公約の一つでもありますので、益城版コミュニティスクールの導入の具体的な内容を広報ましきにも掲載しまして、町民の皆様方の御理解をいただき、積極的に御支援などをたまわることができたらと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 7番吉村議員の来年度から始まる小学校部活動の社会体育移行についての御質問にお答えいたします。

平成27年3月に、県教育委員会から児童・生徒のための運動部活動及び基本指針が示されました。この中で、小学校の運動部活動については、平成30年度末までに社会体育へ移行するとうたっています。そこで、教育委員会としましては、この移行に向けまして、昨年度、小学校運動部活動社会体育移行検討委員会を立ち上げ、第1回目の検討委員会を昨年7月に開催しました。その後、これまでに4回の検討委員会を開催しております。

検討委員会の内容としましては、社会体育移行への趣旨及びスケジュール、町内における社会体育の活動団体やその活動場所、時間、活動の経費などの現在の状況の確認とあわせまして、社会体育移行に向けての課題等について協議を重ねてきております。

また、その間、昨年11月には、第1回益城町小学校社会体育移行スポーツ代表者会を開催いたしまして、代表者の皆様方に社会体育への移行の趣旨や町の方針について説明を行い、さらには、今年の3月に第2回代表者会におきまして、小学校部活動社会体育移行とスポーツの環境づくりについて講師を招き、指導者研修会を実施したところでございます。

さらに、町内の各小中学校や教職員、保護者の皆様方に対しましては、今年3月から平成31年度から始まる小学校部活動の社会体育移行についての説明会を開催し、多くの質問をお受けしたり、意見交換を行いながら周知徹底を図っているところでございます。

吉村議員御質問の部活動指導員の導入に関しましては、中学校、高等学校を対象としたものがありますが、中学校部活動の指導体制の充実や教職員の負担軽減を図ることにつきましては、これから検討していく大切な課題であると考えております。今後、県教育委員会の指導を受け、また、他の市町村の取り組み状況等も勘案しながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 今、答弁の中にありましたように、普段からの学校と地域コミュニティーの連携の大切さが大事だということはよくわかります。また、学校を地域コミュニティーの中核として、自助、共助、公助の地域協働の仕組みをつくることも、震災からの教育的復興につながると思いますが、今度設置しようとしている益城町コミュニティスクール推進協議会は、その構成は、また人員はどのようにお考えでしょうか。また、いつごろ設置予定でしょうか。「広報ましき」に掲載して周知を図るとのことですが、いつごろ周知されるのかお伺いいたします。

次に、来年度から始まる小学校部活動の社会体育移行についてであります。町内における社会体育の実施状況であります。活動団体、活動時間、実施場所、活動費などは現在どのような状況でしょうか。県は平成30年度末までに、社会体育へ移行できるようにしているわけですから、来年の今ごろには小学校における部活動はなくなっているわけです。保護者からの要望等はどのように対応されるのでしょうか。あわせてお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の2回目の御質問にお答えします。

まず初めに、コミュニティスクール推進連絡協議会の構成及び人員につきましては、酒井教育長を会長としまして、町内校長会代表、各学校の学校運営協議会の代表、地域教育コーディネーター、事務局を合わせて15名程度で構成する予定でございます。

次に、設置の時期につきましては、今後、各学校の学校運営協議会の代表が決まり次第、設置する予定です。

最後に、広報ましきへの掲載時期につきましては、来月7月号を予定しております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 7番吉村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず初めに、町内における社会体育の実施状況でございますけれども、教育委員会では、町内の児童・生徒を対象とし、町内で活動する団体としましては、30団体程度を把握しておるところでございます。活動時間、場所、活動費等々におきましては、各団体の実情に合わせて設定されている状況であります。

町内で活動しております社会教育の団体は、今後児童のスポーツ活動における重要な受け皿となるというふうに考えております。社会体育の活動団体とは、今後さらに連携を図りながら、児童のスポーツ環境を整備していきたいと考えております。

次に、保護者の要望にはどのように対応するのかについてお答えいたします。

先ほども述べましたように、保護者の皆様に対しましては、説明会の場などにおきまして、社会体育移行についての周知を図っているところでございますけれども、今後とも継続して説明を行いまして、保護者の意見・要望等にも丁寧に対応してまいりたいと考えております。

また、学校とスポーツ団体との調整や団体運営に係る相談、保護者からの相談等に対応するため、今回、スポーツ環境整備コーディネーター設置のための予算計上をさせていただいております。

す。社会体育は、保護者、地域の方々に指導運営を行い、子どもに適切な運動環境を提供するものです。

この観点に立った上で、対応すべき要望等につきましては、コーディネーターと教育委員会が連携しながら、積極的に対応してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 次に、市電の延伸化について、昨年3月の議会で熊本市と益城町の間で協議の場を設置すべきではないかとの私の質問に対し、町長は益城町復興計画におきましての復興に向けた分野別取り組みの生活環境の整備の中で、誰にも優しく、安全・安心な交通環境を整備する益城町内への市電延伸を熊本市などの関係各機関に働きかけるとしてありますと回答されましたが、その後どうなっているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の四つ目の御質問、市電の延伸化についてお答えをいたします。

市電の運行主体であります熊本市交通局では、公共交通利用の選択肢を増やすとともに、定時制、速達性に優れた鉄軌道の充実のため、市電の延伸について検討をされています。

市電の延伸につきましては、平成27年度に熊本市交通局が導入空間、採算性、道路交通への影響の観点から、5ルートを選択しております。

平成28年度は、5ルートのうち、相対的に優位な自衛隊ルート、南熊本駅ルートの概算事業費や利用者見込みなどを調査し、自衛隊ルートを優先して検討を進めるとの方針が出ております。

平成29年度は、懇話会の開催やアンケートにより、熊本市市民並びに沿線住民などの意見を伺い、検討を進めているとのことでした。

現在、検討されている自衛隊ルートは、熊本市東区にある健軍町電停から自衛隊熊本病院と東区役所間の道路を経由し、移転が予定されています市民病院の前まで、北へ延伸する方針となっております。本町は、県道熊本高森線の拡幅4車線化事業や益城中央被災市街地復興都市区画整理事業などにより、移転される方々の受け皿となる新住宅エリアの整備につきまして、町道グランメッセ木山線沿線を中心に進める方針です。今後はこれらの公共事業の進捗状況とあわせて、町の公共交通計画の見直しも検討していく予定です。

また、市電の延伸は、自衛隊ルートを優先して検討を進めるとされましたので、阿蘇くまもと空港やグランメッセ熊本への交通アクセス改善の手段の一つとして考えております。現在、熊本県におきまして、大空港構想に基づく阿蘇くまもと空港へのアクセス改善策、熊本市では市電の延伸など都市圏交通のあり方、検討が進められております。それに伴い、グランメッセ熊本評議員会におきまして、アクセス改善策の検討結果を提言することとしているため、本町からは評議員会に対して、市電の延伸を含めた意見書を提出しております。このように、市電の延伸につきましては、関係各機関に対して、引き続き働きかけていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 私が申し上げたいのは、市電の延伸については、町民の皆様方から「夢のあるまちづくり構想を取り組んでほしい」との声が上がっていたからであります。現実問題として、市電の延伸が実現するには、何十年もかかるとは思っております。熊本市が今度建設される市民病院に行く交通手段として市電をもっていくというのも実際のところ、47年ぶりに計画案が出され、現在予算化されておる状況なわけです。益城町の新庁舎が完成し、そこまで市電が来るというのも夢のある話ではありますが、相当時間がかかると思っております。ただ、地元が声を上げていかないと県も動かすことができないと思っております。ぜひ熊本市と協議の場を持っていただきたいと思っております。

次に、広報ましきについて質問させていただきます。

以前、総務常任委員会の話の中で、職員について、益城町の職員と町外派遣職員との違いを一目でわかるように、ストラップの色で区別してみたらどうかと提案させていただきました。現在は、赤と青のストラップで、その区別がされていると思っておりますが、町民の皆さんには周知されているのでしょうか。

また、先月5月号では、平成30年度の新規採用職員の方々の顔写真と所属課とメッセージが載っていましたが、中長期の派遣職員の方々も紹介する紙面があってもいいのではないのでしょうか。益城町の復旧・復興のために頑張ってもらっている派遣職員の紹介もあったほうがいいのではないのでしょうか。

それから、議会広報誌の清水には、ファイルするための穴があけてありますが、広報ましきには穴があいていません。これは穴をあけて配布すると予算的に高くなるからでしょうか。お伺いいたします。

また、スマホの「マチイロ」についてですが、益城町も既に「マチイロ」に登録され、誰でもアプリを入れさえすれば、最新の情報を見ることができます。総務省が5月25日発表した2017年の通信利用動向調査によると、インターネットを使う際に、スマホを利用した人の割合が54.2%に上り、パソコンの48.7%を初めて上回ったことがわかりました。スマホがネット接続の主流になっている実態が改めて浮き彫りになりました。ぜひ、「マチイロ」の利用方法などを広報誌に載せて、住民の皆様にも周知されてはいかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員、五つ目の質問、広報ましきにつきましてお答えします。

まず、町職員と派遣職員の区別につきましては、議員からの御提案により、今年度から町職員と派遣職員の名前札のストラップの色を分けさせていただきましたが、広報ましきなどでの町民の皆さんへの周知は行っておりません。町民目線に立って見たときに、役場にいる職員は全て町職員であり、派遣として区別して見られることはないと考えております。派遣職員につきましても、町職員としての辞令を交付し、業務に当たっていただいているところであり、それぞれが各担当部所において、益城町の職員という思いで町民に接していただいていると考えております。今回の色分けにつきましては、4月1日現在で、372名の職員が業務を行う中、議員の皆様及び職員間に町職員と派遣職員が区別できるようにしているところであり、現在のところ、町民の皆

様方への周知までは考えておりません。

次に、広報誌での派遣職員の紹介についてですが、派遣職員につきましては、現在全国の自治体などより、52名の皆さんにおいでいただき、復旧・復興などの業務に従事をしていただいております。また、災害対応のための任期付職員として昨年から今年にかけ、46名の任期付職員を採用しているところです。

先ほどの考えからしますと、議員がおっしゃるとおり、派遣職員などの紹介も一般新規採用職員と同様に紹介することが望ましいとは思いますが、その全ての職員を広報誌で紹介するには、紙面や経費等の関係上も難しいかと考え、配属先及び派遣元の紹介のみとさせていただいております。なお、新規採用職員の紹介につきましては、長く町民の方々と接していく職員でもあり、これまでの慣例により、紙面に都合のつく範囲で写真の掲載等で紹介をさせていただいているところです。ただ、復旧・復興の業務に頑張っている職員を紹介することは全国からの支援に対するお礼にもつながるかと思しますので、紹介の方法につきましては検討させていただきます。

次に、広報まじきの穴あけについてですが、以前は清水と同じように穴を二つあけておりましたが、5年ほど前から現在の穴のないスタイルへと変更しております。理由は主に次の2点です。

一つ目は、経費の削減です。印刷経費の上昇や発行部数の増加などで広報誌の印刷製本予算は年々上昇をしてきております。穴をなくすことによって、月に約1万円、年間約12万円の経費を削減することができます。また、二つ目は穴がないことで、特に見開きで編集する場合や写真などを大きくして、より見やすくレイアウトしたい場合にそのスペースも活用できるという利点があるということです。

他市町村の状況を見ましても、その取り扱いはそれぞれとなっています。毎号つづっていた方々にとりましては、確かに不便と感じられることもあるかとは思いますが、人によってつづり方もまちまちでありますことから、皆様にはそれぞれ思い思いの方法でつづっていただければと思っております。

次に、スマホアプリの「マチイロ」につきましては、スマートフォン利用者が登録すれば自分の気になる全国の自治体の広報誌を見ることができます。また、ホームページと連動しているため、行政情報も分野ごとにリアルタイムでお知らせが届くところが特徴となっております。吉村議員の御提案もあり、本町も昨年12月に協定を締結し、現在同アプリによる配信が行われております。「マチイロ」の町民への周知につきましては、6月号で御案内をさせていただいておりますが、今後も時期を見て周知したいと考えております。

なお、本町独自の取り組みとしても、震災後に導入しましたスマートフォン用の益城災害FMアプリをホームページと連動させることによってホームページに記事がアップされると同時に、同アプリでも文字情報が流れるようにしております。益城災害FMアプリの登録者は、現在2,800人となっておりますが、こちらにつきましても、引き続き周知を図っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 最後に、防災・減災について質問させていただきます。

町は2年前の組織改編で、新たに危機管理課を設置し、災害に強いまちづくりに対応すべく、防災・減災、また全般的に町の対応を明確化すべきとの判断で設置されたものであると思います。

また、今年の4月には兵庫県芦屋市から危機管理担当を務めた今石佳太氏を危機管理監に迎え、今石氏のこれまでに培った知識や経験を最大限に生かして益城町が安全安心な地域づくりのトップランナーになれるよう、尽力をお願いするものであります。

地域防災計画の見直しや受援計画の策定、他自治体との災害協定に向けた準備等、また自主防災組織づくりなど、任期は1年でありますが、ぜひ益城町のために力を発揮していただきたいと思っています。

現在、公明党では、4月から6月にかけて全国で100万人訪問調査運動を展開しております。益城町においても、地元広安校区や仮設住宅に訪問してアンケート調査をさせていただいております。そのアンケート調査の中で、防災・減災アンケートがあるのですが、益城町においてもさまざまな回答が寄せられております。

アンケートの中で、「防災で特に行政に力を入れてほしいことがありましたらお聞かせください」というものがあるのですが、益城町の町民の回答の中で、特に多かったものが、災害時要援護者の把握・連携であります。そこで、町としてこの災害時要援護者の把握・連携に対して、現在どのような対策を講じられているのかお伺いいたします。

それから、このアンケート調査をさせていただく中で、町民の方より貴重な御意見を聞くことができました。私も共感する部分が多かったものですから、一般質問に取り上げさせていただきました。

それは、地震のとき、防災に関するさまざまな情報がそれまで町からいただいていたが、それがすぐに取り出せなかった。電話も通じないで、行政の情報が把握できなかったとの声でした。その方は防災に関して、町からの情報をファイルできる仮称益城町防災ファイルを全世帯に配布することができないものかということでした。私も百均で売られているファイルを活用して、このような物をつくってみました。これは百均で売られているファイルの穴とじなんですけども、安全な避難のためにということで、これは、前回、以前益城町で、益城町防災マップというのをつくっておりました。この部分をコピーして、ここにファイルしております。それから、今度の6月号の広報ましき、防災について、いろいろ記事が載っております。こういったものをファイルにしました。こういったファイルがあると、一家に一つ、益城町防災ファイルというものがあれば、何かあったときにそれを取り出しやすいんじゃないかということで、町民の方々のそういった貴重な意見がありましたので、ここで紹介させていただきました。

私も地震のときは何にも取り出すこともなく、また、たまたま防災マップは我が家の壁に、突き刺してたものですから、残ったわけでありまして、ただこういったことも、こういったファイルが一家に一つあればですね、十分活用できるのではないかと考えております。

実際に、緊急時に町の代表番号だけではなく、携帯電話の番号も明記されたものがあると助かると思います。あの地震のときも区長さんたちの連絡網も自宅の番号しか書いてなく、携帯の番

号も併記されたものがないということで、用をなさないことも実感いたしました。緊急のときに、必要な電話番号を載せた仮称益城町防災ファイルなどを益城町の全世帯に復興基金から提供することはできないのでしょうか。

災害にあっては、自助、共助、公助が必要であることは自明の理ではありますが、その中でも、自助は防災の基本であります。自分の命は自分で守る。自分のことは自分で助ける。何とかするということです。そのためには、事前の備えが必要です。緊急防災グッズや非常食を準備したり、家具の転倒防止対策をしたり、住宅の耐震補強をしたりといろいろなことができます。自助が防災の基本といわれるのは、まずは自分を守ることにより、家族や友人、隣人を助けに行くことができる。救助される人ではなく、救助する人になることです。それが自助の取り組みの大事なポイントです。救助する人が多い地域は、防災に強い地域とも言えます。その自助の手助けとなるのが、防災ファイルの配布ではないでしょうか。行政から毎月もしくは隔月でも防災情報を提供し、町民の方が必要と思われるものを配布をする。これをある一定期間続けることで、町民の方々にも防災意識を植えつけることができるのではないのでしょうか。

あの地震より2年2カ月がたちました。我が身を振り返ってみると、防災意識がだんだんと薄れていくことに気がつくのではないのでしょうか。そういう意味からも仮称益城町防災ファイルを作成し、各家庭に配布することは防災意識を継続してもらえることにつながると思います。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の6番目の御質問、防災・減災についてにお答えします。

議員言われますとおり、危機管理課を新設して2年目になります。今年度は、危機管理監を設けるなど、さらなる危機管理体制の強化、災害に強いまちづくりに努めてまいりますので、御協力よろしくお願いします。

さて、1点目の御質問、町として災害時要援護者の把握・連携に関して、現在どのような対策を講じているかについてお答えをさせていただきます。

平成23年3月、東日本大震災が発生しました年に、当町におきましては、災害時要援護者避難支援計画を策定しました。したがって、災害時、要援護者支援システムを構築し、有事の際の支援に賛同された要支援者の方につきましては、支援を行っていただける民生委員、児童委員などの皆様に、名簿をお渡ししていたところです。

しかしながら、今回の熊本地震におきましては、その名簿の活用が生かされておらず、そのため、発災直後に最新の名簿を発行しようと試みましたが、支援システムの損傷により発行することができませんでした。今後は、町内関係各課及び各関係機関との連携を深め、災害時における避難行動要支援者の把握に努め、実効性のある対策を考えてまいります。

次に、2点目の御質問、緊急のときに必要な電話番号などを載せた仮称益城町防災ファイルなどを益城町の全世帯に復興基金から提供することはできないかについてお答えをいたします。

情報提供についての御提案ですが、町としましても、情報、特に防災情報などを住民への提供についての重要性は十分理解し、機会あるごとに情報提供を行っているところであります。今年

度は防災ハザードマップの全戸配布を計画しており、今回予算計上をさせていただいているところですが、作成を予定しております防災ハザードマップには、浸水想定区域、土石流危険区域等災害危険箇所、避難所の位置図、防災関係機関の連絡先、個人で記入できる緊急連絡先欄など多くの情報を集約できるようにしたいと考えています。議員御提案の防災ファイルにつきましては、今後予算などを含め、検討を行っていきたいと思います。

また、防災情報の提供につきましては、現在、梅雨期、台風襲来期に向けた注意喚起等を広報まじきへ掲載することにより行っているところですが、今後定期的な情報発信についても検討を行ってまいります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） 答弁の中で、支援システムの損傷により、発災直後の名簿を渡すことができなかったとのことですが、災害時における避難行動要支援者の把握は非常に大事であります。実効性のある対策を考えてまいりますとのことですが、いつぐらいまでに、その体制をとっていただけるのかお伺いいたします。

次に、私の提案している益城町防災ファイルの件ですが、ぜひとも今後予算を含め、検討を行っていただきたいと思っております。今回は、防災ハザードマップの全戸配布を計画しておられるということですが、内容は説明されてわかりましたが、どのような体裁のものでしょうか。お伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

災害時における避難行動要支援者の把握について、いつぐらいまでにその体制をとっていただけるのかについてお答えをさせていただきます。

平成25年8月の災害対策基本法の改正に伴う避難行動要支援者の把握につきましては、平成31年度をめどに避難行動要支援者名簿の作成、更新に努めたいと考えております。

また、実効性のある対策につきましては、まずは名簿を作成し、町内関係各課及び町社会福祉協議会などの関係機関と連携をとりながら講じていきたいと考えております。

次に、防災ハザードマップの体裁につきましては、前回平成23年度には、A1サイズ、八つ折りタイプのを配布しておりましたが、今回作成するマップにおきましては、よりよいマップになるよう検討を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 吉村議員。

○7番（吉村建文君） ありがとうございます。私も前回配布された防災マップを持っていましたが、もっと使いやすい、危機管理課の携帯番号等も明記されたものにしていただきたいと思っております。

震災が今後も起きないとは言えませんので、対応できるものを考えていただきたいと思っております。以上で質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 吉村建文議員の質問が終わりました。ここで、暫時休憩いたします。11時5分から再開いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時5分

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、竹上公也議員の質問を許します。

15番竹上公也議員。

○15番（竹上公也君） 15番竹上公也でございます。傍聴席には、大変お忙しい中において、おいでいただきまことにありがとうございます。熊本地震より大きなさま変わりをした中で、皆様方は毎日大変御苦労なさっていることと思います、1日も早く平穏な生活が取り戻せるよう、議会は皆さんとともに頑張ってまいりたいと思っております。どうかよろしく願い申し上げます。

本日は、昨年を終了いたしております特別調査委員会、百条委員会における町長の政治姿勢について5点ほどお聞きしたいと思っております。

広報ましき4月号、「文化会館第2駐車場と木山交差点との土地交換に関する疑問へのお答え」を掲載した町長の政治姿勢について。

1番目、この文面はそもそも町長自身でされたものなのか。

2番目、百条委員会が結成されたことに対し、町長はどのようにお考えなのか。

3番目、書かれている三つの内容について、土地交換に町に損害を与えたのではないのか。

4番目、町の条例に違反してないか。

5番目、用途廃止は町長の裁量の逸脱ではないのかということでお聞きしてまいりたいと思っております。

それでは、質問席のほうへ移らせていただきます。

早々ではございますけれども、だいぶん以前からのお話でございます。概要のほうから入らせていただきたいと思っております。

そもそも、この調査特別委員会、百条委員会は、平成27年6月4日に、全員協議会で木山交差点、北西側民有地を県道用地として取得するため、文化会館第2駐車場（寺迫）と交換するに当たり、民間業者で開発中であった木山交差点北西側の開発事業主に対する補償費900万と代替地である文化会館第2駐車場の等価交換の残地への車の出入り口、里道の整備500万が提案されたものでございます。執行部より、補償費900万及び駐車場整備費500万の説明していただきましたけれども、理解ができないことばかりで、提案から5日後に開催されました6月定例議会で、先の2件の提案は否決されました。

次に、定例会である9月においては、交換の話は一切出てまいりませんでした。10月26日文化会館第2駐車場の行政財産を普通財産へと町長の事務権限で変更されました。そして、3日後の10月29日に駐車場と木山交差点私有地の交換契約が締結されたわけでございます。

これを受け、議会では、12月定例議会において、町長の独断行為に対し、一般質問後賛成多数により特別調査委員会の設置を行うことに決定いたしました。

そして、年明け、平成28年1月12日より、関係各位の参考人質疑及び証人喚問と約20名ほどが過ぎたころ、4月の熊本地震に見舞われ、それどころの話ではなくなり、平成29年10月26日に再開するまで、約1年と7カ月、中断することとなりました。まだまだ、町は復旧・復興の途中ではありましたが、残す2名の証人喚問となっておりますので、平成29年12月の議会までには終わらせたいという考えでございましたので、10月21日と11月6日に証人喚問を終えて、12月定例議会において、調査特別委員会の最終報告を出させていただき、質疑を受けた後に、特別調査委員会は解散をさせていただいた次第でございます。

これが大まかな流れではございますが、この問題は法律的要素が非常に多く絡んでおりますので、素人判断ではなかなか難しい。そういう部分が多いために、弁護士事務所と契約を結び、幾度となく協議を重ねてまいりました。そして、12月定例議会において、報告に至った次第でございます。

広報ましき4月号に掲載されました「文化会館第2駐車場と木山交差点との土地交換に関する疑問へのお答え」と題し、調査特別委員会、百条委員会、議員9名の調査報告書に対し、完全に否定された内容として掲載されました。このことについて、当時百条委員会の一人として、町長の委員会報告の認識の違いは何かということをお聞きしなければなりません。

そこでまず、第1問目の質問に入らせてまいりたいと思います。

内容については、百条委員会で御報告しておりますけれども、どうしてもダブることもあります。できるだけ要点のみをお聞きしてまいりたいと思いますが、そうはいかない部分もありますけれども、御勘弁いただきたいと思っております。

まず一つ目として、この広報ましき4月号に記載された文面は誰が考え、作成されたか、お聞きしたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 15番竹上議員の質問についてお答えをします。

誰が内容を書いたかということで、これはもう全ての広報紙、最終的には私が責任持って、お出しするというので、そういったことも踏まえて作成をしております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 竹上議員。

○15番（竹上公也君） 最終的には全て町長が確認したということではございますが、書かれた内容は町長ではないかもわかりませんですね。それはそれとして、この掲載された文面は、全て、全部否定されております。百条委員会報告は、それは全て間違いであったとお考えなのかどうか。自分の認識違いはあるとお考えはなさってませんかどうか、お伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 15番竹上議員の1問目、二つ目の質問にお答えをします。

これですね、まず、議員御質問の広報ましき4月号への掲載につきましては、複数の町民の方より、やはりこの件で質問状が出されているということで、その後も質問を寄せられることが非常に予想されたため、広報誌についてお答えしたということで、掲載内容につきましては、先ほ

ど申しましたように、当然私の責任において作成したものであります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 竹上議員。

○15番（竹上公也君） えーと、お答えいただけませんでした。百条委員会報告は全て間違いであるかどうかということだったんですが、それについてはね、なかなか言えない部分もあると思います。

それでは、3番目の質問に移りたいと思います。

文面最後のくだりに、結論として「土地の交換については、事前に顧問弁護士に法律等に違反していないことを確認の上行っており、問題はない」と書いてございます。そこでお尋ねしたいと思います。「土地の交換については」というふうに、土地の交換に限定されておりますが、交換するための交換契約についてのみ、いわゆる確認されたのでしょうか。それとも、一連の流れである用途変更からの疑問について協議されたのかどうかお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 15番竹上議員、3問目の質問にお答えをさせていただきます。

百条委員会に対する考えですね。まずこちらのほう、これ求められたと思うんですが、議会で、これは百条委員会は議会のほうで設置を決定されたもので、私としまして、積極的にこれを考えを表明する立場にはないと考えております。

それから、下の3問、それ以外の質問ですね、御質問に関しては、百条委員会の中で私自身がお答えをしております。既に終了した委員会についての回答をこの中の議会の中での質疑をお答えするのは差し控えさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 竹上議員。

○15番（竹上公也君） よくわかりました。そうですね。議会が設置を決めたので、それに対していろいろ言うことはないということでございます。

それでは、2問目に移らせてまいりたいと思います。

百条委員会が結成されたことに対し、町長はどのようにお考えなのでしょうかとお聞きしたいと思っておりましたが、先ほど、前、御答弁いただきました。議会が決めたことなので、別にどうってことは思っていないということでございましたので、2問目に移らせていただきます。

大変不名誉な話ではなかろうかと、私ども思っております。町長、私たちも町長に無理難題を、足を引っ張るために言ってるわけではないんです。議員の職責である行政運営の批判と監視、すなわち悪い方向へ進まないよう、懸命に努力しなければならないと言われておりますので、そこで、言わなくてもいいことなども言わなきゃしょうがないということで、どうか御承知していただきたい。このことについて、御答弁をお願いしたいと思います。

ちょっと意味が不明確でしたか。いわゆる私たちがこうやって、いろいろ言うことに対して、町長はどのように思っているのか。とにかく、議員としての責任である批判と監視という中において、いろいろ私たちが言うことに対して、どのように思われているのか。それをお聞きしたいと。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 15番竹上議員の2問目の質問にお答えします。

いつもお話しさせていただくように、議員さんも町民の皆さん方から選ばれてる。私も町民の皆さん方から選ばれてるということで、いわゆる二元代表制でやっております。議会は議会の立場。執行部は執行部の立場ということで、お互い執行機関を監視していただくという形の立場とっておりますので、お互い、またそれぞれの立場でまちづくりをやっていきたい。まちづくりの方向性っていうのは一緒だと思いますので、そういったことも踏まえてやっていきたいというのが私のスタンスでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 竹上議員。

○15番（竹上公也君） ありがとうございます。議員の立場を御理解していただけてるということでございましょう。私どもも、好き勝手にね、こういうことを言ってるわけじゃなくて、やはり前向きにこれからよくなるようにという思いを込めて言ってるわけでございますので、聞きようによってはね、変なこと、そんなことばかり言ってるというような思いがあっけらっしゃるかもわかりませんが、決してそうではないということを言っておきたいと思っております。

それから3番目の質問で、百条委員会で、事務等の欠陥を指摘された是正または今後改善の養成するような内容のものであれば、政治的、道義的にはこれを尊重して真剣に対処する責任を有することは、当然なくてはならないと思っておりますが、いかがでしょうか。お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 15番竹上議員、3問目の質問にお答えをします。

やはり、議会と行政のほうは両輪ということで、やはり皆さん方に今後もですね、情報的にですね、できる分は全部提供していくということで、一緒になって考えていくというのは、もちろん私のスタンスであります。ただ、やっぱり個人情報とかですね、土地の問題とかなかなか難しい場合もありますが、できる分についてはですね、特に町の政策とかですね、これからのまちづくりの方向性、どういったまちにやっていくか。これから、復旧・復興も進んでおります。そこあたりの内容についてもですね、それから、まちづくりについても一緒になって、これは地域のことは議員さんたちが一番御存じですので、皆さん方の知恵をかりながらやっていきたいということで考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 竹上議員。

○15番（竹上公也君） ありがとうございます。皆さんと一緒に前向きに考えていこうと。議会と執行部は両輪であるという考え方ということでございます。

以上2番までについてはですね、町長のお考え、今までやってきた百条委員会のあり方についてお聞きしましたが、これから、3問目からですね。

（自席より発言する者あり）

3番目。3回目って言ったらいいな。

（「3問目の。今度が3問目の1回目ですよ」と呼ぶ者あり）

○15番（竹上公也君）　そうです。じゃあ、3問目の1回目の質問に移らせていただきたいと思います。

土地交換について、町に損害を与えたのではないかと。

（「それはさっき言われたろう」と呼ぶ者あり）

（自席より発言する者あり）

（「どうぞ、済いません。どうぞ、どうぞ」と呼ぶ者あり）

土地交換について、町に損害を与えたのではないかとということに対し、町長は鑑定時期が違えば価格に差が出ると町長は書いております。

鑑定時期は、ほぼ1年の違いでございます。町が発注した鑑定時期は27年の3月。で、私どもが鑑定しなおしたのは28年の3月ということで、1年の違いでございますが、そんなに土地の価格に差が出るとは思いません。

町の鑑定では、平米2万3,500円。残された土地369平米。全体の評価額といたしましたけれども、委員会では、交換された部分の土地1,958.59平米について、鑑定した上でございます。平米2万6,500円と評価されたわけでございますが、町の評価と私どもの委員会の評価では、3,000円の差が出てきた。そこで、これに交換された平米数をかけると、587万5,770円の損失と試算したわけでございます。

また、分割により余った町の土地369平米が使えなくなり、また、不動産としての価格が下がり、使用するために里道の道路整備費として500万円が必要と町で予算要求された経緯がございます。結果的には、鑑定差と里道の整備と合わせて、約1,100万円の損をするんじゃないかなということでも試算いたしました。そういうことで、試算したわけですが、町長のほうではどのようにお考えなのか。そこをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君）　西村町長。

○町長（西村博則君）　15番竹上議員、3問目ですね。質問にお答えをさせていただきます。

これはもう先ほど申しましたと思うんですが、百条委員会の中で私自身お答えをしております。そして、既に終了しました委員会についての回答をこの議会の質疑の中でお答えするのはもう差し控えさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君）　竹上議員。

○15番（竹上公也君）　町長はですね、鑑定時期が違うんで、差が出るのは当たり前だというふうに掲載されたんですね。書いてございます。ですから、そういうふうなことを書かれた理由は何だろうかというふうに思うわけでございますが、それを当然何ですか。報告書とおりにお答えしてるということでございますが、ですから、あの報告書のと通りの答えということは、そういうことでありますんで。まあ、それはそれとして構いません。

それでは、次の2問目に移らせていただきたいと思います。2問目、ごめんなさい。2回目の質問に移りたいと思います。

町長は残地までの通路を整備するものと仮定して道路整備費500万円の損失が生じることとされておりますが、結果的に予算が計上されておらず、町に損害を与えたことにはなりませんと掲

載されております。

先に説明いたしました、この500万円については、平成27年6月議会で否決されたので、予算化できなかったものでございます。この取り残された土地369平米の残地は今後どのようにしようと思えたのか。予定があればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 15番竹上議員、3問目、2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

残地につきましては、これからまたさまざまな活用を考えていきたい。今、たしか商工会のコンテナか何か置いてあるんじゃないかと思っております。有効利用を、これは議員の皆さんとかですね、いろんな地域の皆さん、さまざまな方たちと有効利用を活用していきたいということで考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 竹上議員。

○15番（竹上公也君） コンテナの置き場に現在してあるのではということですが、今は駐車場としては使える状況ではないし、コンテナを使ってどこからどうやって入っていったのか、ちょっと、私もわかりませんが。道路を整備されてるわけでもないし、入る道路があるわけでもないし、どういう状況かわかりません。

最後、3回目の質問させていただきますが、最後の質問に出てございますので、そもそもこの文化会館第2駐車場は行政財産のため、用途変更はできないと書いております。交換できる土地ではないということになります。これは3問目のほうでの答えということだと思っております。

ごめんなさい。最後の質問でお聞きしたいと思っております。

それでは、次の質問に移りたいと思っております。4問目です。

町の条例に違反してはいないかということで、町長の見解は、町の広報まじきにおいては、益城町の「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第2条にある「本町において公用または公共用に供する」規定に違反しているのではないかとということに対して御説明いたします。

同条例にいう「本町において」とは「益城町の中において」との意味で、「所管がどこか、事業主体がどこかを問うものではありません」というふうに書いてございます。

同条2条について、「本町において」とは「益城町の中において」という意味で、「所管がどこか、事業主体がどこかを問うものではない」と結論づけされておりますけれども、多少ニュアンスが違うんじゃないかと思っております。上益城郡益城町、その地域の中のことを言っているわけではないんです。本町において、益城町が行う事業や計画のことを指しているんです。その意味で考えれば、事業主体が県であれば、本町においてとは言えないことになります。前後の文章をよく考えてみてください。取り方次第では、間違った解釈となってしまいます。いかがでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 15番竹上議員、4回目の質問にお答えしたいと思います。

先ほどのコンテナですね。ひょっとしたら、町民グラウンドのほうに移動しとるかもしれません。夏祭り用の物品ですので。それと、中身の解釈ですね。ここについても、もうお答えしておると

思います。委員会の中でお答えしておりますし、さまざまな形でお答えしてると思っていますので、この議会の質疑の中でのお答えは、もう差し控えたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 竹上議員。

○15番（竹上公也君） 委員会のほうでお答えされているということでございます。いや、そういうことを言ってるわけじゃなくて、4月号で記載されたこの文章とこの文章の中身について聞いてるわけでございます。ですから、お答えされていること、町長がこの文章を見て自分で決めて出したということでございますが、お答えできない。そういうことだったら仕方ない。

それでは、2回目の御質問をさせていただきます。

益城町の町においてということであれば、国や県、民間が行われるようでも、公用、公共用に供するためであれば益城町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例、地方自治法237条のとおり、議会の議決が必要でないということになるんじゃないかと思えます。

また、木山地区の区画整理事業について触れられておりますけれども、これについては、当時の交換時期の話ではなく、平成28年度熊本地震後のお話でございます。

時期的な違いがあります。後づけにされた文章であり、ここに来て、「公共用に供するもの」と表現されたことは、まさしく委員会報告書とは全く関係のないことと思えます。ですから、この文章については、委員会の報告には何ら関係ない話で、この文章の中で＜聞き取り不能＞ということになるのではないかというような気がしております。それはそれとして。

そこでお尋ねいたしますけれども、書かれた本人もお気づきのことと思えますが、なぜわざわざ木山地区の区画整理事業に地方自治法237条を無理にくっつけて掲載されたのか。苦しい釈明であったろうというふうに推測いたしますが、どうでしょうか。もし、お答えできれば、よろしくお願いたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 15番竹上議員の4問目の2回目ですね、お答えをします。

こちらについてもですね、質問の中身あたりが来ておりましたので、そこあたりも答えたものとなっているということで考えております。それから、議会の中でもですね、要望があったということもあっておりますので、そういうことで考えているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 竹上議員。

○15番（竹上公也君） 気持ちはわかりますが、なかなか正式な回答にはなっていないと思います。というような気がいたします。

それでは、最後の質問になります。

用途廃止は町長裁量権の逸脱ではないかということについて。

今回の土地交換について、町長は土地を取得したいとの思いから、町民や議会に周知することなく、勝手に行ったことではないかということに対し、益城町の財産交換、譲与、無償貸与等に関する条例第2条によって、普通財産として交換しているために、地方自治法第96条でいう議会の議決事項には該当せず、町長の裁量権逸脱濫用という指摘には当たらないものと考えとして

おります。全くそのとおりでございますが、これは普通財産で交換したことを主体とした文章になっております。

委員会でも御報告申し上げましたとおり、百条委員会の調査は普通財産の手続や手順について審査してきているわけではございません。行政財産の処分ができないことは皆さま方もよく御承知のほうと思っております。

手順としては、普通財産に切りかえなければならないことも当然御承知のほうでございます。百条委員会では、文化会館の駐車場として現に使用をしている行政財産を私有地との交換目的にした上で、必要な駐車場利用調査検討もしないまま、町長権限で用途を廃止し処分を行ったことについて、審査をしたわけでございます。

もしこれを認めれば、先にも申しあげたとおり、委員会で報告書で申し上げたとおり、役場の庁舎、町民体育館、社会福祉、公園、駐車場などについても、議会や町民に何も知らせず、処分が可能となるということになります。まず、こんなことができるはずがございませんが、地方自治法では、第148条、町の事務管理及び執行、さらに第149条町の担当事務がございます。

裁量権とは、町長が行う行政行為、権限のことでございますが、自分の考えで問題を判断し、処理する権限のことでございます。権限とは言え、何でもできるということではございません。そこには、基本原理があり、つまり、制限があるということです。簡単に言えば、町長だからと言って、何でも好きにできるというわけではないということでございます。公有財産、いわゆる町有地や建物、庁舎、体育館などは町の財産であることから、町長個人の財産ではないということです。つまり、与えられた裁量権の範囲で行うというもので、今回はその範囲を越えてしまったということでございます。用途廃止を行ったこと、駐車場利用の調査検討もしなかったこと、議会に諮らなかつたこと、交換してしまつたこと。ついでに、議会については、地方自治法第96条で、議会の議決を要する事項として、財産処分に関する事項が定められております。以上のことから考えても、町長の独断でできることではなかつたと言えます。

以上のことから、裁量権の逸脱、濫用が高いと評価されたわけでございますが、このことについて、町長はどのようにお考えなのか、お伺いしたいと思います。また、先ほどの答弁と同じようなことでお考えなのかどうなのか分かりませんが、できるだけ自分の気持ちをお伝え願いますというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 15番竹上議員の御質問にお答えをさせていただきます。

用途廃止は町長裁量権の逸脱ではないのかということで、これについてもですね、百条のほうで多くの職員が、関係者が、私も呼ばれてお話しさせていただいたところです。ただ、やはり、これについてもですね、やっぱり、地方自治法、先ほどありましたが、地方自治法、条例、規則、あらゆる法律に従って実施したところでございます。これは、私の権限に基づいて行ったということでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 竹上議員。

○15番（竹上公也君） 全て終わりました一般質問ではございますけれども、なかなかお答えが

なかったということに対して、最後にちょっと町長にもう一つお願いしたいと思いますが、最後になりましたけれども、私ども百条委員会は、町長に対して、不正事実を突きつけ、咎めているわけではございません。今後、このような認識違いが起きないように改めてもらいたいとの思いから、百条委員会の最後にも討論、採決をしないこととして、委員会を解散したのでございます。

今回の一般質問には、町長との認識の違いがかなりあったと思います。町が行う事業には、いろいろな制約があると思いますが、よく調査の上、計画していただきたい。町長が広報ましきに掲載される場合を含め、どんなことがあろうが、公平中立な立場に立って、掲載すべきではなかったかと残念な思いがしております。

町長は常に執行部と議会は車の両輪と言われます。議会のことをもう一度御理解いただき、前に進める両輪につなげてもらいたいと思います。

今後、町の行政においては、今以上に難しい財政運営が予想されますが、どうか努力を重ねられ、益城町民のために大いに役立つマラソンランナーとしてゴールを目指し、邁進していただきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきますけども、どうにもこうにも納得いかないことばかりです。町長のほうから一言本音をお話いただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 15番竹上議員、御質問にお答えします。

本音をということで、今日ですね、またおっしゃられたことをしっかりと承りたいと思います。それと、やはり、議会とやっぱり執行部、町長、これは違いがあって当たり前かなど。まず、違いは町長は一人で、職員はおりますが一人。議員さんは18人ですか。そこはということで性質上違いがあるのは当然かなと思いますが、それぞれがやっぱりけん制しあい、監視しあいながらというのがあのかなど。議員さんたちには調査権とかですね、不信任決議案ありまして、私のほうにはやはり議会の解散とか専決処分、再議とか、そこあたりも権限がありますが、しっかりと切磋琢磨しながらやっていきたい。冒頭申し上げましたように、お互い目指すべきところは、町民の皆さん方の復旧・復興というのがあります。幸せというのがありますので、元気なまちづくりをするため、先ほど出ましたが、完全復興というゴールを目指してともに頑張ってもらいましょう。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 竹上議員。

○15番（竹上公也君） どうもありがとうございました。ぜひですね、これを＜聞き取り不能＞ないようにこれからも一生懸命頑張って町政に努めていただきたいというふうに思います。

それでは、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 竹上公也議員の質問が終わりました。午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時49分

再開 午後1時30分

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

次に、榮正敏議員の質問を許します。

5番榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） こんにちは。5番榮です。今回も一般質問の機会を与えていただきありがとうございます。

さて、4月16日から2年が過ぎ、復旧から復興へ移行している時期に当たり、先の町長選で見事大差で勝利を収めた西村町長にお祝いと同時に、一言苦言を呈したい。

あの選挙において、町民の皆さんの気持ちは「何で今ごろ選挙なんだ。今やっている西村を外すわけにいかんだろ。町長変えたらまた遅れる。このまま早く復旧・復興を進めてやってくれ」という気持ちのあらわれが、勝利に結びついたと思う。この町民の皆さんの「西村、頼んだぞ」という心を十二分に汲みとり、おごることなく謙虚、かつ真摯にあの公約どおりに、「俺は復興町長になるんだ」という心構えを見せて、町民の皆さんと心一つに、復興から復幸へ。工事の復興から幸せの復幸へと第2次西村町政に邁進していただき、町民の皆さんが1日も早く復興から立ち直れるように、霞が関に日参してでも、復興予算を東日本震災級に押し上げて、安心して暮らせる町、皆が住みたい町の全国ナンバーワンに、この益城町をつくり上げていただきたい。そのためには、私は与党議員として協力は惜しまないつもりです。間違った施策でなければですね。

今回の一般質問は先に通告していた三つの項目を取り上げました。

まず一つ目は、今後4年間における施政方針に対する町長の所信表明について。

二つ目は、今後の復興に関する膨大な予算について。

三つめは、震災遺構について。

以上、この三つの項目について質問させていただきます。

さて、本日は忙しい中、朝早くから、また、午前中、午後と傍聴に来ていただきありがとうございます。日ごろから町政に御理解と関心を持っていただき、心より感謝申し上げます。

また、各紙の皆さんには連日大変ですが、しっかりと聞いていただき、正確かつ町の復興を後押しするような記事をぜひ書いていただきたいと思います。

さて、本日最後の質問となりますので、最後までよろしく願いいたします。

それでは、質問席に移らせていただきます。

ちょっと声が悪いですけど、我慢して聞いてください。

それでは、1問目の町長の所信表明について質問に入らせていただきます。

今回の所信表明は、今後の益城町の10年後あるいは100年後の体系にかかわる重大な要素が多々含まれています。ハード面での復興、県道四車線化や役場庁舎を中心とする木山土地の区画整理事業等々、ソフト面では町の将来を託する子どもたちへの支援、あるいは子育て世代へのゆるぎない、安心したサポート、これからだんだん難しくなる老人福祉への挑戦、農業、商工業等への支援を充実させるとともに、益城ブランドの確立、課題は山積みしています。しかし、やらなければならない問題ばかりです。一つでもおろそかにできません。

さて、きょうは、所信表明された中で、いっぱいありましたが、一つだけに焦点を当てて質問させていただきます。

まず1点目は、西村町政2期目に当たり、今後4年間において重要な施策と位置づけている六つの施策のある中で、一番身近な町民主役のまちづくりと言っているが、具体的にどのように実現していかれるつもりか。町長の見解を伺いたい。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番議員の一つ目の御質問、町民主役のまちづくりの具体的な施策についてお答えをします。

議員御質問の件につきましては、町民の皆さんと町が今後どのようにかかわりながらまちづくりを進めるかという観点からお答えをしたいと思います。

本町におきましては、復興計画に掲げる復興将来像、住み続けたいまち、次世代に継承したいまちを目指し、町民や議会の皆さんとともに、熊本県や関係機関の協力を得ながら、現在、復旧・復興に係る各事業に取り組んでいるところです。特に、被災者の方々が早期に生活再建をされ、町の主役として活躍されることが重要と考えており、地域支えあいセンターや関係機関の方々と連携しながら、被災された方一人一人に合った生活再建の支援を実施しているところです。

また、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業、街路事業、まちづくり協議会からの提案をもとに作成しました避難地、避難路の整備に関する復興まちづくり計画などにつきましては、安心して暮らせる安全なまちづくりに資する事業であります。そこに住まれる方々の思いを大事にしていくために、座談会や説明会などを開催し、町民の方々の思いや意見、提案をできる限り組み入れながら、事業を進めることとしております。さらには、まちづくりの活動を行っています団体の活動支援を行いたいと思います。具体的な団体としましては、まちづくり活動団体、まちづくり協議会、自主防災組織、未来トークなどが挙げられます。

まちづくり活動団体は、主に震災前から各団体、それぞれ目的を持って活動しており、まちづくり活動支援センターに70団体ほど登録をされています。その活動としましては、傾聴ボランティアや子育て応援、音楽活動や文化活動を通じた地域おこし、歴史文化遺産の保存・継承活動などがあり、行政では手が行き届かないところで、自主的かつ公益的な活動をされています。

まちづくり協議会におきましては、平成28年熊本地震からの復興に向け、住民が主体となり、行政とともに、各地区の課題を解決するための取り組みを検討し、災害に強いまちづくりを推進していくことを目的としまして、現在23地区において設立をされています。

その協議会での話し合いをもとに、町に対してその地区のまちづくりの提案を行い、町は有識者とともに、各地区からの提案のうち、避難地、避難路に関する事業につきまして。復興まちづくり計画を策定し、計画に沿って事業化していくこととなります。

また、提案されるものはハード事業のみならず、まち歩き、フットパスの開催、8Kカメラによる断層撮影、避難訓練の実施を初めとする地区内でのイベントなどの開催、震災遺構保存の検討、コミュニティーの再活性化のための活動など、さまざまな事業提案がなされています。

町としましては、今後、職員地区担当制を導入することで、それぞれの地域の課題を町民の皆

さんとともに把握し、意見や提案などを町政に反映させるための支援ができるのではないかと考えます。

自主防災組織におきましても、自分たちの地域は自分たちで守るという意識に基づき、区域内の避難訓練や災害時の炊き出し訓練などを自主的に行っています。現在、2組織が結成され、その他の地域でも組織の設立に向けた検討がなされており、自主的な防災に対する意識が醸成されています。あわせて、町内では初の女性消防団の結成、消防団OBを登用した防災力の強化など、住民が主体となった防災活動を推進されています。

未来トークでは、若者が主体となって町の未来を考え、町に元気を与える活動、フェスの開催やメディアなどを通じた町の情報発信などを実施しています。このような町民の皆さんが主体となったイベントの開催などをされることが町の元気や魅力につながり、ひいては町民主役のまちづくりにつながってくると考えます。

このように町が主体となる事業につきましては、町民の方々と意見を交わしながら、事業を実施することとし、また、町民の方々が主体となったまちづくり活動につきましては、町として全力で支援することで町民主役のまちづくりが実現できるものと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○5番（榮 正敏君） 難しい問題ばかりであります。まちづくりの各種団体、各団体、協議会、いろいろあります。地区の協議会の意見、一つ一つ吟味して取り上げて、町民の皆さんの意見を取り上げて、なるべく事業がスムーズに進んでいくように、皆さんの足になる道路の復興、これが一番だと思っております。まず進めていただきたいと思っております。

それから、2点目に移ります。

2点目、町民主役のまちづくりという町長の声の中で、避難路と避難地の整備とともに、自主防災組織の設立を促進すると言われましたが、今の答弁の中にもちょっとありましたけど、この自主防災組織のあり方には、一つの公助、共助、自助、この理念が働いています。今度赤井地区に立ち上げられた自主防災組織は、地域のみんで、自分たちの命は自分たちで守ろう、公的な機関である町や県、国からの支援、救助があるまでは、自主的に避難地、避難所、例えば公民館に避難して命を守ろうといったことから始まったものだ聞いております。非常に大切なことだと思います。これからの益城町の災害の備えとしての方向性を見出せる事象ではないかと思っております。

このような組織を各地域でつくるためには、避難地として公園、公民館の整備や多くの人たちが避難で集まって来るその避難所で、仮の避難ができる間のトイレ、風呂、炊事、これが非常に、何て言いますか、パーセント占めてきます。ただ、集まってるだけでは避難できません。公的な支援があるということで、非常物資、食料とか届くまでは、自分たちで何とかやっていかんといかんわけです。そういうためには、どうしても、そういうところの設備の改善が必要になってきます。人口の多いところは、公民館維持管理費等の蓄えがあって、自己財源が十分にあると思っております。私どもみたいな山間部の限界集落においては、組織はできます。人口は少ないし、

意見のまとまりやすい。でも、資金がない。そういう私どもみたいな地区がいっぱいあると思います。山間部におきまして、このような地域に対しては、助言、支援をどのようにしていただけるのか。町長の見解を伺いたい。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番議員の1番目の質問の2点目、自主防災組織に対する支援についてお答えをします。

自主防災組織につきましては、議員言われますとおり、自助、共助または自分たちの地域は自分たちで守るという理念に基づくもので、町としまして、その設立に力を入れているところでございます。昨年度は、広安小学校区におきまして、本町初となる自主防災クラブの結成をいただきました。本年度も実践的な活動が可能となる規模を考慮しつつ、各地区における結成を目指してまいりたいと考えております。

既に赤井地区で結成をさせていただいており、他地区からも幾つかの紹介をいただいておりますことから、なるべく多くの地区で結成していただけるよう、情報の提供などを行ってまいります。

さて、自主防災組織に対する支援につきましては、現在、益城町自主防災組織設立事業補助金交付要綱により、防災資機材購入費等に充てるための補助金を5万円を上限に設立時に交付しているところであります。

しかし、御質問の避難所の整備、設備の改善につきましては、かなりの予算が伴うことから、さらに議員が言われる山間部の限界集落への支援につきましても、今後、施設管理者などとの協議を行うなど、研究をしっかりと行ってまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○5番（榮 正敏君） 長い、何か防災組織の名前で覚えきれませんでした、5万円の上限ってこれじゃですね。足りません。何とか、いろいろな方法からの支援を集めて、何とか限界集落における防災組織の結成ができるような、はっきり言って金銭的な支援ですね。それをよろしく検討していただきたいと思います。

3点目ですが、町民主役のまちづくりの中で、まちづくり協議会、先ほどから何度も出てきますが、ありますが、これもなかなか地域住民の意見の集約と言われていますが、実際は、来る人、来ない人というのがはっきりしていて、「おら、もう行かんぞ。あぎゃん行ったってせからしか」。やっぱり、何割ってパーセントでおられます。一生懸命、やっばつくって行って、地域の発展に少しでもみんなで意見を出しおうて、どっから先にしてもらおうとか、町にこれを押しつけてアピールせんと、今からしてやらさんぞと、そんな意見がありまして、やっば、一枚岩ではありません、実際。住民の声を拾い上げるためには、一つの選択肢、方法かなとも思いますが、町長が言っておられました、またもう一つの職員地区担当制、これは非常に効力があると思います。なぜなら、地域住民のところへ、こちらから出向いていくこともできるわけですよ。言うならば、さっきも出前でどうのこうの、公民館講座って言われましたが、これは町長が震災前によく言っておられました町長出前講座。これを何か所かやられたと思いますが、そのうちに、とうとう震災に遭いまして、何て言いますか、頓挫して吹っ飛んでしまったっていうことになっ

てしましたが、やっぱり、町長出前講座、座談会のある公民館でやって、住民の生の声を膝つき談判して意見を聞く。非常に大事なことだったと思います。

でも、町長はこれからいっぱい予算を獲得してほしいと思います。それをしないことには、町全体の復興が遅れてしまいます。町の職員さんに各地域のお年寄りや体の不自由な方、あるいはなかなか町政に対して意見を言う機会がない、取れない、そういった町民の皆さんの生の声を拾い上げてほしいと思います。これがいわゆる行政改革につながる原点ではないかと思います。小さな声を聞く。言うとは簡単です。非常に、これ難しいことだと思います。これを取り上げて、反映させていくのは、並々なことではありません。物凄い時間と労力、努力が必要になってくると思います。

それを担当課で審議して、条例をつくったり、補助金獲得に翻弄するということになると思いますが、まさにこれこそが町民主役、まちづくりの重要なコンセプトになると思います。

今後の益城町の未来を託す職員の皆さんにエールを送ってきたいと思います。よろしく頑張ってください。

次の質問に移ります。それでは、2問目の質問に移らせていただきます。

今後、膨大な復興予算が計画されているが、どのような方向性をもって予算執行に当たっていくのか。この問題に対して質問いたします。

まず1点目、震災復興事業が次々と出てくると思われるが、約1,400億と言われる膨大な復興予算が必要になることから、どのように復興財源を確保されるのか。また、復興事業を進めていくのか。また、進めていくに当たって、早期に復興をやるためには、どのように取り組んでいくのか。町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番衆議員の二つ目の御質問の1点目、復興予算の執行についてお答えをいたします。

熊本地震からの復旧・復興に係る総事業費につきましては、現在、事業の見直しを進め、精査しているところですが、災害公営住宅の増加分などを含めたところでも恐らく1,400億円より減る見込みです。総事業費のうち、復旧事業につきましては、国庫補助率のかさ上げや今年度の元利償還への交付税措置などにより、町負担が大幅に軽減されております。また、復興事業のうち、被災市街地復興土地区画整理事業につきましては、県事業として施行され、町負担も1割に軽減されました。

しかしながら、避難路、避難地、いわゆる道路や公園などのまちづくり事業につきましては、平成29年の国補正予算により、一部事業につきましては、負担軽減が図られたものの、そのほとんどは復旧事業と比較して、多額の地元負担が必要であります。また、これらのまちづくり事業は、宅地の復旧とあわせて、早急に実施しなければならない事業も多くあり、国に対し、長期の予算確保を要望するとともに、町負担の軽減に向けても、引き続き、国、県に対して要望を行ってまいります。

さらには、昨年9月に作成しました財政見通しの結果を受け、歳出面では事務事業の徹底した

見直しや効率的な予算の執行、歳入面では、徴税等の未収金対策及びふるさと納税等の新たな歳入確保にも取り組んでいるところです。

一方、復旧・復興事業を進める上では、財源だけではなく、職員のマンパワー不足も懸念されることです。事業に当たる職員が不足していますことから、国、県、さらに私自身が自ら全国の自治体に出向き、他自治体に対し、引き続き職員派遣要請を行いますとともに、任期付職員の雇用を継続することにより、マンパワー不足の解消を図ってまいります。いずれにしましても、復旧・復興事業は早急に実施する必要があるものの、多額の財源が必要となりますことから、優先順位をつけることで、事業を平準化し、単年度負担の軽減を図りながら、事業を実施してまいります。

さらに、事業の実施には、用地の確保が欠かせません。町民の皆様には事業の必要性を丁寧に説明し、早期の事業実施に向け、御協力をいただきながら、1日も早い復興に向け取り組んでまいります。

また、財政見通しの見直しにつきましては、現在作業を行っており、今後皆様にも中期的な町の財政状況を改めて御説明をさせていただく予定でございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○5番（榮 正敏君） 大変な事業になってくると思います。県や国に対して要望を続けて、多額の財源を必要とする中、何とかそれを達成して欲しいと思っております。

続いて、2点目の質問に入ります。

この約1,400億の復興事業を進めるに当たって、各工事の発注形態や入札条件、入札基準、また町独自の基準などがあつたら、教えていただきたい。

町長はことあるごとに、震災当時の町消防団員による不眠不休の活動を感謝すると言っておられるが、当然、私もそう同感している一人です。しかし、忘れていけないのは、町内外の近隣の土木建築、設備、そういう仕事に携わっている業者さん、皆さんたちがいたことを忘れてはおられないか。4月16日以降、技術力を持った職人たちは、執行部の皆さんが人命救助第一に動いているときに、当然のことです、これは。人命救助第一です。そういう状況下において、各個人であつたり、会社であつたり、地域の住民グループと一緒にあって、傾いた倒壊家屋の、危ないから突っ張って、ほかに迷惑が掛からないようにとか、車が通れる、落石の撤去あるいは大きな木が道路を塞いで倒れとる、そういう道路の応急処置、仮に車がどうにか避難所までは通れるようにしてもらうところです。このように、発災と同時に初動活動してボランティアでというより、先ほどから出ますが、わが町は自分たちで守るということを身をもって実践していただいた個人事業者の方たちに感謝しなければならないと思います。まさに、この三つの自助、共助、公助の共助・自助の概念に当たるわけです。これが益城町の一つになった町民の底力だと思つづく実感した次第です。

さて、この復興事業においての入札形態は、当然、まず発注事業であるからには、このようにして、頑張つて協力していただいた業者の皆さんに少しでも入札に参加していただき、入れたいと思います。当然、一般競争入札や指名競争入札であります。このような膨大な事業とともに、

高度な技術を伴う工事は、失礼な話ですが、町の業者さんだけでは、入札基準に点数というのがあります。そこに追いつかない。そういう業者さんがほとんどだと思われま。すぐに技術力がないと言われてしまいますが、能力の高い受け入れ工事に対しては、大手とJV、共同企業体と言いますが、このJVを組んで、工事できるような体制ができるのではないかと思います。通常、日ごろからJV組んで、そのJV業者が頭になってやっていますが、実際に工事をしているのは、我々町の小さな業者たちの集まりです。だけ、技術はあるんです。ただ、上に立って、ああせい、こうせい、図面がどうのこうのいうところが難しいわけです。だから、また指名競争入札においては、町の小さな業者同士でJV組んで、入札に参加できるように配慮してもらえないか。また、指名条件の中に、町指定業者を下請けに入れることを条件とするとか、そういう項目を入れるとか、いろいろ考えられるのではないかと思います。

発災から町の要請で、道路補修、水道補修、下水道補修と、それこそ寝る間も惜しんでライフラインの復旧工事に一生懸命に頑張っていた業者さんたち、いっぱい知ってます。夜中にジュース買って、応援に行ったこともあります。そういうふうにして、みんな、言われたこと、言われないこと、みんな町の自分たちのところだからということで、みんな一生懸命やってきました。そういうことに対して恩返しするときではないかと思います。

今、益城町は、大手企業による草刈り場、どこがどうって決まってない状況ですよ。みんながワットとつっこんできて、俺が、俺がと、今やってわけです。この設計業者にひもつきだとかいろいろ言われてますが、この膨大な予算と工事件数は大手企業の営業マンには垂涎的。 「これば取り切らんなら、お前はどっか飛ばすぞ」と言われるとが当たり前じゃなかでしょうか。もう大手企業だけ、1本ぐらい取って来いと。当然、あの手この手でこの復旧事業の発注に当たり、業者選定や入札金額などの情報をつかもうと色々な方法で絡んでくると思います。

一番重要な入札関係の決定機関に携わっておられある副町長以下、総務、企画、財政、各担当課などの職員の皆さんには、十二分に気を引き締めてことに当たっていただきたいと思います。当然、私たち議員もありますが、今後しっかりと執行部の行政手腕を注視、監視していくことになると思います。

先日の、言いますが、熊日の新聞紙上のコラムに非常にいいことが書いてありました。記者さんもおいでですが、地方議会の災害対応ということで、小規模な議会では、執行部の災害対策本部や、各災害復興組織にオブザーバーが参加するなど、行政と一体化してしまっていると、そういうケースが見られる。議会の役割は、行政の災害対策、いろんな事象を検証したり、問題を洗い出すことにあると。一線は引いておくべきだと。余り中に入り込んでしまうと、言うことも言われんごとなるちゅうんですね。そういう行動基準をとって行政を監視しなさいと。厳しい意見でありました。まさに正論であると、私は私なりに解釈し共感したところでありました。

これからの膨大な予算の行く末をしっかりと行政監視をしていかなければならないと思います。ましてや、管制談合などこの西村町政においては、決して絶対にやってはならないことであると思います。

以上、入札における発注形態や入札条件、入札基準、また町長、町独自の基準等々ありました

ら、今後の入札に対する町長の見解を。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番議員の二つ目の御質問の工事の発注方法につきましてお答えをいたします。

まず、町内事業者の皆様には、平成28年熊本地震発生当初から町内の全域にわたり、落石や家屋の倒壊及び倒木の撤去など、初期活動での応急・復旧で大変お世話になり、心から感謝を申し上げます。

昨年度から本格的な復旧工事の増加により、入札の本数は増え、町内の業者も手持ち工事がいっぱい、1回の指名競争入札で、不調、不落になったものが、建築時などを含む全ての工事で昨年度は53件ありました。そのため、緊急性を要する工事につきましては、再度業者のメンバーをかえて、指名競争入札を行うなど、工事の遅れが出ないように取り組んでまいりました。しかし、町内の業者も技術者や作業員不足などで、入札を辞退せざるを得ない状況が続いておりました。

昨年度は不調、不落対策としまして、県の管理課の取り計らいで地震により被害を受けた市町村である阿蘇市、南阿蘇村、御船町、益城町が参加して、市町村発注工事の市町と対策に因る建設業者説明会が行われました。その後、県で管外の土木業者に本町工事の希望について取りまとめていただき、その結果、不調、不落工事の数件につきましては、管外の本町での工事を希望する業者で工事を施工していただいております。

本年度も、5,000万円未満の土木工事に関しましては、町の格付要綱により、指名競争入札を行うところで進めており、まずは、町内業者に指名を行っておりますが、本年度時におきましても、昨年度からの繰り越し等で、手持ち工事がいっぱいになり、町内業者の入札辞退が出ることも考えられますので、入札で不調、不落になった場合は、今後も本町の工事を希望する管外への指名を行っていきたいと考えております。

また、入札基準につきましては、予定価格が5,000万円以上の議会で契約の御承認をいただく工事は、一般競争入札で実施し、1億円未満の土木工事は町内の業者が参加できる条件で行っております。

また、議員の能力の高い請負工事には、大手とJV、いわゆる共同企業体を組んで工事ができる体制をとる御質問ですが、工事件数、工事の内容、工事の早期着工の必要性などを踏まえれば、今のところは、現状のやり方で実施し、今後状況に応じて検討してまいりたいと考えております。

また、町の業者同士でJVを組んで入札を行うことは、他自治体の状況などを踏まえ、検討したいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 議員。

○5番（榮 正敏君） いろいろ制限、制約があり難しいと思います。しかし、今言われた1億円以内は町内事業者に何とかできるようにとか、そういう配慮をいろいろとしていただき、なるべく町が潤うように、業者さんが潤っていかとみんなが潤いません。こういうことを踏まえて考えてほしいと思います。

次、3点目の質問になります。

復興事業の起点となる災害公営住宅の着工について、また、今後の災害公営住宅の展開について伺いたいと思います。

先日、田原地区において、買い取り型災害公営住宅安全祈願祭が行われましたが、非常に喜ばしいことでありました。まず、これからの復興事業のスピード化の先駆けとして、来年の入居目指して工事が着工できたことで、被災住民の皆さんには、やっと安心して今後の将来における生活設計ができるちゅうことで、一区切りの安心感が出たのではないかと思います。

もう一つは、地元の木造業者による受注はできたことってということです。いつも言ってるように、少しでも町内の業者さんに工事をしていただき、それが町の財政に税金として返ってくるこのサイクルが一番の町の財政の基盤であると思います。

小さな工務店では、さっきも言いましたが、なかなか応札できないが、他の業者とグループ化することで力をつけ、応札できたと思います。今後も、このような形態の入札や木造での災害住宅の整備に当たっては、町内業者による工事受注を考慮していただきたいと思うが、町長の見解を伺います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番榮議員の二つ目の御質問にお答えします。

議員お尋ねのとおり、田原地区の災害雇用住宅建設の受注者は建築業者4社、設計業者7社、宅地建物取引業者1社の計12社からなる共同企業体であり、代表者は町内の建築業者です。プロポーザル方式によりまして選定させていただいたところでもあります。今後も福田・飯野・津森校区におきましては、約70戸の木造公営住宅を建設予定であります。発注方法につきましては、まだ未定でございます。議員からいただいた御意見も参考にしながら、建築に限らず、土木工事におきましても、地元業者の育成には配慮していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○5番（榮 正敏君） 小さな業者を育てていくことが町の財政を復活させていくことになります。よろしくをお願いします。

続きまして、3問目の震災遺構について質問に入らせていただきます。

福田地区の谷川というのは通常タニゴ、タニゴと言ってますが、熊本地震震災遺構布田川断層帯、地表地震断層分岐というのが国の天然記念物として指定を受けておりますが、まず1点目、まだいまだにブルーシートがかけられている状況であります。今後、どのような現状保存の方法で進めていくのか。また、この文化遺産をどのようにして維持管理していくのか。学術的な要素が多い中で、難しい観光商品としての位置づけは今後の手腕の見せどころだと思っています。なかなか文科省との折衝が進まないようではありますが、今現在、生徒さんや県外からのいろんな学者さんやらが土曜とか日曜日には見学に来られて、車を公民館下の町道へですね。それから、そこに放牛地蔵というのが、ハナレウシ、どっちが正確かな。わかりませんが地蔵さんがあります。の前に防火水槽があつて、そこが広がっています。その防火水槽の上に小さなマイクロバスがとめてあったりするわけですが、非常に迷惑していると地域の住民の方々からそういうことを聞きました。

町としては、当然、国の重要文化財になったならば、放っておくわけにはいきません。管理していかなければならないわけです。必ず、駐車場は必要になってくるはずで。今、この震災遺構に指定された場所の近隣に、ほとんどちょっと細い道が1本ありますが、そこにひっついていきます。隣接しています。空き家・空き地がありますが、この土地を町が借り上げ駐車場整備ができないかと思いますが、これ十分に交渉の余地があると思います。現在、竹やぶになってしまっていて、イノシシなどが来て、非常にやっぱり迷惑しているそうです。近隣の住民の方々はやっぱり安心して生活するために、竹やぶがなくなれば非常に安心だというわけです。ここに大型バスなどが下がちょうど被災した第5保育所がありますが、そっからもうすぐです、上って。大型バスが何台も十分に駐車できるスペースが確保できると思います。大型バスがとまれるということは、遺構の保存管理に非常に有効な手だてだと思いますが、福田、杉堂、堂園と三つの国の重要文化財、これを震災遺構群としてつなげて、これからの益城町の観光資源の目玉としてアピールしていく上で重要な課題だと思いますが、教育長の見解を伺いたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 5番衆議員の三つ目の御質問、震災遺構についてお答えいたします。

おっしゃるとおり、熊本地震から2年が経過しまして、国の天然記念物の福田谷川地区については、今言われたとおり、風等による浸食やあるいは劣化等の恐れがありますので、町としましては、早急に保存整備の措置を講じたいと考えております。

保存につきましては、地表地震断層と天然記念物の構成資産となる構造物、これは家のほうを指すと思いますが、の固定化を考えております。地表地震断層の亀裂は地面に立体的に表出しておりますので、経年劣化を防ぐために、樹脂等の凝固剤を使用した固着を考えております。この保存につきましては、震災遺構が消滅、逸失することを未然に防ぐことを目的としました平成28年熊本地震復興基金の震災遺構の仮保存支援事業というのがありまして、10割補助であります。ただ、これにつきましては、今熊本県におきまして、要綱などの見直しがなされておきまして、その見直し後に申請を行いたいと考えております。また、維持管理につきましては、原則としまして益城町による管理となりますけれども、谷川地区の住民の皆様方と地域のお話し合い等を持ちながら、地域の理解と協力を得ながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、見学者の駐車場のお尋ねでございますけれども、指定地内には設置できないことになっておりますので、現在、議員おっしゃるとおり、第5保育所の跡地及び谷川公民館下の路肩等を活用させていただいて、駐車スペース等が本当に狭いために、通行等、地域住民の皆様には大変御迷惑をおかけしていると思っております。今後、ますます見学者等が増えることが予想されますために、大型バスが駐車可能で、駐車場から容易に徒歩でアクセスできるといった条件が満たされるような周辺地における駐車場の整備の必要は認識しているところでございます。

議員御提案の件を含めまして、町では現在役場職員で構成するにぎわい復興プロジェクトチームを立ち上げまして、駐車場整備などの協議を行っているところであります。

次に、国の天然記念物の活用方法としましては、県が示しました震災ミュージアムには、点在する震災遺構を巡る回廊方式の中に、益城町の国の天然記念物も候補に入っております、この

点を踏まえまして、記憶の検証・検討委員会におきましても検討を行っておるところでございます。

また、観光や防災・減災の教育旅行を受け入れるために、ガイドなどを募集しまして、既に研修も行っているところで、益城町の観光資源としまして、PRを行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮議員。

○5番（榮 正敏君） この文化財というものは非常に扱いが難しいと思います。存続させるためには、いろんなハードルがあります。学術的に興味のある人にいいものだと思います。また、そうでない人もいらっしゃるのかなかなか難しいと。

今の教育長の答弁で目が覚めました。このような国の天然記念物などは国民の宝である。後世にそのまま姿を残す。もっとも大事な点であろう。このような事象に遭遇したことを逆に私たちは誇りに思わなければならないということです。保存、それから保存と見に来てもらうためにはどうしたらいいか。この震災遺構と観光とのコラボレーション、これはなかなか難しいと思いますが、もう一つ何かアピールポイントがないと、目が向けられないと思われませんが、震災遺構記念公園、何か観光の目玉になる何か。レストランもなければ、特産品売店もない。体験施設もない。何かいいアイデアがないかと模索しなければ仕方ありません。思い切って一般にアイデア募集してみたらどうですか。町長、懸賞つきで。だめもとでやってみたら面白いと思います。これは私からのアイデア。プレゼンです。プレゼントではありません。プレゼンですよ。

以上、私の一般質問、これで終わります。長時間ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 榮正敏議員の質問が終わりました。

これで、本日予定されました一般質問が全て終了しました。これにて散会いたします。

散会 午後2時22分

平成30年第2回益城町議会定例会会議録

1. 平成30年6月12日午前10時00分招集
2. 平成30年6月18日午前10時00分開議
3. 平成30年6月18日午前11時27分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 役場仮設庁舎別館2階本会議場
6. 議事日程

日程第1 常任委員長報告

日程第2 議案第55号 工事請負契約の締結について

日程第3 議案第56号 工事請負契約の締結について

日程第4 議案第57号 工事請負契約の締結について

日程第5 議案第58号 工事請負契約の締結について

日程第6 議案第59号 工事請負契約の締結について

日程第7 議案第60号 工事請負契約の締結について

日程第8 議案第61号 工事請負契約の変更について

日程第9 議案第62号 工事請負契約の変更について

日程第10 議員提出第2号 町長の専決処分事項の指定に関する条例の制定について

日程第11 議員派遣の件

日程第12 閉会中の継続調査の件

7. 出席議員（16名）

1番 上村幸輝君	2番 下田利久雄君	3番 富田徳弘君
4番 松本昭一君	5番 榮正敏君	6番 中川公則君
7番 吉村建文君	9番 宮崎金次君	10番 坂本貢君
11番 寺本英孝君	12番 坂田みはる君	14番 中村健二君
15番 竹上公也君	16番 渡辺誠男君	17番 荒牧昭博君
18番 稲田忠則君		

8. 欠席議員（1名）

13番 石田秀敏君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 西口博文

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	向井康彦君
教育長	酒井博範君	政策審議監	永田清道君
土木審議監	持田浩君	危機管理監	今石佳太君
会計管理者	高森修自君	総務課長	中桐智昭君
総務課審議員	塘田仁君	総務課審議員	富永清徳君
企画財政課長	山内裕文君	生活再建支援課長	姫野幸徳君
税務課長	坂本祐二君	住民保険課長	森部博美君
こども未来課長	木下宗徳君	健康づくり推進課長	後藤奈保子君
福祉課長	深江健一君	産業振興課長	安田弘人君
都市建設課長	荒木栄一君	公営住宅課長	河内正明君
復旧事業課長	増田充浩君	復興整備課長	坂本忠一君
復興整備課審議員	米満博海君	危機管理課長	金原雅紀君
学校教育課長	福岡廣徳君	生涯学習課長	吉川博文君
水道課長	森本光博君	下水道課長	水上眞一君

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

なお、13番石田秀敏議員から欠席する旨の届け出があっております。

本日の日程は皆さんのお手元に配付してありますとおり、常任委員長報告、採決、その他となっております。

日程第1 常任委員長報告

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、常任委員長報告を議題といたします。

まず、総務常任委員長報告、坂田みはる委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 皆さん、おはようございます。12番坂田です。それでは、総務常任委員会報告をさせていただきます。

総務常任委員会報告書。平成30年第2回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第51号、平成30年度益城町一般会計補正予算（第1号）中、歳入、歳出（総務常任委員会関係）、第2表債務負担行為補正、第3表地方債補正。議案第54号、益城町町民表彰等条例の制定について。

2、審査経過。①付託年月日。平成30年6月12日。②審査状況。平成30年6月14日午前10時から、役場仮設庁舎総務常任委員会室において、全委員出席のもと、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、6月15日午前10時から、全委員出席のもと、益城町福田町民グラウンド及

び益城町町民グラウンドを視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第51号外1件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定した。

②審査の主な内容。議案第51号については、学校給食調理業務等委託事業についての質問があり、担当課長から、業務委託の理由、利点、問題点等について説明を受けた。次に、電子計算機運用費についての質問があり、担当課長から、町ホームページとSNSを連携させた事業であり、全額復興基金を活用することの説明を受けた。また、新庁舎オフィス環境整備事業委託料についての質問があり、担当課長から、新庁舎建設に当たって、窓口レイアウトや動線などを研究し、来庁者にとって分かりやすく使いやすい機能的なオフィス空間にするための業務委託で、新庁舎建設の基本設計及び実施設計に反映させるとの説明を受けた。また、防災行政無線デジタル化各種委託料についての質問があり、担当課長から、現在の防災行政無線はアナログ方式であるが、電波法の改正により使用できなくなるためデジタル化を図るもので、その結果、難聴地域の解消や町ホームページ等と連動した情報発信ができるようになるとの説明を受けた。議案第54号については、表彰の基準についての質問があり、担当課長から、基準年数は個人が10年以上、団体が15年以上を想定しているとの説明を受けた。また、制度を円滑に進めるために、表彰の人数や記念品の額などの詳細についても、決めておく必要があるのではないかとの意見もあった。

③視察の結果と意見。視察した益城町福田町民グラウンドについては、現地においてのり面及び駐車場の復旧工事が完了したことを確認するとともに、担当係長から、補正予算に計上している防球ネットかさ上げ工事についての説明を受けた。また、7月から供用開始予定であるとの説明を受けた。益城町町民グラウンドについては、現地において担当係長から、照明工事及びグラウンド工事についての説明を受けた。また、委員から、証明の設置について、近隣への影響を考慮してほしいとの意見やグラウンドの排水機能についての確認があった。以上、総務常任委員会の審査結果を報告します。

平成30年6月18日、総務常任委員長坂田みはる。益城町議会議長稲田忠則殿。

以上で、総務常任委員会報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

次は、福祉常任委員長報告、松本昭一委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） おはようございます。福祉常任委員会の報告をいたします。

福祉常任委員会報告書。平成30年第2回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第51号、平成30年度益城町一般会計補正予算（第1号）中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案53号、益城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。請願第2号、ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書の提出を求める請願書。

2、審査経過。（1）付託年月日。平成30年6月12日。（2）審査状況。平成30年6月14日午前10時から、役場仮設庁舎福祉常任委員会室において、全委員出席のもと、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、15日午前10時から、全委員出席のもと、益城町立第二幼稚園及び

益城町社会福祉協議会仮事務所の現場を視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第51号外1件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決することに決定した。請願第2号については、原案のとおり全会一致で採択することに決定した。

②審査の主な内容。議案第51号については、放課後児童クラブ等に関する質疑があり、飯野小放課後児童クラブの場所や定員、現状についての説明を受けた。また、議案第53号については、国民健康保険税改正等に関する質疑があり、資産割の廃止や保険者努力支援制度等についての説明を受けた。請願第2号については、ヘルプカードの取り扱いについて質疑があり、ヘルプカード及びヘルプマークの現状について説明を受けた。現地視察において、益城町立第二幼稚園では、老朽化した給水管の状況について園長から説明を受けた。次に、益城町社会福祉協議会仮事務所では、熊本地震から現在までの社会福祉協議会の運営状況等について担当者から説明を受けた。以上のとおり、福祉常任委員会の審査結果を報告します。

平成30年6月18日、福祉常任委員長松本昭一。益城町議会議長稲田忠則殿。

以上で、福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 福祉常任委員長の報告が終わりました。

次は、建設経済常任委員長報告、荒牧昭博委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） おはようございます。建設経済常任委員会の報告をいたします。

建設経済委員会報告書。平成30年第2回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第51号、平成30年度益城町一般会計補正予算（第1号）中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第52号、平成30年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第1号）。

2、審査経過。①付託年月日。平成30年6月12日。②審査状況。平成30年6月14日午前10時から、仮設庁舎建設経済常任委員会室において、全委員中4名出席のもと、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、6月15日午前10時から、全委員中4名出席のもと、益城寺迫地区污水管災害復旧工事現場（寺迫地区）、災害関連地域防災崖崩れ対策（安永1地区）工事現場（安永地区）、南宅地側河川災害復旧工事現場（惣領地区）を視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第51号外1件、当委員会に付託された議案について執行部から詳細な説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決することに決定した。

②審査の主な内容。議案第51号については、8款土木費の9目都市防災総合推進事業について質疑があり、避難路、避難地においては、まちづくり協議会からの提案が上がってきたものから順次予算計上をしているとの説明を受けた。また、8款土木費の災害公営住宅費17節公有財産購入費について質疑があり、土地の購入予定地として、民間からの提案を受けて、町の基準に合うことが必要との説明を受けた。議案第52号については、特段の意見はなかった。

③視察の結果と意見。益城寺迫地区ほか污水管災害復旧工事現場（寺迫地区）においては、担

当係長から事業概要についての説明を受けた。災害関連地域防災崖崩れ対策（安永1区）工事現場（安永地区）では、担当係長から事業概要についての説明を受けた。委員からは、事業に対する補助率、個人負担について質問を行った。南宅地側河川災害復旧工事現場（惣領地区）では、担当係長から事業概要及び護岸構造物の説明を受けた。以上の工事に対し、安全対策に万全を期すよう意見を行った。以上、建設経済常任委員会の審査結果を報告します。

平成30年6月18日、建設経済常任委員長荒牧昭博。益城町議会議長稲田忠則殿。

以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。以上で各常任委員長の報告を終わります。

それでは、これより各常任委員長報告に対する質疑を許します。

質疑に入ります前に、議員各位にお願い申し上げます。

常任委員長報告に対する質疑は、益城町議会会議規則第50条及び益城町議会議会運営に関する申し合わせ先例に従い、審査の経過と結果に対する疑義に限ります。また、発言は簡明にお願いいたします。

質疑はありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。

総務常任委員長に、簡単なことですが、一、二点お答えをお願いします。

一般会計の中だと思うんですけども、電算機運用費については復興基金のほうから充てるといふ説明があったということだったんですけど、そのほか内容については何か説明はなかったでしょうか。もしあったならば教えてください。

それと表彰、町民表彰の基準について、人員、表彰の人員や、人員とか表彰の額、表彰の額とか人員の数ですね、についての質疑があったと報告がありましたが、それに対する執行部の答えがあったならばお願いします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 坂田みはる総務常任委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 14番中村議員の御質問にお答えいたします。

電力制御システム取り付け設置費用につきましての質疑でございましたけれども、これは仮設庁舎のほう、旧庁舎のようにエアコン管理が集中管理できないために、電気料を抑えるため設置をするものという説明をいただきました。初期投資として、今回の補正に計上しておりますけれども、1年たたないうちに取り戻せるとの御答弁をいただいております。

それから、先ほどの町民表彰につきましては、こちらは人数をおっしゃいましたんでしたっけ。済みません、中村議員。

○14番（中村健二君） 人員の話、人員と表彰を受ける人員ですね、何名かと、そういう話で、そういうものを決めておったほうがいいんじゃないかという質疑がありましたということで終わってんですけども、その回答が、どういう回答が執行部からあったのか。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 申しわけないですね、はい。

人員につきましては、まだこれは申し出があっておりません。まだ載せておりませんので、今のところ人員等々については決まっていないということでございました。ただ、個人としての表彰について、特産品を出したらどうだというようなことと、金額を5,000円ぐらいでいかがかなというような御答弁はいただいております。一応以上でございます、済みません、はい。

○議長（稲田忠則君） 14番中村議員。

○14番（中村健二君） 2回目の質問を行います。

最初の一つ目の質問で、これは電子計算機運用費、その部分ですけども、その中で何かほかに、今説明されたのは仮設住宅のだと言われたんですけど、安心安全メールとか、そういう関係の交付金を全額使うということで、電子計算機運用費というのに対しての何か質疑があったというような、そういうことは、その質疑があったということで、復興基金を充てるということだけだったんですが、その内容が何か、どういうことだったのかということだったんですが、その辺をちょっと教えていただけたらということで、どういう内容の質疑があったのかですね。

それと2問目の人員と、人員の数と表彰の額についてはこれから決めるということですかね、詳細なことはですね。ちょっと1問目のやつだけもう一回、何かちょっと違うような。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 違うような。

○14番（中村健二君） 違うようなことが入ったんですね。お願いします。

○議長（稲田忠則君） 坂田委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 大変失礼いたしました。14番中村議員の御質問にお答えいたします。

全額復興基金で賄う予定であるという、その部分だけの説明だったので、ほかのことはなかったかという御質問、失礼いたしました。

内容として、ホームページに掲載したものをですね、LINEですとかFacebookなどのSNSと連動させて、同時に情報発信を行うためのシステム開発委託ということでの計上になっておりました。システム利用料ということで御説明をいただいております。以上でございます。失礼いたしました。

○議長（稲田忠則君） 中村議員。

○14番（中村健二君） システム改修費ということで、FacebookとかLINEとかで流すと、それと安心安全メールに流すということというようなことだったということですけども、安心安全メールは私も加入しているというか、あれだから入ってくるんですが、ただ、今火災についてはもう入ってこないようになっているみたいですが。

あと、ホームページに、これはもう、総括質疑のときか何か質疑、説明したのがあったかな、それとも、ホームページに上げるとすぐ、LINEとかFacebookに上がってくるということだったと思うんですが、それについて、結局LINEというのは、アクセスとか、どういうふうな接続であれば、益城町のただホームページを自分のスマホなりに入力しておけばそれで入ってくるのか、その辺の接続というかアクセスの仕方、その辺については何も説明はなかったですか。

○議長（稲田忠則君） 坂田委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 14番中村議員の御質問にお答えいたします。

先ほど御紹介しました、ホームページに掲載したものがホームページにアップしたのと同時にLINE、Facebook、安心安全メールに流れていくという御答弁をいただいたんですけども、そのほかにですね、これは職員がホームページに情報を載せると、それが自動的にLINEとかFacebookでも受け取ることができるという状況になっている、まず、職員がホームページに掲載してからということで御説明をいただいております。以上でございます。

○14番（中村健二君） LINEが流れてくるタイミングがね、何かつながっていく、つないだらできる、その方法について何か説明がなかったのか。

○総務常任委員長（坂田みはる君） そこまでの説明はなく、今、最後に申し上げました、職員の方がホームページに載せてという、そこからの御説明をいただいております。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議案に対する委員長報告に反対の方の発言を許します。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これで議論に対する討論を終わります。

これより議案第51号「平成30年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から議案第54号「益城町町民表彰等条例の制定について」までの4議案について採決いたします。

議案第51号「平成30年度益城町一般会計補正予算（第1号）」から議案第54号「益城町町民表彰等条例の制定について」までの4議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって、議案第51号から議案第54号までの4議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号「ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書の提出を求める請願書」についてを議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） おはようございます。7番吉村でございます。請願書について、朗読をもって説明にかえさせていただきます。

ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書の提出を求める請願書。

外見からは容易に判断が難しいハンディのある方が、周囲に援助や配慮が必要であることを知らせるヘルプマーク及びそのマークを配したヘルプカードについては、導入を検討、開始している自治体が増えています。特に昨年の7月にヘルプマークが日本工業規格（JIS）として制定され、国として統一的な規格となってからは、その流れが全国へと広がっています。

このヘルプマーク及びヘルプカードについては、援助は配慮を必要とする方が所持、携帯していることはもちろんのこと、周囲でそのマークを見た人が理解していないと意味を持たないため、今後はその意味を広く国民全体に周知し、思いやりのある行動をさらに進めていくことが重要です。当初想定していた内部障害や妊婦初期の方だけではなく、知的障害、精神障害や発達障害、さらにはがんで闘病中の方など、多くの国民に利用が広がっています。

平成28年1月には、日本身体障害者団体連合会、全国手をつなぐ育成会連合会等とともに、内閣府に対しヘルプマークの周知、普及について要望がなされました。しかし、国民全体における認知度はいまだ低い状況にあり、今後はその意味を広く国民全体に周知し、普及推進に取り組むことが求められています。心のバリアフリーであるヘルプマーク及びヘルプカードのさらなる普及促進及び全国どこでも適切な援助を受けられるよう、国に対し意見書の提出を要望いたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 紹介議員の説明が終わりました。

これより請願に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

次に討論に入ります。

請願第2号の福祉常任委員長の報告は採択であります。委員長報告に対し、反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。これより請願第2号「ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書の提出を求める請願書」を採決します。

この採決は、起立によって行います。この請願に対する福祉常任委員長の報告は採択です。請願第2号「ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書の提出を求める請願書」を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって、請願第2号「ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書の提出を求める請願書」については、採択することに決定されました。

日程第2 議案第55号 工事請負契約の締結について

○議長（稲田忠則君） 日程第2、議案第55号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第55号、工事請負契約の締結について説明します。

益城町立第五保育所震災復旧移転新築工事につきましては、条件つき一般競争入札により実施

し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、熊本地震により被災した第五保育所を移転して新築工事を行うものです。工事の内容は、園舎488.57平米、LPG倉庫2.34平米、プレハブ倉庫40.92平米の建築工事及び電気機械設備の工事となります。

契約金額は2億3,607万7,200円で、契約の相手方は、熊本市東区戸島西5丁目5番57号、山王株式会社でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（稲田忠則君） 議案第55号、工事請負契約の締結についての説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第55号「工事請負契約の締結について」を採決します。この採決は起立によって行います。議案第55号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。したがって、議案第55号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第3 議案第56号 工事請負契約の締結について

○議長（稲田忠則君） 日程第3、議案第56号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第56号、工事請負契約の締結について説明します。

大規模滑動防止事業（杉堂2地区）工事につきましては、条件つき一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、杉堂地区において、熊本地震により被災しました擁壁の復旧と宅盤の滑動を抑止する工事を行うものです。

工事の内容は、のり面工、地盤改良工、舗装工、排水工、補強土壁工、擁壁工の工事となります。

契約金額は3億227万400円で、契約の相手方は、天草市有明町大島子2372番地、株式会社吉田組でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（稲田忠則君） 議案第56号、工事請負契約の締結についての説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第56号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第56号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。したがって、議案第56号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第4 議案第57号 工事請負契約の締結について

○議長（稲田忠則君） 日程第4、議案第57号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第57号、工事請負契約の締結について説明します。

益城町町民グラウンド災害復旧工事（照明工事）につきましては、条件つき一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、熊本地震により被災しました町民グラウンドの照明施設及びグラウンド内工作物の復旧工事を行うものです。

工事の主な内容としましては、照明工事につきましては、LED照明設備工20基の新設と、それに伴う電気設備工事となります。グラウンド内工作物につきましては、地震で損傷しましたフェンスやバックネット、相撲場などの工事となります。

契約金額は2億2,161万6,000円で、契約の相手方は、熊本市中央区本荘6丁目17番21号、株式会社九電工熊本営業所でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（稲田忠則君） 議案第57号、工事請負契約の締結についての説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(なし)

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第57号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。この採決は起立によ

って行います。議案第57号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員であります。よって議案第57号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5 議案第58号 工事請負契約の締結について

○議長(稲田忠則君) 日程第5、議案第58号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 議案第58号、工事請負契約の締結について説明します。

益城町町民グラウンド災害復旧工事(グラウンド工事)につきましては、条件付一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、熊本地震により被災しました町民グラウンドのグラウンド部分、駐車場などの復旧工事を行うものです。

工事の主な内容としましては、グラウンド部分1万8,000平米の表層を掘削した上、新たな表土による舗装を行います。また、排水機能復旧のため、暗渠配水管の埋めかえを行います。さらに駐車場の復旧のため、舗装の張りかえを行います。

契約金額は1億8,784万8,288円で、契約の相手方は、福岡市中央区大手門2丁目1番34号、長谷川体育施設株式会社九州支店でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長(稲田忠則君) 議案第58号、工事請負契約の締結についての提案理由説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

これより議案第58号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。この採決は、起立によって行います。議案第58号について原案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立多数であります。したがって議案第58号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6 議案第59号 工事請負契約の締結について

○議長（稲田忠則君） 日程第6、議案第59号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第59号、工事請負契約の締結につきまして説明します。

益城町益城馬水地区ほか污水管災害復旧（16-17ほか）工事につきましては、条件付一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、熊本地震により被災しました県道熊本高森線を挟み、テッシャ側より東部の馬水・安永地区の下水道管渠の復旧工事現場を行うものです。

工事の内容は、復旧延長が980メートルで、開削工として内径200ミリ管が541.2メートル、マンホール復旧工が19基の復旧工事となります。

契約金額は5,115万8,000円で、契約の相手方は、益城町大字福富719番地、有限会社富田産業でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

（自席より発言する者あり）

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） ただいま契約金額に一部誤りがありましたので、正しい数字は5,815万8,000円でございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 議案第59号、工事請負契約の締結についての説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。

1点だけちょっとお伺いします。

というのはこの工事の、一般競争入札で行われて2者が応札しているわけですが、落札率が99.91%なんですよね。それはもうそれで仕方ないんですけども、じゃあ、もう一者は幾らで応札してたのか。約100%と同じですからね、もう一者のほうはどうだったのかと、ちょっと。最低価格を下回ったとか、そうでもないようですし、ですから、幾らでもう一者の、山王（株）というのかな、応札されていたのか、もしお教えいただけるならお教え願いたい。

○議長（稲田忠則君） 富永総務課審議員。

○総務課審議員（富永清徳君） 総務課審議員の富永です。14番中村議員の御質問お答えいたします。

今回の下水道工事に関しましては、先ほど言われましたように、2者の応札がっております。富田産業が99.91%ということで、それでもう一者が山王株式会社になりますけれども、そちらに関しましては、税抜きで金額です、5,388万円ということで、99.96%で応札をされております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 14番中村議員。

○14番（中村健二君） 仕方がないといえば仕方がないんでしょうけども、余りにも何かちょっと見え見え、どの工事でも談合まで言わんですけど、調整というのはそれぞれの業者間で行われているとは思いますが、この場合はもう誰が見ても、疑われても仕方がないような数字なもんですからね、この辺をちょっと、もう少し入札のときは、業者に何か言われるかもわかりませんが、町としても対応をちょっと考えていただかないかんなど。99.91と99.96というのはもう、これは話し合いができていない以上は設定できていないような金額だと思わざるを得ないのでですね。この辺は少しぐらい、もうちょっと慎重にいったほうがいいんじゃないかと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第59号「工事請負契約の締結について」を採決します。この採決は起立によって行います。議案第59号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。したがって議案第59号「工事請負契約の変更について」は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7 議案第60号 工事請負契約の締結について

○議長（稲田忠則君） 日程第7、議案第60号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第60号、工事請負契約の締結につきまして説明します。

益城町益城安永地区污水管災害復旧（22-02ほかC）工事につきましては、条件付一般競争入札により実施し、お手元の議案の内容で契約締結を行おうとするものでございます。

本工事の概要ですが、熊本地震により被災しました県道熊本高森線から南側安永地区の下水道管渠の復旧工事を行うものです。

工事の内容は、復旧延長が616.3メートルで、開削工として内径150ミリ管が86.1メートル、200ミリ管が267.9メートル、250ミリ管が43.1メートルで、また、推進工としまして、内径250ミリ管が197.5メートル、マンホール復旧工が15基の復旧工事となります。

契約金額は1億1,651万4,270円で、契約の相手方は、熊本市南区出仲間1丁目6番5号、株式会社杉本建設でございます。

よろしく御審議のほどをお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（稲田忠則君） 議案第60号、工事請負契約の締結についての説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第60号「工事請負契約の締結について」を採決します。この採決は、起立によって行います。議案第60号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。したがって議案第60号「工事請負契約の締結について」は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8 議案第61号 工事請負契約の変更について

○議長（稲田忠則君） 日程第8、議案第61号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 平成29年災公下第6号、益城町益城福富地区污水管災害復（21-13ほか）工事につきましては、平成29年6月議会におきまして契約の承認をいただいた工事であり、今回の変更の内容につきましては、請負金額の変更であり、現在の請負金額5,269万1,040円に対し、1,242万7,132円を増額するものです。

増額の理由としましては、本工事におきまして、近接して他事業の災害復旧工事が行われ、交通規制が複数箇所あり、地元住民の交通の妨げとなり、住民の要望などにより夜間施工へ変更したものです。また、推進工において、発進立坑より発進しました先導管が、既設立坑ケーシングと接触し推進不能となったため、既設ケーシングの切断などに変更が生じたため増額するものです。

なお、本工事の変更につきましては、既に国交省との変更協議を終え、変更の承認をいただいているものでございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 議案第61号、工事請負契約の変更についての説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

竹上公也議員。

○15番（竹上公也君） 15番竹上でございます。

変更工事についてちょっとお伺いいたします。変更工事があった場合に変更した箇所、こういうものについて役場のほうでは確認するために、写真だとか、そのための工事の状況だとか、日報だとかというふうなものは確認されていたのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 水上下水道課長。

○下水道課長（水上眞一君） 下水道課長の水上でございます。

14番竹上議員の御質問にお答えをいたします。

変更のときにどのような協議がなされたのか、また、資料等はあるのかという御質問かと思っております。変更の場合は業者より変更の協議書というのが上がってまいります。もちろん写真とか図面も添付してあります。それを総合しまして変更を決定するところであります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 15番竹上議員。

○15番（竹上公也君） 変更箇所については日報が上がって、日報といういろいろな書類が上がっているということでございます。ということは、この部分についての写真だとか、いわゆるそういういろいろな変更した箇所の確認の事項のための書類というのは役場のほうにとってあるのか、きちんと保管してあるのかどうかお尋ねしたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 水上下水道課長。

○下水道課長（水上眞一君） 下水道課長の水上でございます。

15番竹上議員の2回目の御質問にお答えをさせていただきます。

変更関係の書類はどうやって保管しているのかということでございますが、担当課にて厳重に保管しております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 7番吉村です。

1点お伺いいたします。この工期なんですけれども、昨年6月26日から今年6月29日までとなっております。残り、きょうが18日ですから11日間しかないんですけれども、この工期はこのままでよろしいのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（稲田忠則君） 水上下水道課長。

○下水道課長（水上眞一君） 下水道課長の水上でございます。

7番吉村議員の御質問にお答えをいたします。

工期が本年6月29日となっております。この期間内に終わるのかどうかということかと思っております。工事はもう既に終わっておりまして、竣工はこの日以前、この日以前の竣工になるかと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第61号「工事請負契約の変更について」を採決します。この採決は、起立によっ

て行います。議案第61号について原案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員であります。したがって議案第61号「工事請負契約の変更について」は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9 議案第62号 工事請負契約の変更について

○議長(稲田忠則君) 日程第9、議案第62号「工事請負契約の変更について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) 平成29年災公下第4号、益城町益城真水地区污水管災害復旧(22-06ほか)工事につきましては、平成29年6月議会におきまして契約の承認をいただいた工事でありす。

今回の変更の内容につきましては、請負金額の変更であり、現在の請負金額1億8,354万6,000円に対し、691万6,717円を増額するものです。

増額の理由としましては、本工事の推進工において、事前の試掘調査により、既設管施工の鋼矢板、基礎コンクリート部分が支障となるため、立坑の工法及び位置、掘削深、また、管渠の延長などが変更となるものです。また、別ルートにおいて、ボーリング調査の結果、大きな礫等が確認され、設計での推進では到達不可能なため、鋼管さや管での工法へ変更したため増額となるものです。

なお、本工事の変更につきましては、既に国交省との変更協議を終え、変更の承認をいただいているものでございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(稲田忠則君) 議案第62号、工事請負契約の変更についての説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

15番竹上議員。

○15番(竹上公也君) 15番竹上でございます。

1点だけ教えてください。この変更金額というのはどういう形で査定されて出されているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長(稲田忠則君) 水上下水道課長。

○下水道課長(水上眞一君) 下水道課長の水上でございます。15番竹上議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員の御質問では、工事の変更金額の内容かと思いますが、よろございますか。

○15番(竹上公也君) 金額の査定。

○下水道課長(水上眞一君) 査定ですか。

○15番(竹上公也君) 査定。どういうふうな形で出しているのか。

○下水道課長(水上眞一君) 本工事の変更につきましては、大きく2点ございます。

まず、推進工事を施工するに当たりまして、事前の掘削調査により既設管施工事の立坑の鋼矢板、それから基礎コンクリートの部分が支障となりましたものですから、立坑の工法及び位置、掘削深、また管渠の延長等を変更したものが、金額に直しますと約130万円ほどかかっております。また、別ルートにおいて、ボーリング調査の結果、大きな礫等が確認され、推進の工法を変更したものでございますが、これにつきましては約550万円ほど金額がかかっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 15番竹上議員。

○15番（竹上公也君） 済みません、私の言い方が悪かったかも知れませんが、この前の変更も同じなんですけれどこれを、いわゆる今言われたのは550万円の金額が変更になったという部分のね、何で変更になったかという意見だと思いたしますが、もう一回言わせていただきますけれども、この金額を出すに当たり、どういうふうな形で積算されているのか、その金額の出し方についてね、どういう形で計算してこの金額になったのかを、お聞きしているわけございまして、そこら辺をよろしく願います。

○議長（稲田忠則君） 坂本復興整備課長。

○復興整備課長（坂本忠一君） 復興整備課長の坂本でございます。工事のですね、設計変更について、そのやり方、どのようにして額を出して、どのようにして契約をするかという内容の御質問かと思えます。

一般論として、今、災害復旧復興の工事をやっておりますけれども、工事の途中で、仮に当初5,000万円という、まず設計がございまして、それで入札をします。先ほどの入札率がどれだけであるかという入札率が出ます。で、次にやることは、この工事が進んでいくときに、いろんな予見できないことが起こり得ます。そうしますとそれを竣工させるためには、例えば簡単に言いますと6,000万円とかですね、そういうふうなことになったという想定にいたしますと、まずどんだけ増えるか、その変更に関して適正か、補助金のですね、出るところとまず協議をいたしまして、それでいいということであれば、その数量が出ますのでですね、それに基づいて図面を書き直して、変更したら幾らになりますというお金を出します。そして、入札率何%で取られているかというのがありますので、1件ごとに率が違いますので、その率を掛けて契約額変更の契約額を算出いたします。

ですから、内容につきましてはですね、現場で出た写真とかいろんな資料をもとにですね、数量を適正に出すと。それに基づいてまた積算をやり直すというようなやり方で、あとは入札率を掛けてですね、契約額を出すという流れでやっております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 15番竹上議員。

○15番（竹上公也君） 追加については委託設計の金額ということでよろしいんですね。その場合、追加の追加になった場合は、その積算も委託するわけですね、設計費で。追加の追加する場合、そこら辺のことをもう一度願います。

○議長（稲田忠則君） 坂本復興整備課長。

○復興整備課長（坂本忠一君） 2回目の御質問ですかね、数量を出すときのやり方、手段、例

えばお金が発生するだというような問題でございます。

それで、契約変更をするときは、小さい物から大きい物がございまして、特に下水道なんかいうのは、大きい石があると推進の工法を変えるというような大きな変更につながるので、もともと設計をしておるコンサル担当にですね、協議いたしましてですね、内容次第なんです、ある程度のことはやっていただくと。それから、ちょっとした軽微な変更はですね、職員のほうで現場にいろいろな測量をして、最近は図面もですね、CADでつくってございますから、その修正とかいうのもですね、町の職員でできる者がおりますので、そういうやり方もするし、要するに程度次第ですね、数量、それから図面を修正させていただいています。

積算については、現在ですね、町のほうで土木に関してはですね、ほとんど積算は町のほうが担当してやっております。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 9番宮崎でございます。私、1点だけちょっと確認をさせていただきたいと思います。

議案49号で、先ほど同両議員のほうからですね、これの工事期間、多分この49号につきましても6月23日。

（自席より発言する者あり）

（自席より発言する者あり）

何ですか。

（「59号だよね」と呼ぶ者あり）

59号。

（「62」と呼ぶ者あり）

申しわけありません、62号ですね。62号の中で、これの工事期間が、多分今年の6月29日までで完了するようになっております。今まで説明を受けた中で、多分これはですね、今回提出されたのは、大体全て工事が終わって、それである程度の金額の修正が出て、その金額を今回提示をして了解をいただこうと、こういう感じだろうと思うんです。ですから、もう工事は全て終わっていると、で、ここは議決をしなかったらどうなるのか、ちょっとよく分かんないんですが、多分そういう感じじゃないかと思うんですが、ここの1点だけですね、ちょっと確認を、お答えをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 水上下水道課長。

○下水道課長（水上眞一君） 下水道課長の水上でございます。9番宮崎議員の御質問にお答えをいたします。

議案第62号の平成29年度災公下第4号でございます。こちらが、工期が本年6月の29日となっております。既に現場のほうの施工は終了しておりますので、こちら6月29日までは竣工できると考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎議員。

○9番（宮崎金次君） 今、答弁をいただきましたけども、もう既にこの工事は完了していると

いうことでありますので、ほかの議案とはちょっとニュアンスがですね、61号、62号というのはちょっと違ふと、これは変更ですからですね、当然違ふと思うんです。ですから多分、次、審議される議員提案のやつにつながってきたんだろうと思うんですけど。

ただ、ここでですね、ちょっと私、心配になるのは、やっぱりですね、工事を発注して、早くやっていただかないと復旧復興が進まない。その途中でですね、いろいろ変更が出てくると、こういう場合ですね。じゃあどうやってスピードを落とさないでいくかと、こういうのは非常に問題になると思うんですね。変更があったとき、執行部が勝手に値段をかえて、工事を続けさせる、これも一理あるかもしれませんが。だけど、後で今回みたいですね、議案に出てくると、議会はもう、正直言って反対もできないと。もう終わっている、こういう状況になるわけですよ。

で、そこをどうするかという話なんですけども、やっぱり変更とかいろんなやつが出てくる、当然出てくると思うんですけども、そのとき、やっぱり議会の委員会に通知をすとか、委員長さんに通知をしてですね、これは変更せざるを得ないというような内容をですね、議会のほうに通知していただければ比較的スムーズにですね、実行できるんじゃないかと思うんです。もう今さらですね、この61号、62号、これはもうやめるといふ、もう否決するわけにもいかないし、そういう感じになるんじゃないかと思うんですが、これについて執行部のほうで答えていただける人がおりましたら、どうぞお答えをいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 持田土木審議監。

○土木審議監（持田 浩君） 9番宮崎議員の御質問に対してお答えさせていただきます。

工事の変更でですね、こういった場で工事が終わっている中で議案として出てきて、なかなか議会としては反対もできないような状況というのはいかがなものか、ただ、そういった中で復旧復興を進めるに当たり、何らかの工夫が必要ではないかという、そういった御趣旨の御質問だったと思います。

一般的な話でさせていただきますが、こういった大規模な工事になりますと、常々変更というのが必ず出てくるというのが常でございます。そういった中でこういった形で変更を進めるのかといいますと、工事担当とそれから業者の間で、先ほど御質問にもありましたが、写真とか図面ですね、確認をいたしまして、これは適正な変更だ、そうではないという判断をしたらですね、指示書というのを出示して、ここは確かに変更の対象とします、変更の対象としませんというようなことを協議をいたしてですね、それを積み重ねた上で最終的な変更を行うというのが、一つは工事を円滑に進めるという観点から必要となってくることでございます。

もう一つはですね、今回何千万単位とかいう形で金額の変更を伴いますが、それに対しましては詳細な数量がですね、現地で、これは実情ですけども、でき上がった後でないと数量は確定しませんので、数量が確定しないということは金額が確定しないということになります。そういったことから現場でですね、いろんな変更が出てきたときに指示書を活用して、請負者と発注者の間で確認をしていくというようなスタイルが一般的に進んでおります。

ただ、宮崎議員の御指摘のようにですね、それを議会のほうに報告をして、その場で御承認をいただくというのも貴重な御提案だと思いますので、どの程度ですね、そういったものが可能な

のか可能でないのか、はたまたそういうのを制度的にですね、これは多分一般的な工事の進め方にも関係してくると思いますので、なかなか町のほうだけで決定するわけにはいかないと思いますので、いろんなところと協議をする必要はあるのかなというのを宮崎議員の御質問を聞いていて、これは個人の感想ですけども思ったところです。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより議案第62号「工事請負契約の変更について」を採決いたします。この採決は、起立によって行います。議案第62号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。したがって議案第62号「工事請負契約の変更について」は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10 議員提出第2号 町長の専決処分事項の指定に関する条例の制定について

○議長（稲田忠則君） 日程第10、議員提出第2号「町長の専決処分事項の指定に関する条例の制定について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

12番坂田みはる議員。

○12番（坂田みはる君） 12番坂田みはるでございます。

議員提出第2号、町長の専決処分事項の指定に関する条例の制定について、町長の専決処分事項の指定に関する条例を次のように制定することとする。

平成30年6月18日提出。

提出者議員、坂田みはる。

賛成者議員宮崎金次、賛成者議員富田徳広。

それでは、提案の理由につきまして、議案書の朗読をもって説明とさせていただきますと思います。

地方自治法第180条第1項の規定により、町長が専決処分をすることができる事項を指定しようとするものであるが、そのためには条例を制定する必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

なお、町長において専決処分にすることができる事項については、第2条にあるように、第1号が町営住宅に係る家賃等の請求及び益城町営住宅条例第41条の規定に基づく住宅の明け渡し請求に関する訴訟、和解及び調停に関する事項。第2号が法律上町の義務に属する損害賠償のうち、その額が1件につき50万円を超えないものの額を定めること、並びにこれに伴う和解及び調停に

関する事項としております。

議員提出として出ささせていただく根拠についても少し触れさせていただきたいと思います。

町村長と議会の関係を調整する手段の一つとして、町村長の専決処分があります。専決処分とは、議会の権限に属する事項について、町村長が議会にかわって意思決定を行うことですが、この専決処分には次の二つの場合があります。

一つ目が地方自治法第179条、長の専決処分の規定に基づいて専決処分を行うもので、益城町において最近の例としては、平成30年5月31日に開催された第4回臨時議会において上程された議案第44号から議案第49号までの6議案は、いずれも地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分し、同条第3項の規定により直近の議会、5月31日の臨時議会で報告し承認を求めました。

二つ目が、議会の委任によるもので、地方自治法第180条、議会の委任による専決処分に規定されているものです。この地方自治法第180条第1項においては、議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは普通地方公共団体の長においてこれを専決処分に行うことができるとされております。第2項で、前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長はこれを議会に報告しなければならないとなっております。

今回、議員提出第2号、町長の専決処分事項の指定に関する条例の制定については、この地方自治法第180条第1項の規定により議員提出いたしました。今回、長に専決処분을委任しようとする事項、第2条ありますように、第1号は町営住宅に係る家賃等の請求及び、重複しますが、益城町営住宅条例第41条の規定に基づく住宅の明け渡し請求に関する訴訟、和解及び調停に関する事項についての専決処分の事項ということです。第2号が町の義務に属する損害賠償のうち、その額が1件につき50万円を限度として、その和解及び調停に関する事項について専決処分の事項とするということです。

以上のことから、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 議員提出第2号、町長の専決処分事項の指定に関する条例の制定についての説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

したがって、議員提出第2号「町長の専決処分事項の指定に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

済みません、討論なしと認めます。

これより、議員提出第2号「町長の専決処分事項の指定に関する条例の制定について」を採決いたします。この採決は起立によって行います。議員提出第2号について、議案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。したがって、議員提出第2号「町長の専決処分事

項の指定に関する条例の制定について」は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第11 議員派遣の件

○議長（稲田忠則君） 日程第11、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付してありますとおり派遣することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり派遣することに決定しました。

日程第12 閉会中の継続調査の件

○議長（稲田忠則君） 日程第12、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、別紙継続調査一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。

6月12日から本日まで7日間にわたりまして御協力をいただき、まことにありがとうございました。

これで平成30年第2回益城町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時27分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

益城町議会議長

署名議員

署名議員